

第八十回国 参議院外務委員会會議録第三号

昭和五十二年四月七日(木曜日)
午後三時二十二分開会

委員の異動

三月八日

久保 亘君

補欠選任

三月十日

田淵 哲也君

補欠選任

三月十一日

宮之原貞光君

補欠選任

三月二十二日

栗林 卓司君

補欠選任

三月二十九日

山田 徹一君

補欠選任

三月三十一日

上田 哲君

補欠選任

四月一日

久保 亘君

補欠選任

四月二日

山田 徹一君

補欠選任

四月四日

川村 清一君

補欠選任

委員亘四郎君は逝去された。

四月五日

久保 亘君

補欠選任

四月六日

小野 明君

補欠選任

四月七日

木内 四郎君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

寺本 広作君

大鷹 淑子君

亀井 久興君

森野 章君

戸叶 武君

伊藤 五郎君

山本茂一君

久保 亘君

山田 徹一君

立木 洋君

國務大臣

外務大臣

政府委員

外務大臣官房長

外務省アジア局長

外務省アメリカ局長

外務省条約局長

外務省条約局外務参事官

鳩山威一郎君

松永 信雄君

中江 要介君

山崎 敏夫君

中島敏次郎君

村田 良平君

外務省国際連合局長 大川 美雄君
 水産庁次長 佐々木輝夫君
 海上保安庁次長 間 孝君
 常任委員会専門員 服部比左治君
 運輸省航空局局長 山田 隆英君
 國際課長

本日の會議に付した案件

○國際情勢等に関する調査

(二百カイル経済水域及び十二カイル領海問題に関する件)

(日米首脳會談・特に核燃料再処理交渉に関する件)

(日米航空協定改定交渉に関する件)

(在韓米軍撤退問題に関する件)

(ベトナムに対する経済協力に関する件)

(外務省の使用する暗号に関する件)

(軍縮・特に核兵器廃絶問題に関する件)

(日韓大陸棚協定問題に関する件)

○千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作權條約及び關係諸議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○子に対する扶養義務の準拠法に関する條約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○税関における物品の評価に関する條約の改正の受諾について承認を求めるの件(内閣提出)

○がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する條約(第三百三十九号)の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○國際農業開發基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○國際農業開發基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺本広作君) たいだいまから外務委員会を開会いたします。

議事に先立ち一言申し上げます。
本委員会委員亘四郎君は、去る四月四日、心筋梗塞のため急逝されました。まことに痛恨哀惜にたえません。

同君は、本委員会の委員として一緒に國政に尽くしてまいりましたが、ここに皆様とともに謹んで黙禱を捧げ、心からの哀悼の意を表し、御冥福をお祈りしたいと存じます。

それでは、出席者全員の皆様の御起立をお願いいたします。黙禱。

〔総員起立、黙禱〕

○委員長(寺本広作君) 黙禱終わり。御着席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

○委員長(寺本広作君) まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十二日、栗林卓司君が委員を辞任され、その補欠として田淵哲也君が、また三月三十一日、上田哲也君が委員を辞任され、その補欠として目黒今朝次郎君がそれぞれ選任されました。

○委員長(寺本広作君) 次に、國際情勢等に関する調査を議題といたします。

この際、鳩山外務大臣から発言を求められております。これを許します。鳩山外務大臣。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 最近のわが国をめぐる國際情勢について概略御説明いたします。

まず日米首脳会談についてであります。このたびの会談は、日米両国政府の新しい首脳の間で、世界の中の日米協力との見地から一層平和で繁栄した国際社会の実現のため、両国の協力関係について意見交換を行うとともに、両首脳の間で自由かつ率直な対話と相互信頼の関係を築くことを最大の目的としたものであり、この目的は十二分に達成されたものと考えております。

今回の会談の主要な内容は次の各点であります。

両首脳の間で、日米両国を含む先進民主主義工業諸国が世界経済の景気浮揚に努力する必要があるとの共通の認識が確認され、自由貿易体制の維持、南北問題、エネルギー問題等の国際経済上の課題については、五月のロンドンにおける主要国首脳会議の意義を重視し、その成功のためにも努力することが合意されました。

アジアの問題については、カーター大統領より、米国が今後ともアジア・太平洋地域において積極的役割を果たすことを再確認し、両首脳間で日米両国ともに東南アジア諸国連合による地域的結束と発展のため、協力を続ける用意があることが改めて確認されました。

政府としては、これら諸国との友好関係にかんがみ、今次会談の概要について説明するため、現在ASEAN五カ国及びビルマに有田外務審議官を派遣しております。

また、今回の日米首脳会談において朝鮮半島の問題については、カーター大統領より、在韓米地上軍の撤退を行うに当たっては、朝鮮半島の平和を損なわないよう十分配慮する旨の説明がありました。

次に、原子力の平和利用の問題、なかんずく、使用済み燃料の再処理の問題については、カーター大統領より、その核拡散につながる危険性を強調したのに対し、総理より、わが国にとり原子力開発利用計画の実現に向かって進むことは緊要であるとして強く主張されました。その結果、日米両国政府間で早急に協議を行うことになったことは

御高承のとおりであります。

また今回の首脳会談において、両首脳により、核軍縮の第一歩として、あらゆる環境における核実験の早急な禁止が強調されました。

さらにカーター大統領より、わが国が国際連合安全保障理事会常任理事国となる資格を十分有しているとの考えが述べられ、その実現に対する米国の支持が表明されました。

以上のような今回の会談の成果を踏まえ、政府としては、今後とも世界の中の日米協力を推進してまいり所存であります。

次に、漁業問題を中心に日ソ関係について御説明いたします。

昨年十二月十日、ソ連が最高会議幹部会令により二百海里漁業水域を設定し、さらに本年二月二十四日、ソ連邦大臣会議決定により実施規則を公布したこと、日ソ漁業関係は重大な転機を迎えました。

かかる事態に対処するため、鈴木農林大臣は本年二月二十八日より四日間訪ソし、イシコフ大臣と今後の日ソ漁業の枠組みにつき協議し、今後の交渉の筋道について合意が達成されました。これに基づき日ソ両国は、長期的漁業協定の締結のため早急に交渉を開始することとなったほか、一九七七年年度についての暫定取り決め締結交渉を三月十五日から三十一日までモスクワにおいて行うとともに、同日より東京において、日ソ漁業条約に基づき日ソ漁業委員会を開催し、サケ・マス及びニシンについて審議することとなりました。

モスクワにおける交渉は、連日双方代表団の間で行われましたが、遺憾ながら四月一日までに妥結に至らず、交渉は中断することとなりました。

交渉における主要問題は、(1)適用水域の問題、(2)わが国の領海幅員が拡大された場合にソ連側の漁業の権利を認めよとの先方の主張、(3)ソ連側二百海里内におけるソ連の主権的権利、許可証、取り締まり、なかんずく裁判管轄権を明記する問題であり、さらに漁業の実態について、わが再三の主張にもかかわらず、ソ連側は話し合いに入らうと

せず今日に至ったものであります。

東京における交渉はモスクワ交渉と並行して行われましたが、ソ連側が二百海里内の操業について話し合う権限は有していないと主張したのに対し、わが方は、日ソ漁業条約は有効であり、二百海里内外を含む条約水域でのサケ・マス及びニシンの規制措置について審議すべきである旨主張して対立したほか、サケ・マスの漁獲割り当て量及びニシンの漁獲についても日ソ双方の立場は対立したまま、三月三十一日、日ソ漁業委員会は休会となり、ソ連代表団は同日帰国いたしました。

このような事態にかんがみ、政府は四月五日園田官房長官を特使としてモスクワへ派遣し、本七日のソ連側首脳との会談において福田総理親書を手交するとともに、膠着した局面の打開と日ソ友好関係の増進を図ることとしており、また、鈴木農林大臣も本七日訪ソし、イシコフ漁業大臣との間に漁業交渉の詰めを行う予定であります。

次に日中関係であります。日中関係は一九七二年の国交正常化以来、貿易、航空、海運、漁業の四協定がすでに締結される等、全体的に着実に進展しております。

政府としては、今後とも日中共同声明を基礎に、一衣帯水の問柄にある中国との善隣友好関係をより一層安定的なものとしていくため努力していく所存であります。

日中平和友好条約交渉については、日中両国とも早期妥結の熱意において一致しており、政府としても日中双方にとって満足のいくような形で、できるだけ速やかに締結したいと考えております。

次に国際経済問題についてありますが、来る五月七、八日の両日、ロンドンにおいて日、米、英、仏、西独、伊、加の首脳及びEC委員長が参加し、三回目の主要国首脳会議が開催されることとなりました。

今次会議の議題の詳細は未定であります。経済政策、貿易等の国際経済の諸問題を中心に、参加首脳間で忌憚のない意見交換が行われることが

予想されます。

現在の国際社会においては、景気の停滞、失業問題などの難問が山積しておりますが、かかる時期に首脳会議が開催されることは、まことに時宜を得たものであると考えております。

首脳会議の有するこのような重要な意義にかんがみ、わが国としては、今次会議に積極的に取り組み、諸問題の解決のために国際的責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上現下のわが国をめぐる国際情勢につき概略御説明いたしました。

かかる重大なる局面にあたり、私といたしましては、全力を尽くして責務の遂行に当たる所存であり、委員各位の御理解と御支援をお願いする次第でございます。

以上でございます。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、木内四郎君が委員を辞任され、その補欠として山本茂一郎君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○森野章君 新しい外務大臣になって初めてですが、けれども、われわれの外務委員会はわりあい余り肩に力を入れないで、対話的な気分です。やってみて、ひとつさつきばらんに私も私どもも言いますし、やってみてほしいと思っております。

最初に、いま非常に政府も苦勞しておられる対ソ漁業交渉の問題で、これ国際秩序という立場から見ると、二百海里宣言というものが大國が先陣争いでやってきた。何と云っても海底資源、魚、これ人類共通の資源なんです。そういう人類共通の資源の問題だから、本当は海洋法の秩序なんかがちゃんとして、そういう国際秩序の中でそれぞれ國々の利益が、言うならば相談すべくで決

まっっていくということが好ましい状態であること
これはもう当然なだけども、何かこう大國、
日本が大國といえるかどうか多少疑問なところあ
るけれども、少なくとも米ソは大國、大國の先陣
争いで二百海里、それから日本は仲間入りして、
そして魚の問題はこれは一つの大きな利益だから
がんばらねばならぬ。これはわかるだけども、こ
ういふ状態というものは、新しいまたこれナショナ
リズムの芽が出てきたような懸念がちょっとするん
です。これは非常に警戒すべき問題ではないの
か。南北問題なんか非常に国際的には世界的に
は重大な懸案に各、大國は特に理解をしている
はずですよ。そういうふうなことで、私はちよつ
とそんな感じがするんですが、どうでしょうね、
そういう感想は。

○國務大臣(鳩山威一郎君) ただいまのお話は、
私といたしましても率直に申しまして大変残念な
ことだというふうに思います。特に二百海里問題
というものが相当前から論ぜられたということは
ございませう。また、カラカス会議以後に二百海
里問題が急速に力を得てきたという経過もありま
すし、また海洋法会議がなかなか結論が出ない、
こういうことでしびれを切らしてという面もある
うかと思いますが、海洋国家といいますが、沿岸
を広く持ち、そしてこの二百海里によりまして非
常に何といいますが、これ利益ばかり言つたん
じゃいけないだろと思ひます。海洋資源の保存
とかいうことも考へての措置でありますから、そ
の利益の面ばかり言うことはどうかと思ひますけ
れども、現実的な話といたしましては、やはり漁
獲量というものに非常に影響してくる話でありま
すから、したがって、特定の國が二百海里とい
う、特に漁業につきましては大変な管轄権を行
使する。また、世界には海を持たない國が確か二
十七カ國だったか八カ國だったかあるわけであ
りますし、また海は若干は持つておりましたが、た
とえばシンガポールみたいな國というのは、周り
で二百海里で囲まれちゃつて自分の二百海里とい

うものは持たないと、そういう國も非常に多いわ
けで、そういう意味からいへば大國といふもの
が二百海里をどんどん、しかも自國の國內法で実
施をしようといふことは、私はいままで國連
の海洋法會議で努力をしてきた方向とは矛盾する
のではないかと、そのような考へ方を日本として
とつておつたわけでありませう。今日この事態にな
りますと、日本だけがこの二百海里を実施しない
といふことは、かえつて非常な問題を起すに立
ち至つたのであります。今日までわが國の対処の
仕方がおくれたではないかといふ御批判もあるわ
けでありますけれども、國際社会の一員といたし
まして、わが國としては今日まで率先をして、ま
ず最初にわが國自身が二百海里をすべきであつた
ではないかといふことにつきましては、私どもと
しては毅然としていふ気分を持つておるところで
ございませう。

○森野章君 確かに、率先しなかつたことを非難
する方が私は間違つてゐると思ふだけども、
やっばり分捕り合戦といふことには非常にエネ
ルギーを集中するが、分け合つといふことにはほ
んど力を入れないといふところに現代の一つの問
題があると思ふんですよ。だから海洋法會議とい
うものは一つの理想を持つてゐるだけども、
どうもしかし海洋法會議の成功率といふものが、
なかなかこれ海洋法會議はむずかしい、成功しな
いんだらう。成功しない原因もいろいろあるよう
だけれども、これをちよつと、局長で結構だけ
れども、非常に悲觀説もあるわけですよ。しかし、
これは何とか成功させるといふ方向に努力するこ
とが、各國あるいは人類の大きな理想だと思ふん
ですけれども、その経過と展望はどうでしょうね。
これはことし片づくかどうか疑問でしようけれ
どもね。

あらうと思ひます。その詳細につきましては政府
委員から申し上げたいと思ひます。
○政府委員(中島敏次郎君) ただいま外務大臣か
らお話がございましたように、昨年の、二回にお
たりまして、春と夏と会期をやりまして、その会
期の進展ぶり、ことに夏の会期での進展ぶりが
大変期待に反したといふことで、前途に対して悲
觀的な見方をする向きもないわけではございませ
う。その点先生の御指摘の面もあり得るかと思
ひます。いま大臣からお話がありましたように、
夏の会期で所期の目的を達しなかつた最大の理由
は、これは何回もこの委員会でも御討議がありま
したけれども、深海海底の開発の問題でございま
して、これはいわば基本的には南北問題でござい
ます。深海の資源を開発するに当たつて、先進國
としては、できる限り私企業の開発のアクセスが
認められていべきであるといふ立場でありまし
て、後進國の方は、この海洋法會議で設立される
ところの國際機關がすべて開発をやるべきである
といふのが基本的な考へ方で、それに多少の譲歩
をしてもよろしいといふようなことであつたわけ
でございませうが、いずれにせよ、その深海海底の
開発の問題をめぐりまして先進國と後進國の間の
立場に非常に開きがあつて、何ら譲歩の氣配が見
えなかつた。

その間、キッシンジャー長官もみずからニュー
ヨークに乗り込んで打開に努めたりしたこともあ
りましたけれども、いずれにせよそこで打開が図
られなかつたといふことから、多少の悲觀的な考
へ方が出てきたわけではございませうけれども、この
前の夏の会期におきましては、その経験にかんが
みて、今年五月の二十三日でしたか、から行いま
すところの会期におきましては、いまの深海海底
の開発の問題を最初に取り上げて、最初の二、三
週間は全部はかの委員会の審議をストップして、
首席代表レベルでこの問題に取り組んでこの問題
の決着をつける、それができましたところではか
の問題を取り上げるというふうな、異常な決意を
もつて今度の会期に臨もうといふことではございま

して、昨年の夏会期が終つてしまつてからも關係各
國の間でいろいろ除で非公式な話し合いが進めら
れております。また、それらの状況に徴して今度
の会期で実質的な合意をあらゆる問題について得
られるかといふ点になりませう。これはいま大
丈夫ですと申し上げるのは樂觀的に過ぎるであら
うといふ感じを持つてはおりますが、何分でも広
範な複雑な海洋秩序に関するいろいろな問題を一
遍にやろうといふことではございませうので、事業
そのものはなかなか容易ではなからう。しかし各國
の態度は、非常に、今度の会期でもあれ実質的
な決着にまで何とか持つていきたいといふ非常な
熱意を持つてゐるといふふうには私どもは考へてお
ります。

○森野章君 一般的にはそういうことだらうと思
うんだけれども、こういう会合をまとめる場合に
おける日本の態度といひますか、つまり、大國の
側でもなければ必ずしも後進國の態度でもない。
言うならば中へ割つて入つてこういう会合を成功
させるといふ心意氣をこの海洋法會議の舞台で演
ずるといつたような、そういう姿勢が必要じゃな
いのか。そのためには役者も選ばねばならぬだろ
う。私は、何かこの海洋法會議といふものはやっ
ぱりどうしても成功させなければ分捕り合戦が拡
大するだけだ、そう思うんだけれども、これは外
務大臣、この海洋法會議の會議のやり方とかがい
ろ國際の舞台で旧來のやり方があるでしようけ
れども、やはりこれは重大な問題だから、そこに
ひとつ關心を持つて、中へ割つてつてこれを何と
かまとめるといふ、そういう役割りを、これは理
想に過ぎるかもしれないが、やっばり理想を追わ
なげやとおもしろくないですから、何かそういう発想
をひとつ検討してみてくれませんか。このこと
をひとつ。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 御趣旨は全くわかる
わけではございませうが、海洋法で問題になつてお
ります深海海底資源の開発の問題についてでありま
すけれども、この問題につきまして日本國內にお
きます何といひますか議論が、わりかた日本で開

心が持たれていないような感じがあるわけでございます。そういうようなことになかなか日本として態度が決まらないということがあったわけでございまして、特にこれは財政問題にも絡む問題が出てまいりますので、関係当局とも至急連絡をとって、何らかのはっきりした日本としての態度を決めなければならぬだろう。日本としての態度が決まらないでおりますと、国際会議の場に行きましてなかなか主張することができなくなるわけでありまして、日本としてのこの問題に対する態度を早急に固めるように努力をいたしたいと思っております。

○森野章君 それは日本としての態度を決めることは当然なだけども、これを何とかしてまとめるといふ、そういう立場を前進させるということかな、そういう役割りを何か持つような方向にいまちよっといけないものだろうかという発想なんです、これは。それはいろいろ会議に臨んで準備が要って、予算その他いろいろ要るんだけれども、海洋法秩序というものを、海洋法がねらったあの理想というものはいいんだから、いろいろ利害がふくそうするけれども、利害のふくそうというものは、さっきの説明があったように、金持ちと貧乏のけんかなんです、中へ入ってまとめるというふうな、そういう方向というものを何か具体的に前進することはできないであろうかという気持ちなんですけれども、もう答弁はいいですけれども、ひとつ検討してもらいたいと思う。

それから、この間の日米首脳会談の唯一の継続協議になった例の原子力発電の使用済み核燃料の処理問題につきましては、非常に日本も大きな打撃を受けるわけでございまして、一部、一部の議論の中には、アメリカも戦争用の核——核兵器も独占するが、平和利用の核の方も独占するのだといったようなことになるのではないかと、いう世論もあるですよ。まさかそこまでじゃないかと思うんだけれども、そういう点についてはどういふふうに見ておられますか。

けれども、この間核拡散防止条約をわれわれは一生懸命やってこれを締結した。そのときには平和利用も結構ございまして、保障措置はいろいろ講じなければなりませんよと、それは保障措置結構ですよと言った核防条約をついこの間通した。アメリカは確かに政権が移って、共和党から民主党になったんだけれども、しかし、アメリカの外交には外交として国際的にかなり一貫したのもななくちやならぬだろうと。どうやらカーター大統領は選挙戦の言うならばスローガンのような形にして登場したような感じがするんだけれども、核拡散防止条約の問題については、われわれの党でも実は非常に議論があったけれども、あの理想はあれでいいんだと、やっぱり日本はやった方がいいということをやったんです。平和利用はひとつそのかわり保障しよう。日本も結構昔から人がいから、核燃料もそっちから回しますと言ったら、そうだとおいて、おんぶにだっこのようななかっこうで通したことは通した。ところが、いまになって再処理の工場が七月開くか開かないかなんというときにストップをかけたというふうな状態なんです。これは確かに核拡散というもののぼくは延長線上にこのカーター大統領の理念というものがあつたことはあるんだが、そういうものを一気にやっていくというところについて、われわれとしてはこの間条約批准したばかりなもんだから、安全保障措置が十分でないというならそれは十分やるといふ努力をせよいかぬのは当然のことだけれども、いかに唐突の政策路線の変更みたいな感じがするんですが、まあヨーロッパではドイツとかフランスはすでに再処理をやつて、いろいろ日本よりも進んだことをやつて、もう運転をしていくわけですね。日本はまだそこまでいってない。七百億か何億か金使つちやつて、あれがまあアパになるという金の問題もさることながら、しかし、ヨーロッパではもうやつていくのに日本ではやらせなかつたという。この規定を見てみると、これはちよっと説明してもらいたいのだが、

ヨーロッパと、ユーラトゥムとアメリカが契約したときには、再処理の問題について相談しろなんという規定がないのに、日本とアメリカが原子力協定やつたときには再処理の問題はアメリカと合意をせなくちやならぬという区別があるんですけれども、これは締結するときどういふような意味でヨーロッパと日本を差別したのか、その経過をちよっと事務当局でいいから説明してくれませんか。八条C項のやつだ。

○政府委員(大川美雄君) ヨーロッパと申しますが、アメリカとユーラトゥムの協定では、おっしゃいますとおり、アメリカから購入した核物質の使用済み燃料を再処理するのには、アメリカからは同意を取りつける必要はございません。それは米・ユーラトゥム協定上の規定になっております。それは私も、実はいまから二十五年前後前にさかのぼるわけございまして、実は余り深くは勉強いたしておりませんけれども、米・ユーラトゥム協定ができましたのが一九五八年と了解しております。そのときからそういう規定になっておりました。日米協定の八条C項のように、アメリカから入ってきた核燃料の使用済み分を再処理するその国で再処理するのには、両国の共同決定を必要とする形式がアメリカ側が結んだ原子力協定で初めて出てきますのは千九百六十年に入ってからなんです。でございますね。日本の場合にも六八年の改定のとときにそれが入つてきているように思います。

ですから、これは私のまあ若干想像も加わりませけれども、たとえは六〇年の中ほど以降にもし米・ユーラトゥム協定が交渉締結された場合には、いまの米・ユーラトゥム協定とは若干変わった書き方になつていたかもしれないということが言えるんではないかと思つて、これは正式にアメリカの考え方を聞いたわけではございませんけれども、締結された時期によつてアメリカの考え方が若干変わつてきたと、こういうふうな御説明を申し上げるのが一番よろしいかと思つております。

○政府委員(大川美雄君) 日米間で最初に原子力協力ができたのは、五五年で、それから五八年にまた改定になつて、そして六八年改定、七三年改定、そして今日に及んでおるわけでございます。

○森野章君 それで、確かにあなたの言うように時間の差というものは、いろんな条約なりにしても法律にしても、変わつてくるということはあるけれども、核兵器——廃棄物の処理についてヨーロッパは何のチェックもなく日本だけはチェックするという規定は、それは私はちよっと、少なくとも日本側としては——私も実は不勉強でこれわからなかつたんだけれども、核防条約とストレイトな関係でもないんだからね。しかし、それは外務省にしてもあるいは科学技術庁にしても、それだけの差がついているということについては、ただささいなことは私はおかしいと思つて、何だか想像で、時間がたつていいたから様子が変わったんだみたいな話は、そもそもちよっとヨーロッパとアジアなんというものはしばしば差別を受けるという歴史があるわけですよ、正直言つて。そのことを念頭においてやつぱりこれは外交交渉なんかのときは、差があるのは何だと——理屈があればいいんです。だけれども、時間が変わつていから変わったんだらうぐらいつたことでは、これはあなたが当時の人じゃなかつたと思つても、私は外交折衝の段階においてやつぱり言うべきことはさちつとやつて、納得がいかなければ納得がいくまでやるといふのが腹を割つた外交だと思つて、この差が私は非常に気になるのだ。これは差別だということだといふふうな思つて、どうかね、これ。

○政府委員(大川美雄君) 森野先生のおっしゃるとおりだと思います。ただ、米・ユーラトゥム協定などは実はアメリカがつくつています幾つかの原子力協定の中で例外的な規定でございまして、全部で十八、九ぐらい私どもの調べたところで二国間の原子力協定がありますけれども、アメリカと

カナダの場合、それからアメリカとユーラトムの場合、アメリカと国際原子力機関との場合の協定以外は、十七、八ございますけれども、全部日本の場合と同じように共同決定を必要とする、例の八条C項の規定が入っているようございませぬ。ですから、日本だけが特に差別されたような形になっているわけではございませぬ。ただし、ユーラトムとの関係では確かに日本にとっては不利な形になっていることはおっしゃるとおりでございます。

○桑野章君 ユーラトム並み、ユーラトム並みといつてまるで子守歌みたいいわれれば外務委員会で聞かされて、核防条約やろうといつてやっただよ、実はね。だから核防条約とは直接の関係はないけれども、やっぱりこれなかなか吟味せにゃならぬものだという反省は、何もあなた方だけじゃなく、われわれもあるだけけれども、こういう問題について、ヨーロッパではすでにフランスにしてもドイツにしても、再処理の問題については運動しているわけだね。日本はまだ始まってない、用意だけはしている。まあ用意ドンのちょっと前で準備運動やっているようなところなんだけれども、しかしこの日米首脳会談で、これはカーターさんそうおっしゃるけれども、ヨーロッパは始まっていますよと、ドイツもフランスもこれはもう大変でしょうと、こんなことあなたおっしゃったら、ということはあるわけですよ。そして、日本はヨーロッパと差をつけて、同意がなきゃできないなんと言っているのは、ちょっと考えてみたらあなたの方は差をつけているじゃないかというぐらいの、うつぶんを晴らすような場面が日米首脳会談ではありませんでしたかね。ちょっとうつぶん晴らすぐらいやると腹割った外交がだんだんできるようになると。体裁のいいことばかりやっていると、幾らでもこれ、こういうものが積み重なるといふ私は危険を感じるんだよ、どうですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) カーター大統領と福田総理との間の再処理問題につきましてのやりとりを聞いておたわけでございます。福田総理は、

何より日本が不平等な扱いを受けるということば認められないというところを非常にきつくとおっしゃったわけでありませぬ。一体ヨーロッパはどうなるんだ、フランスはどうなるんだ、ドイツ、イギリスはどうなるんだ、それをみんなあなたは認められますかと、また一体じゃソ連はどうなるんだ、あなたはソ連のその再処理をとめられますか、あなたを言われたわけ、そのときのカーター大統領の表情を私は見ておりましたけれども、大変渋い顔をして聞いておられたのが印象的でありませぬ。その点は、日本として言うべきことは十分おっしゃったというふうに私はこの目で確かめておるわけでございます。

○桑野章君 最後に一言だけ。やっぱりヨーロッパと日本に差があるという、差があるということ、日本自身がつくったんだということを外務省としては頭に置いておいた方がいいと思ひます。向こうが差をつけたということよりも、こっちがこう差をつけた、こっちみずからが。そういうふう考へるべきだと思ひます。そのことは私は理由があればいいよ。ただ時間がかかったからそうなんだという、そういう考えじゃちょっとまずいんだよ。われわれ自身がやっぱり差をつけちゃいけないんだと、こういう考え方が必要ではないかと、このことを最後に申し上げて。

次は航空協定が開始されているんですけれども、これもちょっと差別されているんだよ。それで不平等は正とかいろいろ言われているだけけれども、何が不平等かね。

○説明員(山田隆英君) 私どももいたしましては、今回の交渉におきましていわゆる不平等な点というのを三つ掲げております。

第一の問題といたしましては、日米間の路線でございまして、現在アメリカ側の企業といふものは、アメリカ内の十二地点から日本へ運輸を行っております。これに對しまして日本側の航空企業はアメリカ内の地点として六地点に運輸しているわけでございます。航空協定自体におきましては、それぞれ自分の国の国内地点は自由に選択

できる、こういうふうになっております。簡単に申し上げますと、アメリカの国内地点に差があるということ、これが第一点。それから第二点は、それぞれに以て遠征に差がある。いわばアメリカ側は無制限に日本の以て遠征を持っての対峙にして、日本側の以て遠征はきわめて制限されておる。それから第三点は輸送力の差でございまして、實質的にアメリカは日本の二倍の輸送力を日米間に提供しておる。この三点でございませぬ。

○桑野章君 それで、わかりいいように言うると、以て遠征と路線の問題ではいかにもこれ不平等だといふことを例で言つたらどういふことですか。

○説明員(山田隆英君) 具体的に申し上げますと、アメリカ側の企業は現在シカゴ・東京という路線を運輸できます。これは非常に日米間にとつて重要な路線でございますが、これについて日本側は運輸ができない。それから以て遠征の点につきましましては、アメリカ側は東京に遠征、台湾、香港等の諸地点に運輸しておりますが、日本側は現在全然運輸しておりませぬ。ただ、権利としては大西洋越えてヨーロッパへの権利を持っておりませぬが、實際問題として採算が合わないといふことで運輸してない、こういうことでございませぬ。

それで、実際に飛びたいと云えば中南米線等は飛ばない。これが以て遠征と路線の不均衡でございませぬ。

○桑野章君 この協定はいつできたんですか。

○説明員(山田隆英君) 一九五二年の八月に締結しております。

○桑野章君 そうすると、五二年締結した当時といふのは、日本の民間航空力といふのはほとんどないわけだろ。

○説明員(山田隆英君) まだ日本の航空企業は実際に飛んでおりませぬで、日本航空が初めて国際線を始めたのは一九五四年にサンフランシスコ線を開始したのが初めてでございます。

○桑野章君 そうすると、ほとんど赤ん坊のような日本とすでに相当の大人のアメリカと協定を結んだ。その協定がずうっと今日まであって、その

協定の背景に航空の力量というものが大方日米間に反映されてきたと、こう見ていいんですか。

○説明員(山田隆英君) ただいま先生がおっしゃいましたように、協定締結当時といふのは、いわば日本が独立まだ間もないときでございまして、日本の航空企業といふものは實質的にまだ飛んでなかった。一方、アメリカはすでに日本に飛んでおたわけでございます。それから、平和条約の中で日本は航空協定を結ばなければならぬ、それから当時のアメリカ等の実績は認めなければならぬ、そういうような条件を負わされて協定を結びまして、当初からハンディキャップを負つておたわけでございます。

その後、何回かの改定を行ひまして幾つかの新しい権利を獲得いたしました。同時にまた、アメリカ側はあくまでも協定はギブ・アンド・テイクだといふ考えに立っておりまして、そのつど日本側としては何らかの代償を支払わされた。その結果、私どもとしてはその後必要なる程度の権利は獲得してきたわけでございますけれども、基本的な不均衡といふものはなかなか縮まらぬ、こういうことでございませぬ。

○桑野章君 にもかかわらず、日米航空交渉というものは非常にむづかしいといふふう言われておるだけけれども、これは日米首脳会談でも交渉の中に一つあつたわけですね。そこらの空気はどうでしょう。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 福田総理からカーター大統領に對しまして、近く日米航空交渉が行われる、日本側の立場について御理解を賜りたいと、こういう発言を福田総理からなされた。それに対してはカーター大統領から、アメリカ側の立場につきましても御理解を同様に賜りたいという経緯があつたわけでございます。實際首脳間のやりとりはそういうふうにあつた次第であります。

○桑野章君 乗つてお客は一九五二年から今日まで、日本とアメリカの乗るお客の数は逆転しているでしょう。

○説明員(山田陸英君) たいだいま先生のおっしゃいました逆転しているという点でございますが、日米間のお客を国籍別に見てまいりますと、協定締結当時はアメリカ人で日本へ来る人の数の方が日本人でアメリカへ行く人の数に比べると約三倍ぐらゐ多かったわけでございます。それが近年におきましてはまさに逆転しております。逆に日本人でアメリカを訪れる人の数の方がアメリカ人で日本に来る人の数の約三倍ぐらゐになっております。

○秦野章君 五二年から今日までの情勢の変化というものは非常に大きいし、日本の航空の力量も上がっているんだから、これはアメリカの事情を考えてくれとカーターおっしゃるのには、そのとおり受け取ればやっぱり強者の論理がまかり通るという感じがせんでもない。そこで難航するんだらうというところだと思ふんだけれども、米國とイギリスとのバーミンゲム航空協定は、イギリスが怒って破棄したという話ですな。破棄しても一年間は有効だから、その間に次の協定をつくらうということでは、いま英米間の交渉が行われている。これが若干先行しているから、その様子を日本が見ているという事はわかりますよ。わかりますがね、ひとつこれはぜひ、まあ米英だから日本よりは向こうの方が親戚が濃いからかなりアメリカも考えるかも知れぬが、しかしそのことは非常に注目して、日本というものは日米航空協定というものの成功には相当腹を決めてかからなきゃならぬ。ところが一部の世論では、日米関係いろいろんな貿易問題その他があるから、余り航空でがんばっちゃうとうまくないじゃないかといって、外務省の方が幾らかへっぴり腰だという新聞記事があるんだけれども、これはどうですか。外務省の方は、いろいろなことを考えると、航空協定で余りがんばられちゃ、ちょっと困っちゃうんだみたいな記事が、解説があるんですが、それはどうですか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) たいだいまのお話ですが、イギリスのように破棄ということを行ってか
ら強く交渉せよ、こういうやり方もあらうと思ひます。わが方といたしましては、そのような強い決意でひとつ交渉に臨むということで、現実に乗を早くした方がいいんじゃないかという点につきまして、先般両首脳の間でお話し合いもあつたことでありますので、いま直ちに破棄ということとは余り適当ではないのではないかと程度度の気持ちでおるわけで、強い姿勢で交渉するということにつきましては、わが方といたしましても異存ないところでございます。

○秦野章君 どうぞひとつ現地交渉団の方にその意思が伝わるようにお願いをしたいと思います。気がなるのは、アメリカの会社が百億ドルもうけるからこつちの会社が百億ドルもうけるというふうな不平等観を持つていけませんか、そういう意味じゃなくて、機会均等といえますか、そういう角度が大事だと思ふんですよ。だから、たとえば路線権とかスピードを譲りなすた場合、余り輸送力でカルテルみたいなことになつちゃうと、乗るお客さんが不利益になるといふ問題があるわけですよ。ただし、三割か四割のお客しか乗らないのに走っていて、両方で過当競争しているというふうなそういう輸送力の問題については、ある程度協定をして、これは資源有限時代に油もつたいないんだから、むだ遣いだから、ある程度の正常な自由競争といえますか、ね、過当競争はいけないんだと、まるっきりカルテル的に協定しちゃつて、お客さんが年がら年じゅうすし詰めで往生するようになって、お困る。そこが一つのポイントだらうと思ひますが、輸送力の問題というのは非常に路線や遠航よりも難航する問題と思ふけれども、しかし難航する問題でも、その辺のところを心得ながら、航す問題でも、いまのようならは機会不均等はいけません、それは強者の論理だというふうにお願ひをしたいと思います。

あと、それではさっき言い忘れたことを二、三つけて、私は与党の方だから少し遠慮して先にやめましよう。
核再処理の問題につきまして、核拡散防止条約の延長線上にさらに核の不拡散をやるうじやないかというカーターさんのアイデアはわかることとはわかるんですよ。ところが、それなら核軍縮の方はどうなんだろうという問題があるんですね。だから、スウェーデンの軍縮委員会の代表が言っていることが大変よろしいと思ふんだけれども、核不拡散レジームの強化は国際社会の当面している最も差し迫つた問題だ、これに関連してわれわれは水平拡散と垂直拡散の間の緊密な関係を無視することはできないと、こう言っているんですよ。強力な保障措置のごとき技術的な手段では、大國間の核軍備競争がコントロールされない限り水平拡散に対処するには十分じゃないと、こう言っているんですよ、やっぱり水平拡散じゃなく垂直拡散。やっぱりこれからの日本の国運活動その他軍縮活動について、この前いつだったか、宮澤さんのときだったか私も言ったんだけれども、外務省も軍縮についてはいろいろ活躍しておられるけれども、まあ正直言つて軍縮はまだ軍縮室かな、課にもなつてないんだ。要するにこの核拡散ということの本当の意味は、核軍縮という問題がもっとでも前進すればカーターさんも偉そうに言えるんだ。それもソ連の問題、米ソの問題。このことを最後に私は要望をして終わります。

○戸叶武君 鳩山外務大臣が負わされている任務というのは、非常に危機に直面して重い任務が課せられておると思ふのであります。そこで私は、当面している現象面の問題と同時に、この危機に直面して日本人はその打開策をどういうふうにか考えていくか、そのことを外務大臣からお尋ねしたいのであります。

日本の直面している最大の政治課題はエネルギー資源の確保と食糧自給体制の確立であります。福田総理は、ことしは経済の年である、経済のことは私に任せてくれというふうな形でもまかり出でまいりましたが、経済大國であつても資源小國である日本の国策というものは、グローバルな時代にはそれに対応する政治姿勢が必要だと思ひます。したがつて、国策には恒久的な対策と緊急対策というものがいつも明確に樹立されていなければならぬと思ひます。ところが政府の政策というものは、石油ショック以来右往左往して当面の緊急対策のみに狂奔するだけであつて、長期的な展望の上に立つた基本対策の樹立というのを忘れておるのではないかと思ふんです。福田さんも鳩山さんも非常にお忙しいが、お忙しく世界じゅうを駆け回り回つていながら、日本の将来のために日本の外交はどうかあるべきかということをお考へのお暇が余らないんじゃないかと思ふのであります。これは反面においてお気の毒ですけれども、この辺でしっかりとしたみずからの主体性を確立しなけりや、日本は一体何を考え、いずに行かんとしているかということが、日本国民もわからなければ外国にもわからない。福田総理大臣と鳩山さんだけはわかつたようなわからないような形で走り回つておる。こうなると私は、本當に政府首脳の人が一生涯懸命やつておるというのはわかるけれども、その行動そのものがナンセンスと言わざるを得なくなる場合もあると思ふのであります。

そこで、たいだいまあなたのアメリカにおける第二回日米首脳会談の内容をお聞きしまして、非常に心配したのは、鳩山さんは善意の人であるからやむを得ないけれども、すべてよくいきましたという御結構な一つの報告であります。やはり一國の外交は、光明に背面なして、権謀術策に陥ることとは慎むべきでありますけれども、表に出た表現と腹の中で何を考へているかぐらゐを讀み取るだけのものを持たないと、この波乱万丈の国際関係の中にあつて、福田さんはよく日本丸と言つて、右に左に激浪にぶつかつて揺れるのは構ひませんが、かじを取る者が波をかぶつて沈没することのないように、やはりその揺れ方にも心した揺れ方が必要だと私は思ふのであります。

ホワイトハウスで開かれた三月二十二日の第二回日米首脳会談で、核燃料再処理をめぐって激しい論議がカーター米大統領と福田首相との間に交わされたというのでありますが、カーターさんは御承知のように大統領選挙においてこの拡散防止条約の批准について触れたのでありますが、核戦争を再びさせないためには、やはり核兵器の制限と真に向から取っ組んでやらなければならぬという信念に燃えているようでありませぬ。また、カーター米大統領のブレンソンとしては、前のカリフォルニア工大の学長のブラウン国防長官ら二十一名の専門家が原子力問題と選択という報告書を出してありまして、拡散防止に対して一つの見識と主張を行っております。

この考え方は私達は間違いないと思えますけれども、アメリカのこの数年來におけるエネルギー戦略と食糧政策にほった戦略というものを、私たちは外務省においても政府においても十分検討し続けてきていると思えますが、前の森野さんからすでに具体的な質問があった点は私は省略しませんが、われわれが、日本外交の進路はやはり核拡散防止条約に調印して、核の被害国である日本が率先して再びあのような残酷な戦争を起さしやいけないという悲願を込めて日本外交の基本方針を方向づけたのであります。その際にはアメリカは非常に喜んだ、今度行ってもその点だけのお礼は忘れなかつた。しかしやっっていることは、核拡散防止条約前後においてアメリカの政府が出してきた考え方といまの考え方では、フォードとカーターと大統領が変わったからというけれども、国の政策の中に一貫性がない。これを武器として日本の手足をしぼって、そうして不均衡な日米貿易のアンバランスを是正する牽制策として打ち放ったのかどうかかわからないが、多分にその色合いが濃く出ているのは事実だと思えます。

アメリカにおいて大統領選挙によって、人民の選択によって大統領が変わるのはよいが、拡散防止条約批准に際してとったアメリカ政府の態度

と、大統領がかわればがらっとカーター氏によってこれが選挙公約だといって変えられていくのは、四年ごとという印象を持って、今後大統領選挙の前におけるアメリカのおつき合いは十分注意しなければならぬと思ふんです。私は、大統領がかわったことによつて政策が変わるのはいさしなないです。拡散防止条約でわれわれが手足をしぼられたというのでなくて、われわれが平和の悲願を持って核による被害を世界から食い止めようというこの悲願に対して、それを達成する目的でアメリカはやっていると御意見ならばそのまま素直に受けとめられるが、ヨーロッパと日本では差別を行っているという点を福田さんが激しく抗議したのを目の当たり鳩山さんも見ていたというから、これを相当頑もしい総理大臣だと思つたんでしようが、やはりその見解を貫かないと、日本みずからの姿勢がしつかりしないと、いつもアメリカべつたりに言うなりになっていくと、日本はアメリカベースで地獄にまで持っていかれてしまう危険性がある。あしたはお釈迦さんの生まれ日ですが、やはりお釈迦さんでもわかりませぬえという言葉もあるけれども、この日本が政策の間違いで眠るがごとく大往生してしまつたのではかなわないのであります。

そういう点でわれわれがいつでも外交防衛の問題は政府ともできるだけ協力しようというのは、政府の間違つた点に、外務省のサッカリン的な甘い外交に同調するのではなくて、やはり甘さほどのかげん、いかげんにしろという厳しさも加えてわれわれはこの自主外交というものを求めてきた。これはいい手本で、今度のこの核燃料の問題をめぐつてのアメリカとの折衝及び漁業問題をめぐつてのソ連との折衝、これはアメリカ並びにソ連という両大國を覇権主義に走らせるか、その反省をどうやって日本が促していくか、日本はアメリカからパートナーといわれるけれども、言が手を引いてもらつて歩いていくようなパートナーでな

くて、もつと目を、活眼を開いてアメリカに対してもソ連に対しても何が正しいかという形で堂々の外交をやるだけのことが、日本だけではない、世界の各國がそれを望んでいるんだから、アメリカ及びソ連に対する一つの試練に直面して私はしつかりやってもいいと思ふんですが、さっきの報告だけじゃどうも鳩山さん、育ちもいまいが気持ちもやさしくて、よ過ぎるから、これでは困つたなという私は心配が出たんですが、鳩山さん、さっきの報告に少し塩を、びりつとしたところがあったので、あとだんだん森野さんとの問答聞いていて心配でならなかつたので、あえて私は鳩山さんにその点をもう少しアメリカとの関係——あなたの目の前でカーターとやり合つたという福田さん、やり合つたのはいいがその見通しはどうか、あなたの目でやり合つたところだけ見たのじゃ安心できない。それがどういふふううにアメリカに反応を起こして行くであろうかというこの推定をひとつ承りたいんです。見ていたという見物人では外務大臣は動きませぬ。

○國務大臣(鳩山誠一郎) 御質問の要点は、日米間の原子力、核燃料の再処理の問題にあつたように思いますが、あるいは外交というものがいかにあるべきかというもつと哲学的な問題にあるのか、その辺はどうもはつきりしない点もあつたんですが、私は日本の外交というものは、やはり先ほどおっしゃいましたように日本の将来の本當に先の先を考えたものでなければならぬ、これはもうおっしゃるとおりであります。そして、何よりも日本の外交が基礎とならなければならないこと、どうしてもこれは平和外交に徹するということであると思うのです。先ほどエネルギーと食糧の問題にお触れになりましたけれども、もし日本が、これだけの資源を外国から輸入しておる、これだけの経済を効率的に回しておるという日本におきまして、もし平和が害されるといふようなことになつた場合には大変な事態になるというこ

味から、日本の外交の基本姿勢といたしましては、

平和外交に徹していかなければならないということが私は太い心棒であるかと、こう思っております。

原子力の問題につきまして、特に核拡散防止条約との関係につきまして、大変な問題が出てきたことは御説のとおりであつて、しかも核の平和利用が核拡散につながるんだと、こういう認識が新たに出てきたということ、拡散防止条約の考え方は核兵器の拡散を防ぐ、そして、片方におきまして国際的な枠組みの中で核の平和利用を推進していくと、こういう考え方であつたわけでありませぬけれども、今日起つてきた問題は、その核の平和利用自体が核の拡散につながつていくんだという強い認識が出てきたことであつた。これはもう御承知のとおり、インドの核実験という問題から急速にそのような思想が強まつてきておる。で、アメリカの政府がかわることに態度が変わるというはおかしいというところはまことにそのとおりであります。フォード大統領自体も、まだ政権をとつているときにそのような問題にもカーター大統領と同じように、核燃料の再処理問題についてはやはり凍結すべきであるというような主張をされたわけでありませぬ。したが、この問題は平和利用と核拡散の関係という問題、新たな問題の提起であるということであつて、この問題につきましては、やはりわが国といたしまして、しっかりとした態度で受けとめなければならぬ問題で、これを避けるわけにはいかなないのであると、いふふうに思ふ次第であります。

そこで、ヨーロッパ、アメリカ並びにイギリス、フランス、ドイツ、こういった国につきましては、すでに核燃料の再処理が行われておる、日本とドイツが比較的似た状態にある、こういう事態にありまして、日本といたしまして、将来のエネルギー問題、特に一九九〇年以降のエネルギー対策として核燃料の効率的な利用を図らなければならぬと、こういうわが国としての立場でありますので、わが国の必要性を強調いたしました次第であります。したが、いましてこれからの問題、日米間の交渉は

何かということ、端的に申し上げますと、このよ
うな平和利用が核拡散につながるというその問
題とともに、その間におきまして日本が将来のエ
ネルギー事情を考えた場合に、核拡散につながら
ないかなる方途を見出して、日本のエネルギー
開発を支援なく続けることができるか、そういう
問題に帰着をいたすわけで、この点の方策を探る
ということが、私はたまたま行われております日
米間の原子力の再処理問題の交渉の中心議題であ
るといふふうに理解しておるところでありますし
て、そこに建設的な方途が見出されることをわが
国といたしましては念願をいたしておるところ
で、その方向に向かひまして最善の努力をしてお
るところでございます。

なお、御趣旨に合わないかもしれませんが、一
応御答弁申し上げます。

○戸叶武君 カーター大統領は、再処理問題で世
界の核軍縮を進める立場を前面に押し出していま
この問題と取っ組んでおるようでありまして、外
務大臣はインドで核実験があったと言いますが、そ
れは昨年ですか、その前でしたか。この核拡散防
止条約に対する批准は私たちが去年やったんです
が、そのときにアメリカの考え方がヨーロッパと
取り決めたときより急に変わったというよう
な外務省なり外務大臣の考え方、しかもそれは善意
の解釈で終始しておりますが、米国の原子力平和
利用を徹底するためのウラン濃縮施設、核燃料処
理施設の拡散を防止する新しいエネルギー政策と
いうものは、四月二十日ごろにその概要が決定さ
れるというところであります、その内容はほぼ推
定できておりますか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 新しいエネルギー政
策を四月の二十日に発表をしたいというものを
伺っておるわけでございます。それが予定どおり
発表になるかということ、これは果たしてアメ
リカ以外の国の意見がどのようにアメリカ政府に反
映をするであろうか、こういふことと関連をし
てくるだろうと思ひます。その点に關しまして、
実はこれは昨日だったと思ひますが、宇宙科学技

術庁長官が科学技術特別委員会でしたか答弁を
されたのでありますけれども、実のところ、ア
メリカ側からアメリカの政策、対外関係を考慮し
ないでアメリカとしてはこのようなことを考へて
政策を決めたいと、それについて何か意見がある
かという問い合わせがございました。それに対し
まして関係各省で協議をして、当面の日本政府の
考え方は申し述べてあります。

その内容は、宇宙科学も先方の意思に従いまし
て発表できないとおっしゃっておりますが、アメ
リカにおきますいろいろな雑誌に出るであろう
だけの報告をされたようでありまして、この席
で私からも委員の皆様方に御報告をさせていた
だきたいと思ひます。

アメリカ側がどのようなエネルギー政策を出す
であろうかということ、これはいまここで申し
上げる自信は毛頭ないわけでございますけれども
も、従来からカーター大統領がおっしゃっていら
れたことは、ブルトニウムというものに頼るとい
うことは不経済であるということ、日米会談の際に主
張をされておりましたので、特にアメリカには石
炭が大変膨大な埋蔵量があるわけでありまして、
アメリカ自身のエネルギー政策として極力他のエ
ネルギーに依存をしようという趣旨のエネル
ギー政策が打ち出されるのではあるまいかとい
う気がいたしておるところでございます。

○戸叶武君 米国のエネルギー政策の考え方はい
ま外務大臣が言われたような考え方で、これはア
メリカの立場からノースロープ油田からのパイ
プラインの開通も真近に迫っているし、アメリカ
に内在している未開発の石炭の利用ということも
考へてアメリカのエネルギー政策といふものは
立っているんですが、日本は西ドイツで行って
いるようなウラン濃縮施設、核燃料処理の問題に
關しても、西ドイツはソ連からもたしか二〇%程
度のものを入れておるのではないと思ひますが、
いずれにしても、独自の一つの日本の自主性とい
うのがない、アメリカの今度はエネルギー政策

に、俗な言葉で言へば翻弄されて、アメリカでく
しゃみをしたら日本ががぜを引くというような状
態になる危険性が多分にあると思ひます。どう
も鳩山さんもこのことに余り自信がないようです
けれども、今度は日本自体の問題として東海村の
問題はいろいろいふうちに、あれは七月ごろから試運
転を茨城県東海村の処理工場で運転開始すること
になっておるんだと思ひますが、そのアメリカの
新エネルギー政策の打ち出しにかんじよつちや、
これがパアとなる危険性がありますが、パアとな
りますか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) その点がいま当面の
日本として、特に科学技術庁といたされては最大
の関心事でございます。東海村のこのホットラ
ンを実現をしたいということのために最善の努力
を払っておられるところでございます。可能に
なることを期待をいたしておるところでございます
。その点につきましても、特に商業的な再処理と
いう問題と、商業的でない開発の試験的なもの
というものにつきましても、何らか取り扱ひが違
うようにならないかという点がわが方としては一
つ大きな問題点であろうというふうに理解をいた
しているところであります。

○戸叶武君 アメリカのことはそのくらいにし
て、今度はソ連の方の食糧問題、漁業問題も食糧
問題の一つであります。日本は御承知のように
海洋国家で、食糧問題として魚の問題といふもの
は長年の民族の習慣からしてこれは重要な問題で
ございます。日本の総漁獲量は年間一千万トンで
、これ昭和五十年の統計ですが、そのうち三百七
十万トンは外国の二百海里内で獲得しておるもの
です。ソ連も年間一千万トン程度だと思ひますが
、その六〇%程度は日本と同様に遠洋漁業で、特
にE.C諸国の沿岸から魚をとってきたのでありま
す。E.C諸国の方で二百海里問題で締め出しをく
らうという打撃から太平洋の方へ出てきたとも見
られるんですが、日本と同様、食糧問題ではソ連
も相当な苦悩を続けているのは事実です。

しかし、アメリカにしてもソ連にしても、自分
の主張だけは勝手に主張してあたりの迷惑は考へ
ないというような考え方をさせたのは、この米ソ
両大国、要するに核兵器を膨大に持っているから
、それで世界を威嚇してコントロールできるんだ
という考え方が根底に、この米ソ両国にこういう覇
権主義の考え方を生んでしまったんだと思ひま
す。米ソも悪いが、パートナーシップなんと言
いながら、内容のない空疎な形で不均衡を押しつ
けられてきた米ソ両国の近隣諸国も意気地がなさ
過ぎたと思ひます。ことしはもうヤルタ協定がつ
くられてから三十二年、あのような戦時中の軍事
謀略協定によって、それが条件になって次の平和
条約なんて結ばれつことはないんで、平和条約とい
うものは、次の平和を保障すべき条件を具備して
前向きにつくられるのが平和条約であつて、大
国が戦争に勝つたから他国の固有の領土を侵して
いいとか、あるいは自分たちの力で押しまくると
いうような力の政治も限界点に來ているんで、こ
れはこの際における日本さえしつかりしてい
れば、世界はよく見えているんです。やはりアメ
リカでもソ連でも、この辺で変わらなければ世界じ
ゅうの人たちの心が離反してくる、そういう危機
感を思い切つて知らせるだけのやっぱり正直な発
言が私は必要だと思ひます。

私は岸さんが総理大臣になったとき、ちやうど
アメリカから招かれておりました、亡くなったワ
イフと一緒に国会の中で岸さんのあいさつも、あ
るいはニューヨークにおける日米協会、あるいは
ロサンゼルスにおける日本人の歓迎会等における
意見も聞きましたが、あのときはいまのアメリカ
以上に日米貿易はアンバランスで、日本という国
は赤字続きであつた。けれども、その不均衡の問
題を是正してくれといふのを三つの問題に具体的
に分けて岸さんが言つても、アメリカの議会では
拍手一つ起きない。プレスクラブにおいての十
からの質問を新聞記者とやりとりして、まあ岸さん
にはいろいろな面があるけれども、なかなか頭はさ
えた人で明快な回答をしたが、アメリカ側で拍手
したのは最後の二点。岸さんもこれじゃまずいと

思つて、ダレスさんのごきげんに沿わなければい
かぬと思つてでしょう、日本は共産圏と対立する
んだ、対抗するんだ、それがためにアメリカと協
力するんだと言つたところだけ拍手なんで、アメ
リカベースで物を言わなければ、とにかくアメ
カの関心は日本に寄せられていない。

このことを見たときに、これはだれであらうと
こういう雰囲気—ダレスなんという男は封じ込
め政策のかたくなな外交の持ち主で、体も、ダ
チ系統ですか、あれは、大きな男だから、岸さん
みたいなしなびたのだと一飲み込まれるような
威圧感を与えられてしまふんだが、ああいうとこ
ろで全く日本の外交というものは惨めなものだ
なあとこのことを感じましたが、今度は貿易の關係
でアンバランスになったらほかの方でもつて、燃
料の方で今度はアメリカがコントロールするエネ
ルギー政策に即応してこつちへ行け、向こうへ行
けというふうな、飼犬のようにむちで方向づけ
られている。こんなばかげた一つの従属外交を
やっていたらアメリカのためにもならぬし、日本
のためにもならぬ。

それからソ連だつて、やはり私は言うべきこと
をもつと言わないから、ソ連なり中国なりに行
つておべんちゃら言つてくる者があるから第五列外
交の勢力が日本の中にあると思つて、アメリカも
錯覚しソ連も錯覚し中国もあるいは過たせるよう
なことがあるんだと思ふんです。もつと私は、自
分の國に責任を持たないようなやつがどうして世
界に責任を持つことができるでしょうか。やはり
自分の國を愛し、自分の國の主張すべきものは主
張し、排他的な感情を捨ててソ連とでも立ち向か
わなければ、このごろ何か参動交代じやないが飛
脚がモスクワあたりには昼夜よいしよよいしとい
う、まるで東海道の飛脚みたい飛行機に乗つて
日本の大臣が参上する姿を見ていると全く涙がこ
ぼれてくる。一生懸命やっているんだらうが、こ
の一生懸命にしてもどうかと思ふんですが、鳩山
さんもあの方へ行つつもりですか。行くのにはど
ういう覚悟でまかり出るのか、その点をひとつお

聞きたい。

○國務大臣(鳩山威一郎君) ソソの漁業交渉につ
きまして触れられたわけでございます。この漁業
交渉におきましてソ連側が大変厳しい態度を打ち
出しておることは御承知のとおりでございます
が、この漁業交渉が三月いっぱいまで妥結に至ら
ないで四月になってしまつて、しかも日本の漁業者
は一応ソ連の沿岸二百海里内から帰港をいたして
おるといふ状況でございます。

そのようなことになりましたのは、いろいろな経
過があつたのでありますけれども、現在の段
階に至りましたので、園田官房長官が福田総理大
臣の特使として行かれたわけでございます。日ソ
の關係がそのまま対立状態になりますと、日ソ間
の友好というものが損なわれるおそれが出てきた
というのを憂慮されたことでございます。本日、
日本時間にして四時半から園田特使がコスイ
ギン首相と会談をされたところでありますので、
ただいま会談に入られたところではなからう
か、こう思つております。いよいよ最終段階であ
りますので、私もといたしましてはこの日ソ漁
業交渉が漁業面で円満なる解決が図られることを
心から願つておる次第でございます。

私自身の訪ソにつきまして、昨年中に定期協議、
日ソ間の外相間で定期協議が行われるべきところ
であつたわけでありますが、これが年を越してお
るわけでありまして、なるべく早い機会に、国会
が終りました段階以後におきましてなるべく早
い機会に訪ソいたしまして、特に二百海里時代に
なりましてから未解決の問題であります北方領土
問題というものが非常に大きな、さらにクローズ
アップされてきたわけでありますので、日ソ間の
末長い友好關係を築くためにはどうしてもこの平
和条約問題に取り組まなきゃならないという覚悟
を持つておるところでございます。

以上であります。

○戸叶武君 時間が来ましたからこれでやめます
が、文明史観と哲学を持たない民族は滅びるとい
う言葉がありますが、具体的な現実問題と取っ組

みながらも民族悠久の流れというものを忘れない
で、それから外交の中にあつても総合的な施策等
を配慮してやっばり善処せんことを祈り期待し
て私の質問は結びます。

○久保亘君 私は領海十二海里、漁業専管水域二
百海里の実施について、今日の国際情勢及びわが
國の漁業保護という立場から急がなければならぬ
問題だといふことは理解ができるのであります
が、特定海域については三海里凍結を行うといふこ
とは主權の放棄につながる問題でありますから、
これは大変重大な問題だと考えております。この
問題については、法案の審議の際にいろいろとま
た私どもの意見を申し上げなければならぬと考
えておりますけれども、きょうお聞きしたいのは、
いまも質問がありました漁業に關係をして、もし
大隅海峡などについていわゆる国際海峡として現
状三海里にとどめる場合、本来十二海里の領海に
含まれるべき当該海域、これは十二海里であれば
外国漁船の操業を許さない海域であります、この
当該海域における漁場の保護についてはどのよう
な措置が考えられているのか、特に領海法案の決
定に当たつてすでに検討されていることなどがあ
れば御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木輝夫君) 大隅海峡では現在の
ところでは外国漁船の操業はございませんけれど
も、この海域はアジ、サバあるいはイワシ等の好
漁場でございます。これらを対象にして巻き網
漁業であるとかいろいろ漁業が行われている海
域でございます。当面のところですぐ現在は問題
はないわけでございますが、まあ考え方といいま
すか、将来の可能性の問題として、いま先生の方
から御指摘のようなことが皆無であるといふふう
に言い切るわけにもまいりませんので、私もと
いたしましては先日閣議で方針を御決定いただき
ました二百海里の漁業水域法を制定いたします際
に、そういった国際海峡で他の海域であれば領海
に含まれる部分につきまして、他の沿岸漁民と同
じような要するに保護が受けられる措置をこの中
で検討してまいりたい、領海法のはかにいま申し

上げました漁業水域法につきましてもできるだけ
早急に検討をいたしまして国会に御提案をする、
こういう方針のもとにいま検討しておる段階でご
ざいます。

○久保亘君 結局、二百海里法の中でいわゆる三
海里に凍結した特定海域の十二海里までは、通常
の二百海里までの取り扱いとは違つて、領海における
十二海里までの取り扱いと同じような漁場の保護
措置がとれるようなことを二百海里法の中で考
えようと、こういうことですか。

○政府委員(佐々木輝夫君) いま先生の方からお
話があつたとおりの考え方でございます。ただ、
具体的にどういふふうな技術的にそれを実施する
かという点につきまして、その海域についてある
外国漁業の操業を一切禁止するという方法、ある
いは現実に考えられる外国で操業する可能性のあ
る漁業を、これはまあ日本も実施してないケ
ースも多いわけでございますから、こういった漁業を
特定して禁止するといふような考え方、いろいろ
なテクニックがあり得ると思ひますので、そ
ういふ点を実態に即して検討いたしますが、趣旨は
いま申し上げましたように、他の国際海峡以外の海
域で沿岸漁民が領海十二海里といふことで受けま
す利益と同じようなものを自主的にそこで漁業水
域法の中で確保したいといふ考え方でございます。

○久保亘君 その場合に、この二百海里法とい
うのは適用の対象とならない國が出てくる場合があ
りますね、相互主義をとります場合には二百海里
法の適用を受けない相手國があるとすれば、その
相手國に対して二百海里法の中に十二海里までの
特別保護の立法措置をとつておつたとした場合に
に、その二百海里法の相手國とならない國に対
しても、そこは主權的に効力を持ち得る法律とな
り得るのかどうか、それはそのように考へてもよ
しゅうございませうか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 結論から言います
と、先生がいまおっしゃつたような方向で検討を
いまやつておる段階でございます。二百海里の漁

業水域法につきましては、各国との、特に近隣諸国との調整という観点から、ある程度相互主義というものを、海域の設定あるいはその設定された海域の中でのいろいろな規制措置の適用をどういう面で相互主義を実現するかは現在鋭意検討中でございますけれども、一応そういう相互主義といった考え方を基調にして検討いたしておりますが、いまお話しのごさいますと、国際海峡で暫定的に凍結をされている特殊な海域につきましては、相手国の国籍のいかんを問わず、こういう外国人漁業の規制ができるようにしたいと、こういう方向でいま検討中でございます。

○久保亘君 外務大臣にお尋ねいたしますが、いま漁業の立場から領海法、二百海里法の制定に当たっての考え方を農林省から述べられておりますが、外務大臣は、いまのような漁場保護に対する考え方が、領海法、二百海里法のいわゆる国内法の制定によって、外交上の立場からもそういう考え方は十分に支持できる考え方であるとお考えになられますか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 国際的な趨勢といったしまして、十二海里の漁業専管水域というふうなものにつきましては、沿岸国としてそのような主張をすることは、国際的な問題といたされましてはもう広く認識をされてきたと思っております。したがって、沿岸国が、十二海里の範囲内におきまして漁業の面で自国の専管的な権限を行使することにつきましては、国際的に非難をもう受ける時代ではなくなつたというふうに理解をいたしております。

○久保亘君 そうすれば、領海法で三海里の凍結を行った特定海域についても、漁業に関する限りは十二海里領海を実施したのと同じ状態となるかと、こういう国内法の整備が行われるという政府の見解と理解してよろしゅうございませぬ。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 現在政府が提案しておりますこの領海法には、そのように直ちにやらないと思っております。しかし、国際的にはそのようなことをすることは許されるというふうに考えておるところでございます。

うふうに考えておるところでございます。

○久保亘君 いや、それで、いま領海法にはそういうのはまだ決められておりませんが、いま農林省のお考えをお聞きしましたら、二百海里法の中でそういう漁場の保護ができるような制限水域の設定を検討したい、そういうことで漁場の保護を図りたいというお考えでしたから私お尋ねしたわけ、そういうような理解に立ってよいわけですね。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 国際的にそのようなことは許されると思っております。

○久保亘君 わかりました。

海上保安庁は見ておられますか。今度も法が実施されるといふことになりまして、領海が三海里から十二海里になることによりまして、領海の面積は、まだ正確なものを私は聞いていないんですが、大体四倍前後になるかと、こういうことが言われておられます。さらに、二百海里の漁業専管水域が実施されるといふことになりまして、海上保安庁の守備範囲は、現在と比べても非常に広大な海域に及ぶようになると思つておられますが、そうなれば、海上保安庁の警備救難体制を初めとして、海上保安庁の本来の任務を遂行していくためには、この二つの法の制定に対応する準備といふのがかなり急がなければならないのじゃないかと思つておられますが、海上保安庁はこれに対してどのような対応を準備されつつありますか。

○政府委員(間孝君) おっしゃられるとおり、この新しい領海の拡大、二百海里の専管水域の設定等が行われますと、海上保安庁といたしましては、非常な業務の増ということになることは当然予想されると思つておられます。

現在私どもは三百十隻の巡視船艇と三十四機の航空機を持っておりまして、これによりまして沿岸海域におきますところの海難の救助あるいは監視、取り締まりに当たつておるわけでございまして、今日海岸をめぐる世界の趨勢が大きく変わつてきております。それに対応いたしまして、私どももかねてから体制の強化を検討してまいつたところでございまして、その体制の強化の一部といたしまして、昭和五十二年の予算案におきましても、新しくヘリコプターを搭載する大型の巡視船あるいは大型の飛行機を初めといたします船艇、航空機の増強計画を盛り込んでいたしまして御審議をいただいておりますが、しかし、最新の動きは、私どもが予想しておりましたよりも上の速いテンポで進んでおるようによ考えられるわけでございます。そうなりますと、私どもこの体制の整備強化というものをそれに合わせて急がなければならないというふうに考えます。

具体的にどれだけの船をあるいは飛行機をどういうところに配備増強をする必要があるかという点につきましては、まだ、これからとせば漁業の専管水域二百海里の設定をいたしました場合に、わが国のこの専管水域内で、どういふ海域でどういふ外国船の操業が行われていくかというそういう事態の変化をもよく見きわめて、それに即応した計画にしなければならぬわけでございまして、この点は現在鋭意検討をいたしておる段階でございます。具体的な点についてはまだ申し上げる段階でございませぬが、いずれにいたしましても、私どもは、そういう新しい情勢の変化におおけることがないように最大の努力をいたしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

が聞いておりますところでは、二隻を要求されたけれども、これが最終的に政府が認めて予算の中に入れたのは、宗谷、現にヘリコプター搭載巡視船であります宗谷の代船、すでに三十年たつていいる宗谷の代船一隻だけ、結局プラスする分は認められなかつた。これがごさいますと、宗谷の代船が就航いたしますのは約二年後、仮にまたヘリコプター搭載の巡視船等が必要であるということ、これを計画にのせてまいりまして、いまのような状況でいきましたと四年後、五年後ということにしかならぬ。しかし、二百海里、十二海里の実施は法が決まると三カ月以内に施行されていくと、こういうことで海上保安庁としては大変問題が残つてくるだらうと思つておられますが、これらのヘリコプター搭載巡視船などの整備については、これはこういう法律を政府の責任で実施していくわけでありまして、それに対応する海上保安庁の整備、海域が広くなりまして、これは空からの警備、救難、監視というふうなことがもうどうしても必要になってきますから、そういうものについては、海上保安庁としては従来考えてきたよりもっと具体的に、積極的に迅速を速めてやらなければならぬなということはお考えになっておられますか。

○政府委員(間孝君) 先ほど申し上げましたように、最近の事態の動きが私どもの当初考えておりましたよりも非常に早くなつてきておるもので、当然そういう事態の変化というものは私どもの体制の整備をこれから進める上についても考えなきやならぬ点であるというふうに思つております。

○久保亘君 時間が来ましたので最後に一つお尋ねしたい。

これは外務大臣にお尋ねしたいんですが、あす私、また別の委員会でお尋ねしたいんですが、政府が領海の十二海里への変更や二百海里の漁業専管水域など、特に領海の方を検討された場合に領空がついてくるわけですね。領空の問題は、これ海上保

もかねてから体制の強化を検討してまいつたところでございまして、その体制の強化の一部といたしまして、昭和五十二年の予算案におきましても、新しくヘリコプターを搭載する大型の巡視船あるいは大型の飛行機を初めといたします船艇、航空機の増強計画を盛り込んでいたしまして御審議をいただいておりますが、しかし、最新の動きは、私どもが予想しておりましたよりも上の速いテンポで進んでおるようによ考えられるわけでございます。そうなりますと、私どもこの体制の整備強化というものをそれに合わせて急がなければならないというふうに考えます。

具体的にどれだけの船をあるいは飛行機をどういうところに配備増強をする必要があるかという点につきましては、まだ、これからとせば漁業の専管水域二百海里の設定をいたしました場合に、わが国のこの専管水域内で、どういふ海域でどういふ外国船の操業が行われていくかというそういう事態の変化をもよく見きわめて、それに即応した計画にしなければならぬわけでございまして、この点は現在鋭意検討をいたしておる段階でございます。具体的な点についてはまだ申し上げる段階でございませぬが、いずれにいたしましても、私どもは、そういう新しい情勢の変化におおけることがないように最大の努力をいたしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

安庁の権限の問題ではなくて、領空の問題になり
ますと自衛隊の問題になってくるものがあると思
うんです。それで、私もはそういう点について
防衛庁の出方を非常に警戒して見ておるんであり
ますが、自衛隊の防衛の範囲とか従来の自衛隊
のいろいろの出動の計画とか、スクランブルの問
題とか、こういうものについて、領海の拡張に伴
って政府内部で何らかの検討が行われていること
がありますか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) ただいまの問題につ
きまして、私自身は伺っておらないところでござ
います。防衛庁内部におきましてあるいは御検
討があったかもしれないと思っております。

○久保亘君 内閣として検討されたことはありま
せんね。そうすると、検討されているとすれば防
衛庁の内部の問題だと理解してよろしゅうござい
ますね。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 内閣の会議におきま
して私は伺ったことありませんし、担当の局長も
そのようなことは伺っておらないのであります
ので、防衛庁内部ではどのようなことが検討され
たか知らないところでございます。

○久保亘君 わかりました。

時間が来ましたから終わります。

○堀出啓典君 それでは、まず最初に、ソ連との
漁業交渉に関連をいたしまして二、三お尋ねをし
たいと思っております。外務省にはこの日ソ漁業交渉
の問題についていろいろな投書や電報とか、こう
いうものがかなり来ておると、こういうように聞
いておるわけでありまして、大体どういふ内容の
ものがどの程度来ておるのか、大体のところはど
うなんでしょうか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 官房長から御答弁さ
していただきます。

○政府委員(松永信雄君) 御質問の趣旨、私必ず
しもはつきりいたしませんけれども、漁業交渉に
関連しましてしつかり交渉をやれという趣旨のま
あ激励と申しますか、そういう趣旨の申し入れを
寄せられる向きはいろいろございます。

そのほか電信とおっしゃいましたのは、どうい
うことかちょっとわかりかねますので、もしお差
し支えなければもう一度お尋ねいただきたいと思
います。

○堀出啓典君 いま言ったのは、手紙とか電話と
か電報とか、そういう国民のいろいろな外務省
へ来ておると、それはどういふ内容のものでどの
程度来ておるのかということをお聞きしたかった
わけなんです。

○政府委員(松永信雄君) かなりたくさん電
信、電話あるいは封書、手紙、書信による要望な
いしは激励—内容は、一般的に申しますれば日
本の漁業利益をしっかりと確保するように交渉し
てもらいたいという趣旨のものが多くございま
すが、教にいたしますと非常に多いときは一日
に二百通以上のものでございまして。

○堀出啓典君 私は、今回のソ連との漁業問題を
契機といたしまして、まあ外交というものの重要
性というものを国民が一段と認識をしてきたん
ではないかと、私は、ある意味においてはそういう
ように外交の重要性というものを国民全体が認識
してきたことは非常にいい方向である、やはり
外交というものも国民のコンセンサスなくしては
強力な外交はできないのではないかと、このように
思うわけでありまして、外務大臣のお考えをお伺
いしたいと思います。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 外交問題が大変国民
生活に直接結びついておると、特にこの漁業問題
は日本の有力なるたん白資源の問題でございま
すし、また、従事する漁業者の生活までかかってお
る問題でありますので、この問題が国民の大変な
関心事でありますし、また、その国民的な広いパッ
クがありましてこそ外交交渉も力強い基礎ができ
るものというふうに考えております。

○堀出啓典君 そこで、今後対ソ外交を進める上
において外務大臣としての所信というか信念とい
うか、どういふ気持ちでぶつかっていかつつもりで
あるか、これをお伺いしたいと思うわけでありま
す。

私たちが、なかなか今日までの推移を見ており
ますと、ソ連という国は非常にむずかしい国とい
うか、われわれ日本人の感覚とは必ずしも、大分
違うようなところもあるし、よほど日本はが
ばっていかないとまた大変なことになるんじやな
いかと、まあそういうような気がするわけであり
ますが、そういう点で外務大臣の信念、所信と申
しますか、これを伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(鳩山威一郎君) ただいま御指摘のあ
りましたソ連側の態度が大変かたいということが
言われておりました、この点につきまして日本側
といたしまして強い決意を持って臨まなければな
らない、こう考えておるところでございます。

しかし、一般に新聞でいろいろ報道をされてお
りますが、ソ連自体とされましても、私は漁業は
漁業問題として何とか解決をすべきだと考えてお
るものと思っておりますし、わが国といたしましても漁
業は漁業問題として解決をいたしたい、このよう
に考えております。大変大事な外交問題でありな
がら、私自身が訪ソしない、園田官房長官が特使
として行かれ、また鈴木大臣もきょう立たれたわ
けでございまして、東京に残っておる私といたしま
しては、大変気をもんでおるところでございます
けれども、外務省全体といたしましてその交渉に
つきまして最大限の努力をいたしているところで
ございます。

なお、ただいまお触れになりませんでした、
特に国民的なバックという点におきまして、衆参
両院におきまして御決議をいただいたということ
も大変心強い限りでありますし、また、超党派の
議員団が訪ソして問題の解決に努力してくださ
るということも大変ありがたいことと存じており
ますが、先方の都合によりましてなかなかこれが
実現できないこと、大変残念に思っているところ
でございます。

○堀出啓典君 ちょっと確認をしておきたいと思
うんでございますが、日本が領海を十二海里とし
た場合、いわゆる十二海里内でのソ連の操業を認
めよという、こういう提案はソ連はあきらめたよ
うなことも聞いておるわけでありまして、これは
はつきりしているんでございますか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 私の得ております情
報といたしまして、三月三十一日の段階におきま
して、その点につきましてはある程度強力的な態
度を示した事実がございます。しかし、明確にこ
の十二海里以内には入らないということまでは
きりと申したということではないと伺っております。
わが国といたしましては領海を十二海里に広げ
るということは、沿岸の漁民、特にソ連船、最近
は韓国船も入ってきておりますが、沿岸漁民の受
ける被害を何とか防ぎたいという趣旨から十二海
里の領海法案を出しておりますので、当方として
はその点は受け入れることができない。

また、ソ連といたしまして、前例といたしまし
てノルウェーとの間にお互いに十二海里の中でと
るということを確認合っている例があるようであ
ります。これは相互主義というものがあればその
ようなことが場合によっては起こり得るかと思
いますが、ソ連はわが方の漁船が十二海里以内に入
ることを認めておりませんので、そのようなこと
はわが国としては認めることができないという態
度でございます。

○堀出啓典君 今回の漁業交渉は、国会の答弁に
おきましても北方領土問題とは切り離す方針と聞
いております。これは北方領土問題は非常に、そ
う簡単には解決しない問題でありますので、どう
してもそれを除いて漁業問題を先に解決をしてい
きたいと、こういう理由ではないかと思つてわけ
あります。

私たちが、漁業交渉を急ぐために北方領土問題
を分離するという方向は、これはやむを
得ないとは思いますが、しかし、ただ領
土問題というものが戦後すでに三十余年を経過を
して、あの国後、択捉にもソ連人ももうすでに住
んで長くなるわけで、だんだんだんだん時がた
てばたつほど、幾ら北方領土返還を叫んでも困難
な方向に行ってしまうんじゃないか。だから、私
たちはいつもこういうむずかしい問題をそばに差

しおいていくという行き方が果たしていいのかどうか、こういう点矛盾を感ずるわけですねけれども、率直に言つて外務大臣としてはどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 領土問題が、二百海里の漁業水域が世界の大勢になってきたということからよけい大きな問題となつてまいりましたのはこれは当然の、当然と申しますか、現実の問題である。したがって、二百海里水域というふうな問題は世界におきますいわゆる領土紛争に拍車をかけるという傾向が出てくるのではないかと、これが前から指摘をされておるところでありまして、わが国といたしまして、この二百海里時代を迎えるということから、領土問題の解決が緊急に必要であるという事態に直面してまいりました。わが国といたしまして北方四島の問題は、これはもう戦後長きにわたりますけれども、わが国民全体の悲願でありますので、この点につきましては何らかの解決の糸口でもつくり出したいということをお切に祈る気持ちでおるわけでございます。

○塩出啓典君 そこで、私はやはり北方領土に対する日本政府の取り組みあるいは対ソ外交の姿勢というものが、過去を振り返って篤と反省すべき点があるのではないか。これは竹島の問題にしてもそうでありませぬけれども、こういう事態にならばなるほど、実はまた時がたてばたつほど困難になる問題であつて、やはりもうちょっとこの問題については早くから強力に取り組んでいくべきではなかつたんでないか、私はそういうふうに思つておるわけですが、外務大臣は過去の日本政府の外交についてどう考えているのか、対ソ外交についてですね。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 歴代の外務大臣が、この北方四島の問題につきまして努力をされてまいつたという事は、私もともしてそのように考えておるところでございますけれども、時間がたつただけで何ら解決を見ていないという点につきましては、大変遺憾に思つておるところでございます。

ます。田中・ブレジネフ会談におきまして、あのような、とにかく未解決の問題とすると、その中に領土問題を含むという点につきまして大変な努力が必要であつたということも伺つておりますので、ソ連政府がまた、ソ連としての利益を守るという点から大変かたい態度をとつておると、これが、今日まだ未解決のままになっておると、この最大の理由であらうと、こう思つておりますが、今後あらゆる努力をいたさなければならぬと、こう考えておるところでございます。

○塩出啓典君 私たちは、実際外交というものは全然自分でもやつたこともないし、よくわかりませぬけれども、ただもうちょっと日本政府として筋を通すと申しますか、たとえ相手が軍事的に大國であらうとも、言うべきことは言わなくちゃいかぬ。またやはり、激論も交わし、場合によってはある程度の緊迫した空気がやむを得ないんじゃないか、ある段階においては。そういうことが国民の協力も得られていくし、また国民の理解も求めていくのではないかと。そういう意味では筋を通し、やはり正しい論議というものは堂々とやつていかなければならぬと、こういうことが必要じゃないかという点を考えるわけですね。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 御趣旨は全くそのとおりだと思つておる。○塩出啓典君 今回の漁業の問題にいたしまして、余り無定見な譲歩はすべきではないと思つておる。また往々にして今日まで玉虫色の協定を結んで、どつちの国も国内に都合のいいように、こういうような玉虫色のものになつてやうと、結局は後から見れば力のあつたやうな方が結局局をつちの主張を通してしまつた、こういうことになりまして、私は無定見な譲歩はすべきではない。また、玉虫色の了解も避けるべきだと思つておる。○國務大臣(鳩山威一郎君) おっしゃるとおりだと思つておる。今回の北方領土にかかわる問題というものが、御承知のとおり二月二十

四日のソ連邦閣僚会議決定によるいわゆる線引きがあるということ、この線引き自体を認めるという事は、わが国といたしまして北方四島と大変かかわり合ひが出てまいります。その点につきましては、二月二十五日に官房長官の談話をもつてソ連政府に対して抗議を申し入れたところでございます。したがって、これからの最終的な交渉におきまして、この適用水域の問題がやはり最も大事な問題になるうと思つておる。この点につきましては、鈴木農林大臣とイシノフ漁業大臣の間に円満な両者の満足し得る結論が出来ますことを期待をいたしておるところでございます。

○塩出啓典君 ソ連との交渉を進めていく場合に、やはり日本の場合はいわゆる漁民の皆さんの問題があるわけですね。だから早く解決しなければ実際の漁業に従事している人の生活も成り立たない。そういうわけで、言うならば日本政府としては非常に前と後ろに一つの難関があるわけでございます。しかし、やはりソ連との漁業交渉をより強力に進めていくためには当然漁民の皆さんの協力も必要じゃないかと思つておる。そういう意味で、もう漁期が来ておりながら出漁できない、そういう人たちに對する対策というものは十分立てて、そして納得のいくようにしておかないと外交も進まないんでないかと思つておるわけですが、こういう点については、特に外務大臣としても閣僚の一人として十分対策を立てる考えがあるかどうか、その点を伺つておきます。

○國務大臣(鳩山威一郎君) この点につきましては農林大臣の御所管でございます。しかし日ソ交渉と関係のある問題でございますので、國務大臣の一人として努力をいたしたいと思います。日本側が、この暫定協定ができる期間出漁を認められておつた、それが期限が三月三十一日でございます。しかし、そのことのために譲歩をする、妥協をするという事は、やはり先々のことを考えますと得策でないというので、三月三十一日の期限は切れましても粘り強く交渉しようとする。

こういう態度をとつて今日に及んでおることをもつていたしまして御了承をいただきたいと思つておる。○塩出啓典君 それでは、いづれにしてもこの北方四島の領土問題については、やはり戦後三十年を経過して、いままでのようなことが結局続いていくやうであつては困るわけでありまして、もつともつとわが国政府としても国際世論に訴えるなり、そういうふうな発想の転換というのか、意気込みを示していかなければいけないんじゃないか。そういう意味から国際司法裁判所へ提訴するか、これはソ連が応訴しなければ成り立たないというふうな話ではございますが、やはり国際世論に訴えていく、あるいはまた、ヤルタ協定の当事國である日本との会議を提案するとか、私はそういうふうなことを積極的にやつていくべきじゃないかと、これについての外務省の考えを承つておきます。

○政府委員(中島敏次郎君) まず、国際世論に訴える必要があるではないかという観点から先生が御提起になりました国際司法裁判所への提起の問題でございますが、この点は先生も御指摘しておられるとおり、ソ連側が応訴をしなければ提起ができないわけでございます。従来経緯から見まして、ソ連は領土問題は解決済みという立場をとつておられますので、この問題については国際司法裁判所への提起を応訴してくるというふうにはどうも考えられないというふうにお伺いしております。

それから、ヤルタ協定の当事國云々というお話がございましたが、これは先生もよく御承知のとおり、ヤルタ協定は戦争中わが国と敵對關係にありました主要連合國間の戦争遂行に関する取り決めでございます。わが国といたしましては、主要連合國間にそのような戦争目的遂行のための政策的な取り決めがあつたとしても、それがわが国の領土問題に對する法的な解決をなしたものであるというたてまえをとつておりました。その意味でヤルタ協定の当事國であるからわが国がこの

領土問題に対して何らかのアプローチをするという事はいかにかというふうな考えております。ただ、ヤルタ協定の当事国はまさにアメリカとかイギリスとか、その当のソ連というような主要連合国でございまして、サンフランシスコの平和条約によりまして行われました領土問題の解決に直接関与した国、または直接にわが国と領土問題について係争関係にある国でございまして、これらの国に對する関係でわが方の立場を十分に理解しておいてもらおうという事は、それなりの意義があることでありますし、従来も、かつてアメリカや英國に對してわが国の領土問題に關する主張について協議をしたことはあるわけでございます。

○壇出啓典君 時間もございませんで、特に外務大臣に要望したいことは、非常にむずかしい問題ではあります、やっぱりそこに何らかの道を見出していくと、これは具体的に、われわれとしてこうしたい方がよいというふうない提案がいまあるわけではございませんけれども、日本人の中にはやっぱりソ連のことに詳しい人もいるし、外交というのにはソ連の国民性も考えてやっていかないとはいけませんし、そういう意味でひとつこの北方領土の問題についても、ただ何となく時期が過ぎていくというのではいけないと思ひます。やはり明確なる一つの具体的な方針というものを立てて、それは何となく強力的に発表する必要はないと思ひます。その点も強力的にひとつ進めてもらいたい、このことを要望しておきます。

それからこれは、最近ガラス張りの外交ということでオーストラリアの外外交官が本を出版すると、その本の中に日本外交の機密は筒抜けであると、やはり日本の、いわゆる外務省から各大使館への訓令電報というものは全部読まれちゃつて、こんなことでは日本の外交官に本当のことをしゃべれないと、そういうふうなことを書いておられるわけですが、これは彼らが勝手に言っておることではあります、やはり手の内を見せたいんではないかぬわけ、もしそういうふうな心配がある

ならば、万全の体制を立てていかにかいけないうんじやないかと、こう思ひますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(松永信雄君) 御指摘ありましたあの新聞報道は私も承知いたしておきます。問題になつております著作につきましては、これは私人の著作にかかるとございまして、政府としての正式の見解を述べるといふのはいかかと思ひますが、記事は私も読みましたわけで、読みましたその印象を申し上げますと、憶測ないしは想像によつて書かれたものではないかという印象でございまして、他方、仮に外務省が使用しております暗号電報が解読されていると、あるいは読まれているという事象があるとするれば、これは非常にゆゆしい問題でございませぬけれども、現在外務省が使用しております暗号電報は、いわゆる無限乱数を使用した暗号システムでございまして、他によつて解読されるということは絶対あり得ないというふうな考えております。

○壇出啓典君 ひとつさういふ点はよくさらに慎重に検討して、いまのような、何となく外交というのが力のあるところばかりが、軍事力のあるところが結局勝つような外交では困るわけで、そういうものに対抗していくためには、やっぱりそれ以外の点において、連携とかさういふ点ではか國に負けないようにやっていかにかいけなと思ひます。さういふ意味で、ひとつこの問題についても十分検討をして、手落ちのないようにやってもらいたいと思ひます。

最後に二つだけお尋ねしたいんであります、この領海の問題で、いわゆる竹島の問題を、きのう福田総理大臣は島根県の漁業代表者の人の陳情に對して、今度の日韓關係會議の議題にしていくと、さういふふうなことを言われたようでありまして、外務大臣のいままでの私たちの印象では、余りこの問題は日韓關係會議の議題にはしたくないというふうなお話で、そこに食い違ひがあるわけでありまして、私たちが、当然これは避けて通るべきものではなしに、さういふ問題こそ話すべきものがこれに關係會議であつて、当然申し入れるべきであるし、向こうがそれをどうしても拒絶する場合はどうするのか、さういふ点を承つておきたい。

それともう一つは、大陸だ協定の問題で、いわゆる共同開發エリアが十二海里の中に入るといふ、これはきのうからさういふ問題になつていゝ問題であります、これを兩國の間で確認書、文書を交わすと、さういふふうなお話に聞いておりますが、これは協定の内容の変更になりますので、当然私は最終的には兩國の国会の議決が必要なんではないか。韓国はすでに批准をしておるわけでありまして、それを單なる確認書だけでやるということはどうなのか。この二点についてお尋ねしておきます。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 竹島の問題につきまして、參議院の予算委員会におきましてもお尋ねがございまして、従来いろいろな問題があることに抗議をしまつたところでございます。先般予算委員会におきまして、韓国の国会におきましてこの竹島問題が非常に取り上げられておるのでございまして、その際、農務部長官が、竹島に新しい施設をすることにございまして質疑応答があつたわけでありまして、また、韓国側が竹島にいろいろな現に施設を行つておるといふことにつきまして御指摘があつたわけで、この問題につきましては、やはりこの領海問題あるいはさらに二百海里の専管水域と申しますか、両水域の問題が將來出てまいりましたときに、さらに問題が重要性を帯びることは必定でございます。さういふ意味で、いままでは抗議をしたり、先方が抗議をしたというところを繰り返しておるわけでありまして、一度やはり外交問題として取り上げるべきではなからうかという判断をしていられるところでございます。今後検討させていただきますと思つております。

それから二番目の、韓国政府との共同開發区域にわたります大陸だの協定につきましては、お話をさせていただきます、いわゆる男女群島の西の先にあ

ります較瀬という、これは島というか瀬というか、岩礁があるわけでございます、この岩礁からばかりですと十・九キロのところにも最も近い共同開發區域があるというので、この点につきましては、先方に、領海が十二海里になりましたときには、この較瀬からはかりますと当然領海が共同開發區域の中に及ぶことになると。その部分につきましては、大陸だなどというの領海から先の話でありますから、当然大陸だの對象から外れると、そのことについて確認を求めておるところでございます。わが方といたしましては、現在の協定といたしまして、領海が十二海里に拡大されたときにおきまして当然にわが方の領海内に入る、共同開發區域から自然に外れるという点につきまして了解があればそれで足りるのではなからうか、このように考へておるところでございます。どうかその点は御理解を賜りたいと思ひます。

○壇出啓典君 だから、国会の批准は必要ないという見解ですね。

○國務大臣(鳩山威一郎君) そのとおりです。

○壇出啓典君 それと、最初の問題は、これは議題にするかどうかという事は、これから検討するといふことなんでしょうね。総理は議題にしたいと言つておられるわけけれども、外務大臣としてはすぐ議題にするというんではなしに、もう一回検討したいと、ちょっと食い違ひがあつていいわけですか、これ。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 議題にいたしたいと思ひます。思ひますが、現実には議題にいたしたいには、やはり兩國間のある程度の意思の疎通といひますか、合意がある程度必要でありますので、その辺の表現といたしましてさう申し上げたのでありまして、主観的には議題といたしたいのでございませぬ。

○立木洋君 まず最初に、来年の國連軍縮特別總會に關連してちょっと一言お尋ねしたいんでありますが、四月十五日に國連加盟國政府が國連事務總長に政府の見解並びに議題に關する伝達を行うという事になつておると思ひますが、もうあと八

日後に迫っているので、大体検討されて一応の考えはまとまっておるんじゃないかと思うんですが、それについての考え方と、その大体的内容を説明していただければ。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 日にちが迫っておりますが、最終的にまだ決めておりませんが、現状につきましても、御説明させていただきます。

○政府委員(大川美雄君) おっしゃるとおり、四月十五日までに出すことになっておりますけれども、いまのところ、実はほかの国連加盟国でも一カ国も出してないんです。みんなそれぞれほかの国がどういような構想を持っているのか、どういようなコメントを出すのかということを実は知らなから様子を見ていっているのが現状でございます。わが国も、東京でありますとか、ジュネーブでありますとか、あるいはニューヨークでいろいろ各国の考え方を打診して一生懸命情報を集めている段階でございます。ですから、日本だけが特別におくれているということではございませんが、いすれにいたしましても四月の十五日に間に合うように出すつもりでございます。

そこで、わが国の考え方をよく大きっぱに申し上げますと、軍縮関係のいろいろの措置がとられてまいりましたけれども、過去三十年、国際連合が生まれましてからでもいろいろの措置がとられましたけれども、とかく予防的な措置と申しませうか、あるいは本当のその核心の措置ではなくて、周辺的な措置がややもすると多くとられていまして、人間の悲願でありますところの全面完全軍縮というのにはまだほど遠い。そこで、今度の特別総会は何とか全面完全軍縮を達成するための一里塚にしたいということでございますので、単なる政治的なスローガンと申しますか、をやとりするだけではなくて、本当に具体的な措置につながるような決定に持っていきたいと、これが一つ基本的な考え方でございます。

それから、こういことをやりますのに核兵器国が全部参加いたしませんと意味がございませ

るので、何とか核兵器国がすべて参加するような形の決定を達成したい。そして、まあ特別総会はせいぜい一カ月ぐらいの期間でございますので、なかなか特定の条約の交渉には時間が足りないかと思ひますけれども、せめてこれからの軍縮の日程と申しますか、どういような問題をどういような優先順位で取り上げていくべきかといったような、何かそういう優先順位をつけるような方向に国際的に議論が向かうとよろしいのではないかと思っています。

なおジュネーブに軍縮委員会がございまして、そこでのいろいろの討議されておりますが、その軍縮委員会の今後の仕事を阻害するような形で特別総会が取り運ばれるのではなくて、どこまでも軍縮委員会の今後の仕事を促進するといふような形の討議が望ましいのではないかと考えております。

なお、具体的にそれでは日本として今度の特別総会でどういような問題を特に取り上げてもらうたらいいかということになりますと、私もまだ最終的には固めておりませんが、私どももまた最終的には固めたことといたしまして、たとえば――まあこれはたとえでなくて、間違ひございませぬけれども、核軍縮というのには最優先的に考えています。その核軍縮でも最も緊急な問題は、やはり核実験の全面禁止に関する協定の達成ではないか、全面核実験禁止ということから発足して一歩一歩核軍縮、核兵器の廃絶というところに向かつていくべきではないかと、これが一つの重点事項かと思ひます。

そのほかに、数年前からジュネーブの軍縮委員会で討議されております化学兵器の禁止条約というのがございまして、これがもう一歩といふところでございますので、何とかこれを促進させたいというのが第二点でございます。

それから、核軍縮だけではなくて、やはり通常兵器の面でもいろいろのことをまだやるべきではないかということ、昨年の国連総会でも、御承知のとおり、通常兵器の国際移転についての実態調査というものを提案したのですが、これを今後もう少し推進していけないかどうかということも

考えております。

なお最後に、各国の軍事予算と申しますか、軍事費についての専門家の討議が、これが数年前から進んでおりますけれども、各国の軍事費の削減について何らか具体的な成果が期待できないか、これなども私どもの考えている一つの例でございます。

最終的なことはまだ決まっておりますけれども、大体の私どもの考え方を御披露すればそういつたこととでございます。

○立木洋君 大臣、ほかの国がどういような内容を提起するかというふうなのをいろいろの状況を見るときは、これは必ずしも悪いとは言いませんけれども、少なくとも日本は唯一の被爆国です、この問題については積極的に国際世論をリードするぐらいなつもりでやっばり問題を提起していくということも一方では必要じゃないかと思ひます。

それで、前回大臣に共産党として申し入れて、核兵器を全面的に禁止すると、こうい方向でひとつ努力していただきたい、それでまあ大臣は、これは私たちが見解は一致しておりますといふふうには言われたわけですが、ですから、少なくともこの協定の前身としては、もうカーター大統領自身も核兵器の廃絶を目指す第一歩としてということまで言われているんですから、日本としては、少なくとも核兵器の廃絶という問題提起を明確な考え方としてやっばり出していくことが必要じゃないかと思ひますが、その点大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 先般共産党の御意見を承りまして、核問題につきましては日本が唯一の被爆国であるということから、究極的には核の廃絶まで提起すべきである。核の廃絶と申しましても、米ソ間のSALT交渉があのようになかなか進まないという現実でありますので、現実的な手段としては包括的な核実験の禁止ということ、そういうことが当面のことであらうと思ひますが、究極の理想といたしまして核の廃絶とい

うことをぜひとも日本としては考えるべきであらうと考えております。

○立木洋君 この問題、また次の機会にいろいろお尋ねしたいと思ひますけれども、核の廃絶ではなくて核兵器の廃絶でございますか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) はい、さようでございます。

○立木洋君 それから次に、いま塩田委員が質問されました日韓大陸だ条約の問題に関連して新聞報道を見ておられますと、政府がどういようい対処していくかというふうなことがいろいろ報道されているわけですね。この問題については、もう領海十二海里に拡大することに伴って一部が入り込んでおると、共同開発区域だ。これについては当然何らかの形で処理しなければならぬという点について、新聞報道などによりまして、これは当然大陸だではなくると、領海が設定されると。あるいは念のために了解事項を韓国との間で文書にまとめる。あるいは協定の手直しは必要ではないかといふような考え方が外務省の見解として出されて新聞で報道されておりますけれども、そういうことで間違ひないのかどうか、政府の処理の対応について総合的にちよつとお聞きをしておきたいのですが。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 先ほどもお答え申し上げましたとおり、このごく一部につきましては、全体としては〇・〇四%の面積でございますけれども、この領海の範囲内に入る部分がある。その点につきましては、先ほど申し上げましたように、当然これは領海となるので、いわゆる大陸だの範囲から外れるものである。その点につきましては、何分三年前に調印した協定でありますので、この調印したということを尊重していただいて、その解釈でそれを明確にするということと目的は達せられるといふふうな考えておるところでございます。

○立木洋君 了解事項を文書にまとめるというふうなことはしないと。するわけですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) これからいかなる文

書とするかという点につきまして、韓国側と折衝いたす段階でございます。

○立木洋君 日本の政府としてはどういう性格の文書にしたいというふうに考えておられるのか、あるいはそれをどういう形で行われようと考えておられるのか、時期的にはいつごろを想定されておるか、そこあたりについてちょっとお尋ねしておきたいのですが。

○政府委員(中島敏次郎君) どういう性格及びどういう内容の点につきましては、外務大臣からもお話しがございまして、韓国側と話し合つてしまふべき文書によつて的確な処理をしようということ、またその点の明確に話し合ひがついたということではございませぬので、いましばらく時間をおかしたくないかと。

時期につきましては、きょうの本会議でも外務大臣からお答えがありましたように、できるだけ速やかにということでお話をいたしたいと。ただ、その内容そのものは、基本的な性格は先ほどから外務大臣からも御説明がございまして、当該区域が大陸だではなく、協定によつて、当該区域の共同開発区域の対象区域からは自動的に外れるということ、協定自体の手直しということを考えているわけではなく、その自動的に外れるという点については日韓間の意見が一致しておりますので、その点を確認しておくといいことと考えておる次第でございます。

○立木洋君 きょうはお尋ねするだけにとどめておいて、いずれました議論といたしますが、私たちの見解を述べた場合もあるかと思ひます。

次に、日米首脳会談についてですが、先ほど大臣の御報告をお聞きしたわけですが、もちろんいろいろな面で、多くの点で一致する点もあつたと思ひますが、それからまた不一致点と言へばこれは大きくなるわけですが、まあ見解の相違する点等もあつたと思うのです。これについてはそれは外務省としてしがるべき、それに対してどういう点が一致し、どういふ点で見解が十分一致し

ていないかということについて、それぞれ検討され、それに必要な対応をされていくということになると思うのですが、特に大臣が今回の日米首脳会談の中で不一致点といふか、あるいは見解が十分一致しなかつたというふうにお尋ねになられる問題は、どういふ問題ですか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) それは何よりも一番大きな問題は核燃料の再処理の問題でございます。これにつきましては、とにかく両国政府で引き続き何らかの解決策を見出そうという方向につきましては一致をしたということでございます。しかし、これからの両国間の交渉に待つということでございます。

○立木洋君 ほかほもうすべて一致したわけですか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 大きな問題としてはそのようなことだと思ひますが、まあ航空交渉でありますとか、そのような問題は首脳会談におきまして交渉するという性格のものではないものでございまして、今後の交渉につきまして、相互の立場を理解をお願いをしたわけでございます。恐らく御指摘は朝鮮半島におきまます問題につきましてであるかと思ひますが、これにつきましては、韓国からの米地上軍の撤退につきまして、これからその対応なり、どのような形で撤退が行われるかということにつきましては、これから韓国と協議して、また日本とも協議をして実施をします、こういうことを先方が申しておるところでございます。これは必ずしも意見が一致したということとは言へないかと思ひますが、これからの問題ということになつたわけでございます。

○立木洋君 この取り交した文書の中に、「西太平洋において、均衡がとれ、かつ、柔軟な軍事的存在を維持する意向である旨付言した」といふ文章があります。この「西太平洋において、均衡がとれ、かつ、柔軟な軍事的存在を維持する」といふのはどういふ意味でしょうか。

○政府委員(山崎敏夫君) この表現はアメリカ側

が、カーター大統領が述べた表現でございますが、われわれの理解しておりますところでは、このまづ「西太平洋」といふのは、ハワイより西の太平洋で米軍の存在する地域を主に指しているものと考へております。それから、「均衡がとれ、かつ、柔軟な軍事的存在」といふ点でございますが、これは従来ときどきアメリカ側の軍事的な用語として出てまいりますけれども、いろんな情勢に対応して、迅速かつ効果的に対応し得る能力を意味するものと思へております。

○立木洋君 そういふカーター大統領の発言に対してですが、これは第一回会談の内容として報道されている点を見ますと、アメリカのアジアにおけるプレゼンスを維持してほしいということ、日本側から要望したという報道になつていふことを本側から要望したという報道になつていふことを、それは正確ですか。

○政府委員(山崎敏夫君) 私も総理と大統領との会談に列席いたしておりましたので、その点を御説明させていただきますと、総理の方から、ベトナム以後アメリカがアジアに対して関心を失いつつあるのではないかと、いふふうな意見がアジアのあちこちで見られる。そこで、アメリカは今後ともアジアにおける平和を維持するためにアジア・太平洋地域に関心を保持してもらいたいということ、いわばアジアの代表のような考えから、立場からおっしゃつたわけでございます。そしてさらに、アジアにおいて積極的かつ建設的な役割を果たしてもらいたいということ、これを総理として強調されたわけでございます。

○立木洋君 それで大臣、この共同コミュニケの中では「米国のかかる確認を歓迎し」といふことになつていふわけですね。それで前に宮澤さんが大臣のときに、コミュニケといふのは大体何が書かれてあつて何が書かれていないかといふことをよく考へることが大切だといふふうな趣旨の発言をされたことを私記憶しているんですが、ここで言われている「歓迎し」といふ意味は、いわゆるアメリカの軍事的存在を日本は歓迎するとするならば、日本は米軍が存在することに對して協力を

するということになるわけでしょうね、当然。大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) この共同声明のこのところの文章でございますけれども、これは予算委員会でも申し上げたんですけれども、第五の第三項でございますけれども、「大統領は、米國が、太平洋地域として、今後ともアジア・太平洋地域に強い関心をもち、同地域において積極的かつ建設的役割を引続き果たすことを再確認した」と、再び確認したということでありまして、その確認という言葉を、総理大臣は、米國のかかる確認を歓迎し」と、さういふふうな文意につながつておりまして、その下に軍事的な問題が、大統領として付言されたということが、実態の話としてもこのような経過でございます。米國のかかる確認を歓迎し」といふのは、特に軍事的な面につきまして日本は関心を保持しないということではありませぬけれども、特に歓迎するといふ意味は、大統領が米國はアジア・太平洋地域におきまして積極的、建設的な役割を引き続き果たしますとおっしゃつた、その再確認を引き継いで総理大臣のかかる確認を歓迎すると、さういふふうな読みでいただきたい。その間に付言が入つておる、さういふふうなことはそれが実態的な話であるといふふうな考へております。

○立木洋君 それは日本の文章の読み方から言へばさうならぬんですよ。付言したのが、歓迎したのが前文に当たる部分であればそれは歓迎したと、そしてその後大統領はかく付言したということになれば、それは日本文としてさういふ文章になりますけれども、大臣は大体軍事的な意味合いといふことを極力お避けになるようでありませぬけれども、大体御承知のように日米安保条約が第六條では日本とアジアの、極東の安全のために日本の基地を使用できることになつていふわけですから、これは日本政府としてはそれを歓迎して日米安保条約を結んでいふわけですし、さういふことを全く無視されるとなると安保条約そのものの存在が否定されるということにもなる

ので、その点については大臣余りお避けにならないかと思ふ。政府の立場としては私は明確じゃないかと思ふ。余り避けると安条約否定になつてくると、今度鳩山さんの立場がおかしくなつてくるから。

次に、余り時間がないので余談ばかりやつておるとあれですが、問題となるのは私は沖繩に在る米空軍ですね。これは西太平洋全域に対する防衛の任務を持つて居るわけですが、これは大臣御承知だと思ふ。これは第一八戦術戦闘航空団、これは西太平洋全域についての防衛の任務を持つて居るわけであり、それに関して上級司令部の指示に従つて行動をとるといふことになつて居るわけですから、これはもう明確だと思ふんです。今回の場合に特に会談の中でも、あるいはその後の福田総理がカーター大統領の発言として引用した部分でも、朝鮮半島のバランスを崩さないよう慎重に地上軍の撤退をさせる、むしろ空軍力による対韓支援は強化するというふうに語つて居るわけですが、そういうことになつてきますと、日本におけるアメリカの空軍というものは、韓国を含む西太平洋全域に対する防衛の任務を持つて居るといふことになれば、そうして、韓国に対する防空の任務、この支援の態勢を強化するということになれば、事実上日本における米空軍の強化が図られるというふうに論理としてはなり得ると思ふのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○政府委員(山崎敏夫君) 先ほども申し上げましたように、西太平洋という表現はアメリカの軍事的な用語でございます。ハワイより西側で米軍が存在する太平洋の地域を主として言うものと解しておられます。他方、在日米軍は安条約に基づいて日本に駐留しておるわけでございます。その任務は、日本の安全と極東における平和の維持というもので、平和と安全の維持というものを目的としておるわけでございます。したがって、今回こういう表現が用いられたからといって、在日米軍のそういう役割りが変わったとか変わると

いうようなことはないと考えております。○立木洋君 ブラウン米国防長官が、軍事力で韓国は北朝鮮に見劣りしている。引き続き米空軍による支援の重要性を強調して、北側に韓国国防衛力が弱まるという誤解を与えないように日韓兩國との協議が必要だといふふうに証言して居るわけですが、これは韓国防衛にとって在日米軍やい

わゆる航空自衛隊の協力が不可欠であるといふことを意味するものではないですか。○政府委員(山崎敏夫君) ブラウン国防長官の証言については私はつまびらかにいたしておりませんけれども、兩國首脳の間におきまして、カーター大統領が在韓米地上軍を撤退するに当たつても韓国に対して十分なエアカバーといふ事柄は、空軍力は維持するといふことを言つたのは事実でございます。もちろん、一義的には在韓米空軍の維持ないし強化を意味するものと考へます。

○立木洋君 そういふふうにならないで、もう少ししまとめて答えていただきたいんですが、今回の会談の場合でも、大臣は予算委員会の答弁で、軍事の意味は一切含まれていない、経済開発を含む諸分野という問題に関していふふうに出る答弁されておられますけれども、しかし、事実上防衛力の基盤強化を述べたのかどうかという点については、事前折衝の段階でそれが出た経緯があるといふふうに出る答弁されておられます。またカーター自身についても、福田総理はカーター大統領が日本は対韓勢力、防衛能力が弱いとの話が出たといふふうに出る答弁されておられます。

それで、事実上最近の状態を見てみますと、一つはことしの二月二十四日、南西航空混成団の司令である吉崎巖空将から直接聞いた話によりますと、コープダイヤモンドという作戦の名前で在韓米空軍、それから日本本土の米空軍、それから在沖繩米空軍による合同演習が定期的に実施されておると、この合同演習には南西航空団の自衛隊機が昨年十月以来三回も加わつたといふことを明確に述べて居るわけですね。また、ことしの二月二十四日、同じ発表によつても、嘉手納基地からの

報道によれば、いままでは偵察機が韓国にかなり頻りに出かけておつたけれども、今回初めてF4ファントム、これは攻撃用の飛行機ですけれども、これが事実上韓国に乗り出しておるといふふうな報道もなされて居るわけですね。ですから、事実上アメリカ側は日本側に対してのこういふ昨年の七月以来、日米防衛協力小委員会での共同作戦計画に関する検討がなされておると、また、アメリカ側からは日本のそういう体制を強化してほしいといふ要望、そういう問題についての考え方というものは今度の会談の中で肯定的に評価されたといふふうに出るわけですね。これは、日本側として肯定的に評価されたといふふうに出るわけですね。この点については、大臣は会談に参加された当事者としてそういう問題についてのお考えはどうでしょうか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) ただいまおっしゃいました、御指摘のありましたような空軍同士のかに強化するとか、そのような問題は一切両首脳の間におきまして私に知ることには出ておらないのでございます。

○立木洋君 最後に、結局この問題は、もう時間がなから以上余り述べてあれするわけにはいかないわけですが、在韓地上軍が撤退をすれば、しかしそれについてはバランスを崩さないようにする、また、体制を弱めないようにしたいといふことになつてきますと、日本におけるいわゆる在日米軍、米空軍というものが、これは一定の補完的な役割りを果たす強化しなければならぬ。自動的にならなつてくる。それに対して、事実上やはり安定した基地の自由使用の問題だとか、あるいはいま協議が進められて居る日米防衛協力小委員会の内容等々における関連事項が私は起つてくるだろうと思ふんですが、この点については私はまた時期を改めてお尋ねしますけれども、新聞で報道されておつた、これらの在韓米地上軍の撤退に関してアメリカとの具体的な協議のために防衛庁長官が訪米するといふ問題について、防衛庁と外務省との間で具体的に検討を進め

て居るといふ報道があつたわけですが、三原防衛庁長官が訪米するといふふうなことがいま具体的に防衛庁と外務省との間で検討が進んでおるといふふうな報道もなされて居るわけですね。ですから、事実上アメリカ側は日本側に対してのこういふ昨年の七月以来、日米防衛協力小委員会での共同作戦計画に関する検討がなされておると、また、アメリカ側からは日本のそういう体制を強化してほしいといふ要望、そういう問題についての考え方というものは今度の会談の中で肯定的に評価されたといふふうに出るわけですね。これは、日本側として肯定的に評価されたといふふうに出るわけですね。この点については、大臣は会談に参加された当事者としてそういう問題についてのお考えはどうでしょうか。

○立木洋君 この問題についてはもっとお尋ねしたい事項がたくさんありますけれども、きょうは時間がありませんので、今回の質問のときに譲りたいと思ひます。

○委員(寺本広作君) 本件に関する本日の調査はこの程度といたします。

○委員(寺本広作君) 次に、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるとの件子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるとの件

税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるとの件

及び、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるとの件(以上四件本院先議)

及び、国際農業開発基金への加盟に伴う措置に
関する法律案(以上二件衆議院送付)

以上六件を便宜一括して議題といたします。
政府から逐次趣旨説明を聴取いたします。鳩山
外務大臣。

○国務大臣(鳩山威一郎君) たいま議題となり
ました千九百七十一年七月二十四日にパリで改正
された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結に
ついて承認を求めるの件につきまして提案理由を
御説明いたします。

万国著作権条約は、米州諸国のように著作権を
保護する条件として納入、登録等の方式に従うこ
とを要求する国とわが国や欧州諸国等のように著
作権を無方式で保護する国との間の橋渡しを行う
ものとして一九五二年に作成されたものでありま
すが、このパリ改正条約は、開発途上国の文化的、
社会的及び経済的發展の必要性を考慮して、翻訳
権及び複製権に関して開発途上国のために特別の
便宜を図る措置を講じたものであります。なお、
現行条約に附属している無国籍者等の著作物に対
する条約の適用に関する第一附属議定書及び国際
連合等の国際機関に対する条約の適用に関する第
二附属議定書は、そのままの形でこのパリ改正条
約に引き継がれています。

わが国は、一九五六年に万国著作権条約及び関
係諸議定書を締結しており、わが国がこのパリ改
正条約及び関係諸議定書を締結することは、開発
途上国との友好関係を促進する見地から、また、
著作物の保護のための国際協力を推進する見地か
ら有益であると考えられます。

よって、ここに、この条約及び関係諸議定書の
締結について御承認を求める次第であります。
次に、子に対する扶養義務の準拠法に関する条
約の締結について承認を求めるの件につきまして
提案理由を御説明いたします。

渉外的な私法上の法律関係につきどの国の法律
を適用すべきかを指定する国際私法が国によって
異なっておりますため、同種の私法関係に係る紛
争が国によって異なっております等不合理が

生じております。この不合理を除くため、ヘーグ
国際私法会議は、一八九三年以来各種の法律関係
について条約を採択し、国際私法の漸進的統一作
業を続けております。同会議は、一九五六年十月
に開催された第八回会期において、子に対する扶
養義務の準拠法に関する条約を作成しました。こ
の条約は、一九六二年一月一日に発効しており、
その締約国は、一九七七年二月現在、西ドイツ、
フランス、イタリア等十二カ国であります。

この条約は、子に対する私法上の扶養義務に関
し、原則として、子の常居所地の法律を適用する
こととして、各国に共通の国際私法の規則を定め
るものであります。子の扶養の問題は、子の常居
所地すなわち子が実際に居住する国の生活水準等
に密接に関連しておりますことより、この条約の
定める共通の規則は、子の保護の見地から妥当と
認められます。

近時、わが国と諸外国との間の人的交流が盛ん
になり、これに伴い、わが国民との関係する渉外
的な親子間の扶養の問題が法律上の紛争となる事
例が漸増する傾向にあることにかんがみまして、
わが国がこの条約の締結国となりまして、子
の扶養に国際的に共通な規則を採用することの
見地から適切であるのみならず、国際私法の漸進
的統一のための国際協力を進める上からも、きわ
めて望ましいことであると考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承
認を求める次第であります。
次に、税関における物品の評価に関する条約の
改正の受諾について承認を求めるの件につきまし
て提案理由を御説明いたします。

税関における物品の評価に関する条約は、価額
を課税標準として関税を課する場合の価額の定義
を定めることにより、税関における物品の評価方
式の統一を図り、もって国際貿易を容易にし、関
税交渉及び外国貿易統計の比較を簡易化すること
を目的として一九五〇年に作成されたものであ
り、わが国は、一九七二年にこれに加入いたしま
した。

現行条約は、CIF(運賃、保険料込み価格)
評価方式を採用しているため、これと異なる評価
方式をとっている豪州、カナダ、米国等は、条約
に加入することができません。すなわち現行条約
第二条によれば、締約政府は、条約の附属書Iの
価額の定義を国内法令に組み入れる義務を負って
おり、同定義の第一条(2)(b)に従い、輸入物品の販
売及び引き渡しに伴うすべての費用を価額に含め
て評価を行うこととなっております。しかしなが
ら、この改正により、条約に新規に加入する国に
限り、輸出港から輸入港までの運賃及び保険料を
価額から除くすることが認められることとなり
ます。

わが国がこの改正を受諾することは、豪州等の
条約への加入を促進することにより、税関におけ
る物品の評価方式の国際的な統一へ寄与すること
もに、国際貿易の円滑化にも資するものであり、
世界貿易に大きな比重を占めるわが国にとってき
わめて望ましいものであると考えられます。

よって、ここに、この改正の受諾について御承
認を求める次第であります。
次に、がん原性物質及びがん原性因子による職
業性障害の防止及び管理に関する条約(第三百三
九号)の締結について承認を求めるの件につきま
して提案理由を御説明いたします。

この条約は、一九七四年に国際労働機関の第五
十九回総会で採択されたもので、その内容は、職
業上労働者がさらされるのが禁止され、または
許可もしくは管理の対象となるがん原性物質及び
がん原性因子の決定、がん原性物質及びがん原性
因子の有害性の一層低いものへの代替、労働者に
対する保護措置及び適当な記録制度の確立、労働
者に対する情報の提供、健康診断の実施等につい
て規定したものであります。

この条約の規定は、わが国においては、労働安
全衛生法及びこれに基づく政省令並びに法令によ
り充足されているところであります。この条約を
締結することは、わが国における労働者の健康を
促進する上からも、また労働分野における国際協

調を推進する上からも有意義であると考えられま
す。
よって、ここに、この条約の締結について御承
認を求める次第であります。
次に、国際農業開発基金を設立する協定の締結
について承認を求めるの件につきまして提案理由
を御説明いたします。

一九七四年十一月にローマで開催されました世
界食糧会議は、開発途上国における食糧事情がき
わめて深刻な状況にあること、及びこれらの国の
食糧問題を解決するために緊急かつ共同の措置が
必要であるとの認識に基づきまして、これに対処
するための各種構想について討議を行いました
が、その一つとして国際農業開発基金を設立する
ことを決議いたしました。本協定は、この決議に
基づき、三回にわたる関心国会合での起草作業を
経て、一九七六年六月、国際農業開発基金を設立
するための国際連合会議において採択されたもの
であります。

本基金は、開発途上国の農業開発、特に食糧増
産のために開発途上国に対し、緩和された条件に
よる貸付付付または贈与の形式で資金供与を行う
ことを業務内容としておりますが、本基金の設立
によって開発途上国の基本的課題である農業分野
の開発が促進され、さらには、これらの国の経済
的及び社会的発展にもつながることが期待される
ものとしてきわめて重要な意義を有するものと考
えられます。

本基金は、その資金として、当初、約十億ドル
を予定しており、先進国及び産油国がおのおのの
分の拠出をすることとなっておりますが、わが国
は、国会の承認を条件に五千五百万ドルを拠出す
る旨を誓約しております。わが国は、従来より開
発途上国における農業開発の重要性を認識し、こ
の分野におけるわが国の経験を活用して二国間あ
るいは多数国間協力を通じて積極的に貢献してま
いりました。したがって、わが国は、本基金が
国連の専門機関の一つとなることと予定されてい

ることあり、開発途上国に対する農業開発協力の中心となる本基金に資金的な協力をを行うことは、開発途上国に対する経済協力を積極的に推進しようとするわが国の基本政策に合致するものであり、きわめて有意義なことであると考えられます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求め次第であります。

最後に、国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律案について提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、たゞいま、その締結につき御承認をお願いいたしました国際農業開発基金を設立する協定に基づきまして、わが国が国際農業開発基金に加盟することに伴い必要となる各般の措置を規定することを目的とするものであります。国際農業開発基金は、開発途上国における農業開発、なかんずく食糧増産のために、従来の開発援助資金に加え、新たな資金を利用することができるようにすることを目的とするものであります。具体的には、国際農業開発基金の加盟国である開発途上国またはそのような加盟国が参加している政府機関に対し、緩和された条件による貸付けまたは贈与の形式で資金供与を行うことになっております。

御承知のとおり、開発途上国における農業開発の促進は、これら諸国における経済社会分野における大きな課題となっているばかりでなく、世界の食糧事情改善のかぎとなつてはいるものであります。わが国といたしましては、先進国の一員として、これら諸国に対し援助を行い、その農業開発に積極的な協力を行っていくことが要請されております。政府といたしましては、わが国が国際農業開発基金へ加盟することは、このような開発途上国からの要請にこたえるものであるとともに、世界の食糧農業事情の改善に貢献するものであると考へこれに加盟することを決意した次第であります。

以下この法律案の概要について申し上げます。

まず、政府は、同基金に対し、予算で定める金額の範囲内において本邦通貨により拠出することができるとしてあります。

次に、同基金への拠出については、国債の交付によつて行方方法が認められておりますので、この国債の発行権限を政府に付与するとともに、その発行条件、償還等に関して必要な事項を定めております。

さらに、同基金が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として、日本銀行を指定できることとしたしてあります。

以上、国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律案の提案の理由及びその概要を御説明いたしました。

以上六件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認、御賛同あらんことを希望いたします。

以上でございます。

○委員長(寺本広作君) 以上をもつて説明は終わりました。

六件に対する自後の審査は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十一分散会

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、反覇権条項を明記した日中平和友好条約の即時締結と批准に関する請願(第六九三号)

第六九三号 昭和五十二年二月二十三日受理
反覇権条項を明記した日中平和友好条約の即時締結と批准に関する請願(五通)

請願者 名古屋市港区小碓三ノ一四 福田幸蔵外四名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を

付託された。

一、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めの件

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めの件

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約

この条約の締結は、海上における安全を高水準に維持することを希望し、

千九百六十年の海上における人命の安全に関する国際会議の最終議定書に附属する海上における衝突の予防のための国際規則を改正して最新のものとすることの必要性を考慮し、

その国際規則が承認された後の諸事情に照らし、その国際規則を検討して、

次のとおり協定した。

第一条 一般的義務
この条約の締結は、この条約に添付されている千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則(以下「国際規則」という。)を構成する規則及び附属書の規定を実施することを約束する。

第二条 署名、批准、受諾、承認及び加入
1 この条約は、千九百七十三年六月一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

2 国際連合、そのいずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規

程の当時国は、いずれかの方法により、この条約の締結国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認につき留保を付さないで署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を政府間海事協議機関(以下「機関」という。)に寄託することによつて行方ものとす。機関は、既にこの条約に署名し又は加入している国の政府に対し、当該文書の寄託及びその寄託の日を通報する。

第三条 適用地域
1 いずれかの地域の施政権者としての国際連合又はいずれかの地域の国際関係について責任を有する締結国は、機関の事務局長(以下「事務局長」という。)にあてた通告書により、いつでも、この条約を当該地域について適用することができ。

2 この条約は、通告書の受領の日又は通告書に明記する他の日から、その通告書に示す地域について適用する。

3 1の規定に基づいて行われた通告は、その通告書に示すいずれの地域に関する撤回することとができるものとし、当該地域についてのこの条約の適用は、一年又は撤回の時に明示されるよりも長い期間の後に、終止する。

4 事務局長は、すべての締結国に対し、この条約の規定に従つて通知される適用の通告又はその適用の撤回を通報する。

第四条 効力発生
1 (a) この条約は、少なくとも十五の国が締結国となり、かつ、総トン数百トン以上の船舶についてそれらの国の船舶の隻数の合計又はトン数の合計がそれぞれ世界全体の船舶の隻数又はトン数の六十五パーセント以上になつた日のうちいずれか早い方の日の後十二箇月で、効力を生ずる。

(b) (a)の規定にかかわらず、この条約は、千九百七十六年一月一日前に効力を生ずることはない。

2 この条約は、1(a)に定める条件が満たされた後でこの条約の効力発生前に第二条の規定に従って批准し、受諾し、承認し又は加入する国については、この条約の効力発生の日に効力を生ずる。

3 この条約は、その効力発生の日後に批准し、受諾し、承認し又は加入する国については、第二条の規定に従って文書を寄託した日に効力を生ずる。

4 この条約の改正が第六条4の規定に従って効力を生ずる日の後に行われる批准、受諾、承認又は加入は、改正された条約に対して行われる。

5 国際規則は、この条約の効力発生の日に千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則に代わるものとし、同国際規則は、廃止される。

6 事務局長は、既にこの条約に署名し又は加入している国の政府に対し、この条約の効力発生の日を通報する。

第五条 改正会議

1 機関は、この条約又は国際規則の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約又は国際規則の改正のための締約国会議を招集する。

第六条 国際規則の改正

1 機関は、いずれかの締約国の要請がある場合には、当該締約国が提案する国際規則の改正案を審議する。

2 改正案は、機関の海上安全委員会において出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数によつて採択された場合には、機関の総会による審議の少なくとも六箇月前にすべての締約国及び機関のすべての加盟国に送付される。改正案が総会において審議されるときは、機関の加盟国でないいずれの締約国も、審議に参加する資格

を有する。

3 事務局長は、総会において出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数によつて改正案が採択された場合には、これを、受諾のため、すべての締約国に送付する。

4 改正は、その採択の際に総会が決定する日に効力を生ずる。ただし、その日より前であつて採択の際に総会が決定する日までに締約国の三分の一を超える国が改正に対する異議を機関に通告した場合は、この限りでない。総会によるこの4に規定する日の決定には、出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数を必要とする。

5 改正は、これに対する異議を通告しなかつたすべての締約国について、改正の効力発生の際にその改正に係る従前の規定に代わるものとし、同規定は、効力を失ふ。

6 事務局長は、すべての締約国及び機関のすべての加盟国に対し、この条の規定に基づき要請及び送付並びに改正の効力発生の日を通報する。

第七条 廃棄

1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日から五年を経過した後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2 廃棄は、機関に文書を寄託することによつて行ふ。事務局長は、他のすべての締約国に対し、廃棄書の受領及びその寄託の日を通報する。

3 廃棄は、廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第八条 寄託及び登録

1 この条約及び国際規則は、機関に寄託する。事務局長は、その認証謄本を既にこの条約に署名し又は加入しているすべての国の政府に送付する。

2 この条約が効力を生じたときは、事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定に従つてその本文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付す

る。

第九条 用語

この条約及び国際規則は、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十二年十月二十日にロンドンで作成した。

第一部 総則

A部 適用

(a) この規則は、公海及びこれに通じかつ海上航行船舶が航行することができるすべての水域の水上にあるすべての船舶に適用する。

(b) この規則のいかなる規定も、停泊地、港湾、河川若しくは湖沼又は公海に通じかつ海上航行船舶が航行することができる内水路について、権限のある当局が定める特別規則の実施を妨げるものではない。特別規則は、できる限りこの規則に適合していなければならない。

(c) この規則のいかなる規定も、二隻以上の軍艦若しくは護送されている船舶のための追加の位置燈、信号燈若しくは汽笛信号又は集団で漁ろうに従事している漁船のための追加の位置燈若しくは信号燈に関して各国の政府が定める特別規則の実施を妨げるものではない。これらの位置燈、信号燈又は汽笛信号は、できる限り、この規則に定める燈火又は信号と誤認されないものでなければならない。

(d) 機関は、この規則の適用上、分離通航方式を採択することができる。

(e) 特殊な構造又は目的を有する船舶がこの規則の燈火若しくは形象物の数、位置、視認距離若

しくは視認圏に関する規定又はこの規則の音響信号装置の配置若しくは特性に関する規定に従うならば当該船舶の特殊な機能が損なわれると関係政府が認める場合には、当該船舶は、燈火若しくは形象物の数、位置、視認距離若しくは視認圏又は音響信号装置の配置若しくは特性について、当該政府がこの規則の規定に最も近いと認める他の規則に従わなければならない。

第二条 責任

(a) この規則のいかなる規定も、この規則を遵守することを怠ること又は船員の常務として必要とされる注意若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意を払うことを怠ることによつて生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は船員の責任を免除するものではない。

(b) この規則の規定の解釈及び履行に当たつては、運航上の危険及び衝突の危険に対して十分な注意を払わなければならない。かつ、切迫した危険のある特殊な状況（船舶の性能に基づくものを含む）に十分な注意を払わなければならない。この特殊な状況の場合においては、切迫した危険を避けるため、この規則の規定によらないことができる。

第三条 一般的定義

この規則の規定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「船舶」とは、水上輸送の用に供され又は供することができる船舶類（無排水量船及び水上航空機を含む。）をいう。

(b) 「動力船」とは、推進機関を用いて推進する船舶をいう。

(c) 「帆船」とは、帆を用いている船舶（推進機関を備え、かつ、これを用いているものを除く。）をいう。

(d) 「漁ろうに従事している船舶」とは、操縦性能を制限する網、なわ、トロールその他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶をいい、操縦性能を制限しない引きなわその他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶を含まない。

第一章 あらゆる視界の状態における船舶

の航法

この章の規定は、あらゆる視界の状態において適用する。

第五節 見張り

すべての船舶は、その置かれている状況及び衝突のおそれを十分に判断することができるように、視覚及び聴覚により、また、その時の状況に適したすべての利用可能な手段により、常に適切な見張りを行つていなければならない。

第六節 安全な速力

すべての船舶は、衝突を避けるために適切かつ有効な動作をとることができるように、また、その時の状況に適した距離で停止することができるように、常に安全な速力で進行しなければならない。

安全な速力の決定に当たつては、特に次の事項を考慮しなければならない。

- (a) すべての船舶が考慮すべき事項
- (i) 視界の状態
- (ii) 交通のふくそう状況（漁船その他の船舶の集中を含む。）
- (iii) その時の状況における船舶の操縦性能、特に、停止距離及び旋回性能
- (iv) 夜間における陸岸の燈火、自船の燈火の反射等による燈光の存在
- (v) 風、海面及び海潮流の状態並びに航路障害物との近接状態
- (vi) 自船の喫水と利用可能な水深との関係
- (b) レーダーを使用している船舶が更に考慮すべき事項
 - (i) レーダーの特性、性能及び限界
 - (ii) 使用しているレーダーレンジによる制約
 - (iii) 海象、気象その他の干渉原因によるレーダー探知上の影響
 - (iv) 小型船舶、氷その他の浮遊物件は、適切なレンジにおいてもレーダーにより探知することができない場合があること。

第七節 衝突のおそれ

すべての船舶は、衝突のおそれがあるかどうかを判断するため、その時の状況に適したすべての利用可能な手段を用いなければならない。衝突のおそれがあるかどうか疑わしい場合には、衝突のおそれがあるものとする。

第八節 衝突を避けるための動作

衝突を避けるためのいかなる動作も、状況の許す限り、十分に余裕のある時期に、船舶の運用上の適切な慣行に従つてためらわずにとられなければならない。

- (a) 衝突を避けるための動作
- (i) 衝突を避けるためのいかなる動作も、状況の許す限り、十分に余裕のある時期に、船舶の運用上の適切な慣行に従つてためらわずにとられなければならない。
- (ii) 衝突を避けるための針路又は速力のいかなる変更も、状況の許す限り、視覚又はレーダーによつて見張りを行つている他の船舶が容易に認め

- (b) 針路又は速力を小刻みに変更することは、避けなければならない。
- (c) 十分に広い水域がある場合には、針路のみの変更であつても、その変更が、適切な時期に行われ、大幅であり、かつ、著しく接近する状態を新たに引き起こさない限り、著しく接近する状態を避けるための最も有効な動作となり得る。
- (d) 他の船舶との衝突を避けるための動作は、安全な距離を保つて通航することとなるものでなければならない。その動作の効果は、他の船舶が完全に通過しかつ十分に遠ざかるまで注意深く確かめなければならない。
- (e) 船舶は、衝突を避けるために又は状況を判断するための時間的余裕を得るために必要な場合には、速力を減じ、又は推進機関を停止し若しくは後進にかけることによりゆきあしを完全に止めなければならない。

第九節 狭い水道

狭い水道又は航路筋をこれに沿つて進行する船舶は、安全かつ実行可能である限り、当該狭い水道又は航路筋の右側端に寄つて進行しなければならない。

- (a) 狭い水道又は航路筋をこれに沿つて進行する船舶は、安全かつ実行可能である限り、当該狭い水道又は航路筋の右側端に寄つて進行しなければならない。
- (b) 長さ二十メートル未満の船舶又は帆船は、狭い水道又は航路筋の内側でなければ安全に航行することができない船舶の通航を妨げてはならない。
- (c) 漁ろうに従事している船舶は、狭い水道又は航路筋の内側を航行している他の船舶の通航を妨げてはならない。
- (d) 船舶は、狭い水道又は航路筋の内側でなければ安全に航行することができない船舶の通航を妨げることとなる場合には、当該狭い水道又は航路筋を横切つてはならない。狭い水道又は航路筋の内側でなければ安全に航行することができない船舶は、横切つている船舶の意図に疑問がある場合には、第三十四条(d)に定める音響信号を行つていなければならない。

- (e) 「水上航空機」とは、水上を移動することができる航空機をいう。
- (f) 「運転が自由でない状態にある船舶」とは、例外的な事情によりこの規則に従つて操縦することができず、このため他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。
- (g) 「操縦性能が制限されている船舶」とは、自船の作業の性質によりこの規則に従つて操縦することが制限されており、このため他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。
- (i) 航路標識、海底電線又は海底パイプラインの敷設、保守又は引揚げに従事している船舶
- (ii) しゆんせつ、測量又は水中作業に従事している船舶
- (iii) 航行中において補給、人の移乗又は食糧若しくは貨物の積替えに従事している船舶
- (iv) 航空機の発着の作業に従事している船舶
- (v) 掃海作業に従事している船舶
- (vi) 引いている船舶及び引かれていた物件が進路から離れることを著しく制限するようない航作業に従事している船舶
- (h) 「喫水による制約を受けている船舶」とは、自船の喫水と利用可能な水深との関係により進路から離れることを著しく制限されている動力船をいう。
- (i) 「航行中」とは、船舶がびよう泊し、陸岸に係留し又は乗り揚げていない状態をいう。
- (j) 船舶の「長さ」及び「幅」とは、船舶の全長及び最大幅をいう。
- (k) 二隻の船舶は、互いに視覚によつて他の船舶の視野の内にあるものとする。
- (l) 「視界が制限されている状態」とは、霧、もや、降雪、暴風雨、砂あらしその他これらに類する原因によつて視界が制限されている状態をいう。

B部 操船規則及び航行規則

(e) 狭い水道又は航路筋において追い越される船舶が追い越そうとする船舶を安全に通航させるための動作をとらなければ追い越すことができない場合には、追い越そうとする船舶は、第三十四条(イ)に定める音響信号を行うことによりその意図を示さなければならぬ。追い越される船舶は、追い越されることに同意した場合には、同条(ロ)に定める音響信号を行い、かつ、安全に通航させるための動作をとらなければならず、また、疑問がある場合には、同条(イ)に定める音響信号を行うことができる。

(f) (イ)の規定は、第十三条に規定する追い越す船舶の義務を免除するものではない。

(g) 狭い水道又は航路筋において、障害物のために他の船舶を見ることができないわん曲部その他の水域に接近する船舶は、特に細心の注意を払って航行しなければならず、また、第三十四条(イ)に定める音響信号を行わなければならない。

(h) 船舶は、状況の許す限り、狭い水道においてびよう泊することを避けなければならない。

第十條 分離通航方式
(a) この条の規定は、機関が採択した分離通航方式に適用する。
(b) 分離通航帯を使用する船舶は、
(i) 通航帯を当該通航帯の流れの一般的な方向に進行しなければならない。
(ii) 実行可能な限り、分離線又は分離帯から離れていなければならない。

(c) 通常、通航帯の出入口から出入しなければならない。ただし、通航帯の側方から出入する場合に、当該通航帯の流れの一般的な方向に対し実行可能な限り小さい角度で出入しなければならない。

(d) 船舶は、実行可能な限り、通航帯を横断することを避けなければならない。ただし、やむを得ず通航帯を横断する場合には、当該通航帯の交通の流れの一般的な方向に対し実行可能な限り

り直角に近い角度で横断しなければならない。
(d) 沿岸通航帯に隣接した分離通航帯の通航帯を安全に使用して通過することができる船舶は、通常、当該沿岸通航帯を使用してはならない。
(e) 横断船以外の船舶は、通常、次の場合を除くほか、分離帯に入り又は分離線を横切ってはならない。
(i) 緊急の場合において切迫した危険を避けるとき。
(ii) 分離帯の中で漁ろうに従事する場合
(f) 船舶は、分離通航帯の出入口の付近においては、特に注意を払って航行しなければならない。

(g) 船舶は、分離通航帯及びその出入口の付近においては、実行可能な限り、びよう泊することを避けなければならない。

(h) 分離通航帯を使用しない船舶は、実行可能な限り当該分離通航帯から離れていなければならない。
(i) 漁ろうに従事している船舶は、通航帯をこれに沿って航行している船舶の通航を妨げてはならない。

(j) 長さ二十メートル未満の船舶又は帆船は、通航帯をこれに沿って航行している動力船の安全な通航を妨げてはならない。

第二章 互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法
第十一條 適用
この章の規定は、互いに他の船舶の視野の内にある船舶について適用する。

第十二條 帆船
(a) 二隻の帆船が互いに接近する場合において衝突のおそれがあるときは、いずれか一方の帆船は、次の(イ)から(ロ)までの規定に従い、他の帆船の進路を避けなければならない。
(i) 二隻の船舶の風を受けている船が異なる場合には、左げんに風を受けている船舶は、右げんに風を受けている船舶の進路を避けなければならない。
(ii) 二隻の船舶の風を受けている船が同じで

ある場合には、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。
(ロ) 左げんに風を受けている船舶は、風上に他の船舶を見る場合において、当該他の船舶が左げんに風を受けているか右げんに風を受けているかを判断することができないときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。

この条の規定の適用上、風上は、メインスルの張つている側(横帆船の場合には、最大の縦帆の張つている側)の反対側とする。
第十三條 追越し
(a) 追い越す船舶は、この章の他の条の規定にかかわらず、追い越される船舶の進路を避けなければならない。
(b) 船舶は、他の船舶の正横後二十二・五度を超える後方の位置、すなわち、夜間において当該他の船舶のいすれのげん燈をも見ることができないが船尾燈のみを見ることが位置から当該他の船舶を追い抜く場合には、追い越しているものとする。

(c) 船舶は、自船が他の船舶を追い越しているかどうか疑わしい場合には、追い越しているものとして動作をとらなければならない。
(d) 追い越す船舶と追い越される船舶との間の方位のいかなる変更も、追い越す船舶をこの規則にいう横切りの状況にある船舶とするものではなく、追い越す船舶に対し、他の船舶を完全に追い越しかつ当該他の船舶から十分に遠ざかるまで当該他の船舶の進路を避ける義務を免除するものではない。

第十四條 行会いの状況
(a) 二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合において衝突のおそれがあるときは、各船舶は、互いに他の船舶の左げん側を通航するようにそれぞれ針路を右に転じなければならない。

(b) 船舶が他の船舶を船首方向又はほとんど船首方向に見る場合において、夜間においては当該他の船舶の二個のマスト燈を一直線上若しくはほとんど一直線上に見るとき若しくは両側のげん燈を見るとき又は昼間においては当該他の船舶をこれに相当する状態に見るときは、(a)に規定する状況が存在するものとする。

(c) 船舶は、(a)に規定する状況にあるかどうか疑わしい場合には、その状況にあるものとして動作をとらなければならない。
第十五條 横切りの状況
二隻の動力船が互いに進路を横切る場合において衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、当該他の船舶の進路を避けなければならない。状況の許す限り、当該他の船舶の船首方向を横切ることを避けなければならない。

第十六條 避航船の動作
他の船舶の進路を避けなければならない船舶は、当該他の船舶から十分に遠ざかるため、できる限り早期かつ大幅に動作をとらなければならない。
第十七條 保持船の動作
(a) (i) 二隻の船舶のいすれか一方の船舶が他の船舶の進路を避けなければならない場合には、当該他の船舶は、その針路及び速力を保持しなければならない。
(ii) (i)の規定にかかわらず、当該他の船舶の進路を避けなければならない船舶がこの規則に適合する適切な動作をとっていないことが当該他の船舶にとって明らかになったときは、当該他の船舶は、自船のみによつて衝突を避けるための動作を直ちにすることができ、
(b) 針路及び速力を保持しなければならない船舶は、何らかの事由により避航船と間近に接近したためその避航船の動作のみでは衝突を避けることができないと認める場合には、衝突を避けるための最善の協力動作をとらなければならない。

(c) 動力船は、横切りの状況にある場合において他の動力船との衝突を避けるため(ロ)の規定に従って動作をとるときは、状況の許す限り、左

げん側にある当該他の動力船に対して針路を左に転じてはならない。

(d) この条の規定は、避航船に対し、他の船舶の進路を避ける義務を免除するものではない。

第十八条 各種船舶の責任
第九条、第十条及び第十三条に別段の定めがある場合を除くほか、

(a) 航行中の動力船は、次の船舶の進路を避けなければならない。

(i) 運転が自由でない状態にある船舶

(ii) 操縦性能が制限されている船舶

(iii) 漁ろうに従事している船舶

(iv) 帆船

(b) 航行中の帆船は、次の船舶の進路を避けなければならない。

(i) 運転が自由でない状態にある船舶

(ii) 操縦性能が制限されている船舶

(iii) 漁ろうに従事している船舶

(c) 航行中の漁ろうに従事している船舶は、できる限り、次の船舶の進路を避けなければならない。

(i) 運転が自由でない状態にある船舶

(ii) 操縦性能が制限されている船舶

(iii) 性能が制限されている船舶以外の船舶は、状況の許す限り、喫水による制約を受けている船舶であつて第二十八条に定める灯火又は形象物を表示しているものの安全な通航を妨げることを選ばなければならない。

(d) 喫水による制約を受けている船舶は、その特殊な事情を十分に考慮しつつ、特に注意を払つて航行しなければならない。

(e) 水上にある水上航空機は、原則として、すべての船舶から十分に遠ざからなければならない。また、これらの船舶の運航を妨げることを選ばなければならないが、衝突のおそれがある場合には、この部の規定に従わなければならない。

第三章 視界が制限されている状態における船舶の航法

第十九条 視界が制限されている状態における船舶の航法

(a) この条の規定は、視界が制限されている状態にある水域又はその付近を航行している船舶であつて互いに他の船舶の視野の内に入らないものに適用する。

(b) すべての船舶は、その時の状況及び視界が制限されている状態に応じた安全な速度で進行しなければならない。動力船は、推進機関を直ちに操作することができるようにおかななければならない。

(c) すべての船舶は、第一章の規定に従うに当たり、その時の状況及び視界が制限されている状態を十分に考慮しなければならない。

(d) 他の船舶の存在をレーダーのみにより探知した船舶は、著しく接近する状態が生じつつあるかどうか又は衝突のおそれがあるかどうかを判断しなければならない。また、著しく接近する状態が生じつつある場合又は衝突のおそれがある場合には、十分に余裕のある時期にこれらの状況を変えるための動作をとらなければならない。ただし、その動作が針路の変更となる場合は、次の動作をとることは、できる限り避けなければならない。

(i) 追い越される船舶以外の船舶で正横より前方にあるものに対し、針路を左に転ずること。

(ii) 正横又は正横より後方にある船舶の方向に針路を転ずること。

(e) 衝突のおそれがないと判断した場合を除くほか、すべての船舶は、他の船舶の霧中信号を明らかに正横より前方に聞いた場合又は正横より前方にある他の船舶と著しく接近する状態を避けることができなない場合には、針路を保持することができない場合は、その速度を減じなければならない。当該船舶は、必要な場合にはゆきあしを完全に止めなければならない。また、いかなる場合においても衝突の危険がなくなるまで特段の注意を払つて航行しなければならない。

C部 灯火及び形象物
第二十条 適用

(a) この部の規定は、いかなる天候の下においても遵守しなければならない。

(b) 灯火に関する規定は、日没から日出までの間において遵守しなければならない。この間は、この規則に定める灯火以外のいかなる灯火をも表示してはならない。ただし、この規則に定める灯火と誤認されることのない灯火、この規則に定める灯火の視認若しくはその特性の識別の妨げとならない灯火又は適切な見張りの妨げとならない灯火は、この限りでない。

(c) この規則に定める灯火は、これを備えている場合において、日出から日没までの間にあつても視界が制限されている状態にあるときは、表示しなければならない。また、必要と認める他のあらゆる状況において表示することができる。

(d) 形象物に関する規定は、昼間において遵守しなければならない。

(e) この規則に定める灯火及び形象物は、附属書Iの規定に適合するものでなければならない。

第二十一条 定義

(a) 「マスト燈」とは、二百二十五度にわたる水平の弧を完全に照らす白燈であつて、その射光が正船首方向から各げん正横後二十二・五度までの間を照らすように船舶の縦中心線上に設置したものをいう。

(b) 「げん燈」とは、百二十二・五度にわたる水平の弧を完全に照らす右げん側の緑燈又は左げん側の紅燈であつて、それぞれその射光が正船首方向から右げん正横後二十二・五度までの間又は正船首方向から左げん正横後二十二・五度までの間を照らすように設置したものをいう。長さ二十メートル未満の船舶は、これらのげん燈を結合して一の燈火とし、船舶の縦中心線上に設置することができる。

(c) 「船尾燈」とは、百三十五度にわたる水平の弧を完全に照らす白燈であつて、その射光が正船尾方向から各げん六十七・五度までの間を照らすように、

すように実行可能な限り船尾近くに設置したものをいう。

(d) 「引き船燈」とは、(c)に定義する船尾燈と同じ特性を有する黄燈をいう。

(e) 「全周燈」とは、三百六十度にわたる水平の弧を完全に照らす燈火をいう。

(f) 「せん光燈」とは、一定の間隔で毎分百二十回以上のせん光を発する燈火をいう。

第二十二條 燈火の視認距離
この規則に定める燈火は、少なくとも次の視認距離を有するように附属書I 8に定める光度を有するものでなければならない。

(a) 長さ五十メートル以上の船舶の場合

マスト燈 六海里

げん燈 三海里

船尾燈 三海里

引き船燈 三海里

白色、紅色、綠色又は黄色の全周燈 三海里

(b) 長さ十二メートル以上五十メートル未満の船舶の場合

マスト燈 五海里

(長さ二十メートル未満の船舶にあつては、三海里)

げん燈 二海里

船尾燈 二海里

引き船燈 二海里

白色、紅色、綠色又は黄色の全周燈 二海里

(c) 長さ十二メートル未満の船舶の場合

マスト燈 二海里

げん燈 一海里

船尾燈 二海里

引き船燈 二海里

白色、紅色、綠色又は黄色の全周燈 二海里

第二十三條 航行中の動力船
(a) 航行中の動力船は、次の燈火を表示しなければならない。

- (i) 前部にマスト燈一個
- (ii) (i)に定めるマスト燈よりも後方かつ高い位置に第二のマスト燈一個。ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、第二のマスト燈を表示することを要しない。
- (iii) げん燈一對
- (iv) 船尾燈一個
- (v) 無排水量状態のエアクッション船は、(a)に定める燈火のほか、黄色の全周燈であるせん光燈一個を表示しなければならない。
- (vi) 長さ七メートル未満の動力船で最大速度が七ノットを超えないものは、(a)に定める燈火に代えて白色の全周燈一個を表示することができるものとし、この場合において実行可能なときは、げん燈一對を表示しなければならない。
- 第二十四条 えい航及び押航
 - (a) えい航している動力船は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 - (i) 前条(a)に定める燈火に代えて前部に垂直線上にマスト燈二個。引いている船舶の船尾から引かれている物件の後端までの長さが二百メートルを超える場合には、前部に垂直線上にマスト燈三個
 - (ii) げん燈一對
 - (iii) 船尾燈一個
 - (iv) 船尾燈の垂直線上の上方に引き船燈一個
 - (v) (i)に規定する長さが二百メートルを超える場合には、最も見えやすい場所にひし形の形象物一個
 - (b) 押している船舶と船首方向に押されている船舶とが結合して一体となつている場合には、当該二隻の船舶は、一隻の動力船とみなし、前条に定める燈火を表示しなければならない。
 - (c) 物件を船首方向に押し又は接げんして引いている動力船は、結合して一体となつている場合を除くほか、次の燈火を表示しなければならない。
 - (i) 前条(a)に定める燈火に代えて前部に垂直線上にマスト燈二個

- (i) げん燈一對
- (ii) 船尾燈一個
- (iii) (a)及び(c)の規定が適用される動力船は、前条(a)(ii)の規定についても従わなければならない。
- (iv) 引かれていて船舶その他の物件は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 - (i) げん燈一對
 - (ii) 船尾燈一個
 - (iii) (i)に規定する長さが二百メートルを超える場合には、最も見えやすい場所にひし形の形象物一個
- (v) 船首方向に押されている場合において、押している船舶と結合して一体となつている状態にないときは、前部にげん燈一對を表示しなければならない。
- (vi) 接げんして引かれていて場合には、船尾燈一個及び前部にげん燈一對を表示しなければならない。
- (vii) もつとも、二隻以上の船舶が一同となつて接げんして引かれ又は押されている場合には、これらの船舶は、一隻の船舶として燈火を表示しなければならない。
- (viii) 引かれていて船舶その他の物件がやむを得ない事由により(e)に定める燈火を表示することができない場合には、当該物件を照明するため又は少なくとも照明されていない当該物件の存在を示すため、すべての可能な措置をとらなければならない。
- 第二十五条 航行中の帆船及びびろかいを用いている船舶
 - (a) 航行中の帆船は、次の燈火を表示しなければならない。
 - (i) げん燈一對
 - (ii) 船尾燈一個
 - (b) 長さ十二メートル未満の帆船は、(a)に定める燈火を結合して一の燈火とし、マストの最上部又はその付近の最も見えやすい場所に設置することができる。

- (c) 航行中の帆船は、(a)に定める燈火のほか、マストの最上部又はその付近の最も見えやすい場所に、紅色の全周燈一個及びその下方に綠色の全周燈一個を垂直線上に表示することができる。ただし、これらの燈火は、(b)に定める燈火とともに表示してはならない。
- (d) (i) 長さ七メートル未満の帆船は、実行可能な場合には、(a)又は(b)に定める燈火を表示しなければならない。ただし、これらの燈火を表示しない場合には、白色の携帯電燈又は点火した白燈を、直ちに使用することができるように備えておかなければならず、また、衝突を防ぐために十分な時間、表示しなければならない。
- (ii) ろかいを用いている船舶は、この条に定める帆船の燈火を表示することができる。ただし、当該燈火を表示しない場合には、白色の携帯電燈又は点火した白燈を、直ちに使用することができるように備えておかなければならず、また、衝突を防ぐために十分な時間、表示しなければならない。
- (e) 帆を用いて進行している船舶であつて同時に推進機関を用いて推進しているものは、その前部の最も見えやすい場所に、円すい形の形象物一個を頂点を下にして表示しなければならない。
- 第二十六条 漁船
 - (a) 漁ろうに従事している船舶は、航行中及びびろかい泊中において、この条に定める燈火又は形象物のみを表示しなければならない。
 - (b) トロール(けた網)その他の漁具を水中で引くことにより行う漁法をいう。により漁ろうに従事している船舶は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 - (i) 垂直線上に、綠色の全周燈一個及びその下方に白色の全周燈一個又は垂直線上に二個の円すい形の形象物をこれらの頂点で上下に結合した形象物一個。ただし、長さ二十メートル未満の船舶は、この形象物に代えてかご一個を表示することができる。

- (i) 位置にマスト燈一個。ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、この燈火を表示することを要しない。
- (ii) 対水速度を有する場合には、(i)及び(ii)に定める燈火のほか、げん燈一對及び船尾燈一個トロール以外の漁法により漁ろうに従事している船舶は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 - (i) 垂直線上に、紅色の全周燈一個及びその下方に白色の全周燈一個又は垂直線上に二個の円すい形の形象物をこれらの頂点で上下に結合した形象物一個。ただし、長さ二十メートル未満の船舶は、この形象物に代えてかご一個を表示することができる。
 - (ii) 漁具を水平距離百五十メートルを超えて船外に出している場合には、漁具を出している方向に白色の全周燈一個又は頂点を上にした円すい形の形象物一個
- (iii) 対水速度を有する場合には、(i)及び(ii)に定める燈火のほか、げん燈一對及び船尾燈一個
- (iv) 漁ろうに従事している船舶は、他の漁ろうに従事している船舶と著しく近接している場合には、附属書IIに定める追加の信号を表示することができる。
- (v) 漁船は、漁ろうに従事していない場合には、この条に定める燈火又は形象物を表示してはならず、当該漁船の長さ等しい長さの他の船舶について定められた燈火又は形象物を表示しなければならない。
- 第二十七条 運転が自由でない状態にある船舶及び操縦性能が制限されている船舶
 - (a) 運転が自由でない状態にある船舶は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 - (i) 最も見えやすい場所に垂直線上に紅色の全周燈一個
 - (ii) 最も見えやすい場所に垂直線上に、球形の

(b) 形象物又はこれに類似した形象物二個
 (c) 対水速力を有する場合には、(i)に定める燈火のほか、げん燈一対及び船尾燈一個
 (d) 掃海作業に従事している船舶以外の船舶で操縦性能が制限されているものは、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 (e) 最も見えやすい場所に垂直線上に、白色の全周燈一個及びその上下にそれぞれ紅色の全周燈一個
 (f) 最も見えやすい場所の垂直線上に、ひし形の形象物一個及びその上下にそれぞれ球形の形象物一個
 (g) 対水速力を有する場合には、(i)に定める燈火のほか、マスト燈一個又は二個、げん燈一対及び船尾燈一個
 (h) びよう泊中においては、(i)又は(ii)に定める燈火又は形象物のほか、第三十条に定める燈火又は形象物
 (i) 進路から離れることができなくなるようなえい航作業に従事している船舶は、(b)(i)又は(ii)に定める燈火又は形象物のほか、第二十四条(a)に定める燈火又は形象物を表示しなければならない。
 (j) しゆんせつ又は水中作業に従事している操縦性能が制限されている船舶は、(b)に定める燈火又は形象物のほか、障害物がある場合には、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 (k) 障害物がある側のげんを示すために、垂直線上に紅色の全周燈二個又は球形の形象物二個
 (l) 他の船舶が通航することができ側側のげんを示すために、垂直線上に綠色の全周燈二個又はひし形の形象物二個
 (m) 対水速力を有する場合には、(i)及び(ii)に定める燈火のほか、マスト燈一個又は二個、げん燈一対及び船尾燈一個
 (n) びよう泊中においては、第三十条に定める燈火又は形象物に代えて、(i)及び(ii)に定める燈火又は形象物

(e) 潜水作業に従事している船舶は、その船舶の大きさのため(d)に定める形象物を表示することができない場合には、国際信号書に規定する「A」旗を示す信号板をメートル以上の高さの周囲から視認することができるように表示しなければならない。
 (f) 掃海作業に従事している船舶は、第二十三条に定める動力船の燈火のほか、綠色の全周燈三個又は球形の形象物三個を表示しなければならない。これらの燈火又は形象物のいずれか一個は、前部マストの最上部又はその付近に表示しなければならない。残りの燈火又は形象物は、当該前部マストのヤードの両端に表示しなければならない。これらの燈火又は形象物は、他の船舶が掃海作業に従事している船舶の後方メートル又は両側方五百メートルよりも近くに接近することが危険であることを示す。
 (g) 長さ七メートル未満の船舶は、この条に定める燈火を表示することを要しない。
 (h) この条に定める信号は、船舶が遭難して救助を求めるときの信号ではない。遭難信号は、附屬書IVに定める。
 第二十八条 喫水による制約を受けている船舶
 喫水による制約を受けている船舶は、第二十三条に定める動力船の燈火のほか、最も見えやすい場所に、垂直線上に紅色の全周燈三個又は円筒形の形象物一個を表示することができる。
 第二十九条 水先船
 (a) 水先業務に従事している船舶は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 (i) マストの最上部又はその付近に垂直線上に、白色の全周燈一個及びその下方に紅色の全周燈一個
 (ii) 航行中においては、(i)に定める燈火のほか、げん燈一対及び船尾燈一個
 (iii) びよう泊中においては、(i)に定める燈火のほか、びよう泊燈一個若しくは二個又はびよう泊中であることを示す形象物一個

(b) 水先船は、水先業務に従事していない場合には、当該水先船の長さと同じ長さの同種の船舶について定められた燈火又は形象物を表示しなければならない。
 第三十条 びよう泊している船舶及び乗り揚げている船舶
 (a) びよう泊している船舶は、最も見えやすい場所の次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 (i) 前部に、白色の全周燈一個又は球形の形象物一個
 (ii) 船尾又はその付近に、(i)に定める燈火よりも低い位置に白色の全周燈一個
 (b) 長さ五十メートル未満の船舶は、(a)に定める燈火に代えて最も見えやすい場所に白色の全周燈一個を表示することができる。
 (c) びよう泊している船舶は、また、甲板を照明するため作業燈又はこれに類似した燈火を使用することができるものとし、当該船舶の長さが百メートル以上である場合には、甲板を照明するため作業燈又はこれに類似した燈火を使用しなければならない。
 (d) 乗り揚げている船舶は、(a)又は(b)に定める燈火を表示するものとし、更に、最も見えやすい場所に次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
 (i) 垂直線上に紅色の全周燈二個
 (ii) 垂直線上に球形の形象物三個
 (e) 長さ七メートル未満の船舶は、狭い水道、航路筋若しくはびよう地若しくはそれらの付近又は他の船舶が通常航行する水域においてびよう泊し又は乗り揚げている場合を除くほか、(a)、(b)又は(d)に定める燈火又は形象物を表示することを要しない。
 第三十一条 水上航空機
 水上航空機は、この部に定める特性を有する燈火又は形象物をこの部に定める位置に表示することができる場合には、特性又は位置についてできる限りこの部の規定に準じて燈火又は形象物を表示しなければならない。

D部 音響信号及び発光信号
 第三十二条 定義
 (a) 「汽笛」とは、この規則に定める吹鳴を発生することができる音響信号装置であつて、附屬書IIIに定める基準に適合するものをいう。
 (b) 「短音」とは、約一秒間継続する吹鳴をいう。
 (c) 「長音」とは、四秒以上六秒以下の時間継続する吹鳴をいう。
 第三十三条 音響信号設備
 (a) 長さ十二メートル以上の船舶は、汽笛及び号鐘を備えなければならない。長さ百メートル以上の船舶は、汽笛及び号鐘のほか、この号鐘と混同されることがない音調を有するものを備えなければならない。汽笛、号鐘及びどらは、附屬書IIIに定める基準に適合するものでなければならない。号鐘又はどらは、それぞれ号鐘又はどらと同様の音響特性を有する他の設備に代えることができるものとし、この場合において、当該他の設備は、この規則に定める信号を常に手動で行うことができるものでなければならない。
 (b) 長さ十二メートル未満の船舶は、(a)の音響信号設備を備えることを要しない。もつとも、当該船舶は、その音響信号設備を備えない場合には、有効な音響による信号を行うことができる他の手段を備えなければならない。
 第三十四条 操船信号及び警告信号
 (a) 船舶が互いに他の船舶の視野の内にある場合において、航行中の動力船がこの規則の規定により認められ又は必要とされる操縦を行つているときは、当該動力船は、汽笛を用いて次の信号を行わなければならない。
 針路を右に転じているときは、短音一回
 針路を左に転じているときは、短音二回
 推進機関を後進にかけているときは、短音三回
 (b) 動力船は、(a)の操縦を行つている場合には、次の(i)から(iii)までの規定による発光信号を必要

に應じ反復して行くことにより、(a)に定める汽笛信号を補うことができる。

(i) 発光信号の種類は、次のとおりとする。

針路を右に転じているときは、せん光一

針路を左に転じているときは、せん光二

推進機関を後進にかけているときは、せん光三

せん光の継続時間及びせん光とせん光との

間隔は、約一秒とする。信号を反復して行く

場合の信号間の間隔は、十秒以上とする。

(ii) 信号に使用する燈火は、少なくとも五海里

の視認距離を有する白色の全周燈であつて、附

属書Iの規定に適合するものでなければなら

ない。

(c) 狭い水道又は航路筋において船舶が互いに他

の船舶の視野の内にある場合には、

(i) 他の船舶を追い越そうとする船舶は、第九

条(e)(i)の規定に従い、汽笛を用いて次の信号

を行うことによりその意図を示さなければなら

ない。

他の船舶の右げん側を追い越そうとする

ときは、長音二回に引き続く短音一回

ときは、他の船舶の左げん側を追い越そうとする

ときは、長音二回に引き続く短音二回

ときは、長音二回に引き続く短音二回

従い、汽笛を用いて次の信号を行うことによ

り追い越されることに對する同意を示さなけ

ればならない。

順次に長音一回、短音一回、長音一回及

び短音一回

(d) 互いに他の船舶の視野の内にある船舶が互い

に接近する場合において、何らかの事由により

いづれか一の船舶が他の船舶の意図若しくは動

作を理解することができないとき又は他の船舶

が衝突を避けるために十分な動作をとつてい

かどうか疑わしいときは、当該一の船舶は、汽

笛を用いて少なくとも五回の短音を急速に鳴ら

すことにより、その疑問を直ちに示さなければ

ならない。この信号は、少なくとも五回のせん

光を急速に発する発光信号によつて補うことが

できる。

(e) 水道又は航路筋において、障害物のために他

の船舶を見ることができないわん曲部その他の

水域に接近する船舶は、長音一回を鳴らさな

ければならない。当該船舶に接近するいかなる船

舶も、この信号をわん曲部の付近又は障害物の

背後において聞いた場合には、長音一回を鳴ら

して応答しなければならない。

(f) 船舶は、その一の汽笛が他の汽笛から百メー

トルを超える距離に設置されている場合におい

て操船信号又は警告信号を行うときは、これら

の汽笛のうちいづれか一の汽笛のほか使用して

はならない。

第三十五条 視界が制限されている状態

における音響信号

この条に定める信号は、視界が制限されている

状態にある水域又はその付近において、昼間であ

るか夜間であるかを問わず、次のとおり行わな

ければならない。

(a) 航行中の動力船は、対水速度を有する場合に

は、二分を超えない間隔で長音一回を鳴らさな

ければならない。

(b) 航行中の動力船は、対水速度を有しない場合

には、約二秒の間隔の二回の長音を二分を超え

ない間隔で鳴らさなければならぬ。

(c) 運転が自由でない状態にある船舶、操縦性能

が制限されている船舶、喫水による制約を受け

ている船舶、帆船、漁ろうに従事している船舶又

は他の船舶を引き若しくは押している船舶は、

(a)又は(b)に定める信号に代えて、二分を超えな

い間隔で、長音一回に引き続く短音二回を鳴ら

さなければならぬ。

(d) 引かれていた船舶(二隻以上ある場合には、最

最後の船舶)は、乗組員がいる場合には、二分

を超えない間隔で、長音一回に引き続く短音

実行可能な場合には、引いている船舶が行う信

号の直後に行わなければならない。

(e) 押している船舶と船首方向に押されている船

舶とが結合して一体となつていた場合には、当

該二隻の船舶は、一隻の動力船とみなし、(a)又

(b)に定める信号を行わなければならない。

(f) びより泊している船舶は、一分を超えない間

隔で、号鐘を約五秒間急速に鳴らさなければな

らぬ。当該船舶は、その長さが百メートル以

上である場合には、この信号を前部において行

い、かつ、その直後に後部においてどら約五

秒間急速に鳴らさなければならない。当該船舶

は、更に、接近してくる他の船舶に対し自船の

位置及び衝突の可能性を警告するため、順次に、

短音一回、長音一回及び短音一回を鳴らすこと

ができる。

(g) 乗り揚げている船舶は、(f)の規定に従つて、

号鐘による信号及び必要な場合には、どらによる

信号を行い、更に、号鐘によるその信号の直前

及び直後に、号鐘を明確に三回打しなければ

ならない。当該船舶は、更に、適当な汽笛信号

を行うことができる。

(h) 長さ十二メートル未満の船舶は、(a)から(g)ま

でに定める信号を行うことを要しない。もつと

も、当該船舶は、これらの信号を行わない場合

には、二分を超えない間隔で、他の有効な音響

による信号を行わなければならない。

(i) 水先業務に従事している水先船は、(a)、(b)又

は(f)に定める信号のほか、短音四回の識別信号

を行うことができる。

第三十六条 注意喚起信号

船舶は、他の船舶の注意を喚起するため必要と

認める場合には、この規則に定める信号と誤認さ

れることのない発光信号又は音響信号を行うこと

ができるものとし、他の船舶を眩惑させない方法

により危険が存する方向に探照燈を照射すること

ができる。

第三十七条 遭難信号

書IVに定める信号を使用し又は表示しなければ

ならない。

E部 免除

第三十八条 免除

船舶は、この規則の効力発生前に、キールが据

え付けられている場合又はこれに相当する建造段

階にある場合には、千九百六十年の海上における

衝突の予防のための国際規則の規定に従うことを

条件として、次のとおりこの規則の規定の適用が

免除される。

(a) 第二十二条に定める視認距離を有する燈火の

設置については、この規則の効力発生の日以後

四年間

(b) 附属書I7に定める色の基準に適合する燈火

の設置については、この規則の効力発生の日以

後四年間

(c) フィット単位からメートル単位への変更及び

数字の端数整理による燈火の位置の変更につい

ては、永久

(d) 長さ百五十メートル未満の船舶が附属書I

3(a)の規定に従つて行うマスト燈の位置の変

更については、永久

(e) 長さ百五十メートル以上の船舶が附属書I

3(a)の規定に従つて行うマスト燈の位置の変

更については、この規則の効力発生の日以後

九年間

(f) 附属書I2(b)の規定に従つて行うマスト燈の

位置の変更については、この規則の効力発生の日

以後九年間

(g) 附属書I2(g)及び3(b)の規定に従つて行うげ

ん燈の位置の変更については、この規則の効力

発生の日以後九年間

(h) 附属書IIIに定める音響信号装置に関する規定

の適用については、この規則の効力発生の日以

後九年間

附属書I 燈火及び形象物の位置及び技術

基準

1 定義

「船体上の高さ」とは、最上層の全通甲板からの高さをいう。

2 燈火の垂直位置及び垂直間隔

- (a) 長さ二十メートル以上の動力船は、
 - (i) 前部のマスト燈(マスト燈を一個のみ設置する場合には、このマスト燈)を船体上六メートル以上(船舶の幅が六メートルを超える場合には、その幅の長さ以上)の高さの位置に設置しなければならない。ただし、船体上十二メートルを超える高さの位置に設置することを要しない。
 - (ii) マスト燈を二個設置する場合には、後部のマスト燈を前部のマスト燈よりも少なくとも四・五メートル上方の位置に設置しなければならない。
- (b) 動力船のマスト燈の垂直間隔は、すべての通常のトリム状態において船首から千メートル離れた海面から見た場合には、後部のマスト燈が前部のマスト燈の上方にかつこれと分離して見えるようなものでなければならない。
- (c) 長さ十二メートル以上二十メートル未満の動力船は、マスト燈を船体上二・五メートル以上の高さの位置に設置しなければならない。
- (d) 長さ十二メートル未満の動力船は、最も上方の燈火を船体上二・五メートル未満の高さの位置に設置することができる。ただし、げん燈及び船尾燈のほかにマスト燈を設置する場合には、そのマスト燈をげん燈よりも少なくとも一メートル上方の位置に設置しなければならない。
- (e) 他の船舶を引き又は押している動力船について定められた二個又は三個のマスト燈のうちいずれか一個は、動力船の前部のマスト燈の位置と同一の位置に設置しなければならない。
- (f) マスト燈は、あらゆる場合において、他のすべての燈火及び障害物の上方にかつこれら

によつて妨げられないような位置に設置しなければならない。

- (g) 動力船は、げん燈を前部のマスト燈の船体上の高さの四分の三以下の船体上の高さの位置に設置しなければならない。甲板燈によつて妨げられるような低い位置に設置してはならない。
- (h) 長さ二十メートル未満の動力船は、げん燈を結合して一の燈火として設置する場合には、当該燈火をマスト燈よりも一メートル以上下方の位置に設置しなければならない。
- (i) 規則が二個又は三個の燈火を垂直線上に表示することを定めている場合には、
 - (i) 長さ二十メートル以上の船舶は、これらの燈火を二メートル以上隔てて設置しなければならない。また、最も下方の燈火(引き船燈が要求されている場合におけるその下方の燈火を除く)を船体上四メートル以上の高さの位置に設置しなければならない。
 - (ii) 長は二十メートル未満の船舶は、これらの燈火を一メートル以上隔てて設置しなければならない。また、最も下方の燈火(引き船燈が要求されている場合におけるその下方の燈火を除く)を船体上二メートル以上の高さの位置に設置しなければならない。
- (j) 三個の燈火の間隔は、等しくなければならない。
- (k) 漁ろうに従事している船舶について定められた垂直線上の二個の全周燈のうち下方のものは、げん燈よりも上方に当該二個の全周燈の間隔の二倍以上の高さの位置に設置しなければならない。
- (l) 船舶は、びよう泊二個を設置する場合には、前部のびよう泊燈を後部のびよう泊燈よりも四・五メートル以上上方の位置に設置しなければならない。長さ五十メートル以上の船舶は、前部のびよう泊燈を船体上六メートル以上の高さの位置に設置しなければならない。

3 燈火の水平位置及び水平間隔

- (a) 動力船が二個のマスト燈を設置する場合には、これらのマスト燈の間の水平距離は、当該動力船の長さの二分の一以上でなければならないが、百メートルを超えることを要しない。前部の燈火は、船首から船舶の長さの四分の一以内の位置に設置しなければならない。
- (b) 長さ二十メートル以上の船舶は、げん燈を前部のマスト燈の前方に設置してはならず、げん側又はその付近に設置しなければならない。

4 漁船、しゆんせつ船及び水中作業に従事している船舶の方向指示燈の位置

- (a) 漁ろうに従事している船舶から船外に出している漁具の方向を示す燈火(規則第二十六条(c)に定めるもの)は、紅色の全周燈及び白色の全周燈から水平距離二メートル以上六メートル以下の位置に設置しなければならない。また、規則第二十六条(c)に定める白色の全周燈よりも高くなく、かつ、げん燈よりも低くない位置に設置しなければならない。
- (b) しゆんせつ又は水中作業に従事している船舶の燈火又は形象物であつて、障害物がある側のげん又は安全に通航することができる側のげんを示すもの(規則第二十七条(d)及び(e)に定める燈火又は形象物)は、規則第二十七条(b)又は(c)に定める燈火又は形象物から実行可能な最大限度まで水平距離を長くして設置しなければならない。いかなる場合においても、その距離は、二メートル未満であつてはならない。同条(d)及び(e)に定める燈火又は形象物のうち上方のものは、いかなる場合においても、同条(b)又は(c)に定める三個の燈火又は形象物のうち最も下方のものよりも高い位置に設置してはならない。
- (c) げん燈の隔板

げん燈は、つや消し黒色の塗装を施した内側隔板を取り付けなければならない。また、9に定める要件に適合するものでなければならない。ただし、結合して一の燈火としたげん燈は、単一の垂直スライメントを使用しており、かつ、その緑色の部分と紅色の部分との間に非常に狭い仕切りがある場合には、その外部に隔板を取り付けることを要しない。

6 形象物

- (a) 形象物は、黒色のものでなければならない。また、
 - (i) 球形のものである場合には、直径が〇・六メートル以上のものでなければならない。
 - (ii) 円すい形のものである場合には、底の直径が〇・六メートル以上であり、かつ、高さがその直径に等しいものでなければならない。
 - (iii) 円筒形のものである場合には、直径が〇・六メートル以上であり、かつ、高さが直径の二倍のものでなければならない。
 - (iv) ひし形のものである場合には、(ii)に定める円すい形の形象物二個を互いにその底で上下に結合したものでなければならない。
- (b) 形象物の間の垂直距離は、一・五メートル以上でなければならない。
- (c) 長さ二十メートル未満の船舶は、(a)に定める形象物よりも小さいが当該船舶の大きさに適した形象物を用いることができるものとし、また、それに応じて、これらの形象物の間の垂直距離を(b)に定める垂直距離よりも減ずることができる。

7 燈火の色の基準

すべての航海燈の色度は、国際照明委員会C.I.E.の色度図のそれぞれの色に対応する領域内になければならない。それぞれの色に対応する領域の境界は、次の直角座標によつて示される。

(i) 白色

x	〇・五五	〇・五五	〇・五五	〇・三〇
y	〇・三二	〇・四〇	〇・四〇	〇・四八
x	〇・三〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・三〇

8 燈火の光度

(a) 燈火の最小限度の光度は、次の公式を用い

(i) 緑色	y	0.25	0.31
x	0.06	0.08	0.10
y	0.35	0.43	0.51
(ii) 紅色	x	0.06	0.08
y	0.35	0.43	0.51
(iii) 黄色	x	0.06	0.08
y	0.35	0.43	0.51

て計算しなければならない。
 $I = 3.43 \times 10^6 \times T \times D^2 \times K^{-2}$
 Iは、通常使用する状態における光度とし、
 カンデラで表す。
 Tは、閾値とし、 2×10^{-7} ルックスとする。
 Dは、燈火の視認距離（光達距離）とし、
 海里で表す。
 Kは、大気透過率とし、氣象学的視程約
 十三海里に相当する0.8とする。
 (b) 公式から求められた数値は、次の表に掲げ
 るとおりである。

燈火の視認距離（光達距離）D （海里）	燈火の光度（Kを○・八とした場合）I （カンデラ）
一	○・九
二	四・三
三	一・二
四	二・七
五	五・二
六	九・四

注 航海燈の最大限度の光度は、過度にまぶしくならないように制限しなければならない。

9 水平射光範囲

(a) 船舶に設置したげん燈は、前方方向にお
 いて、必要な最小限度の光度を示さなけれ
 ばならない。げん燈の光度は、定められた
 射光範囲の外側一度から三度までの間に
 いて実際にその光がしや断されるように減
 じなければならない。

(b) 船尾燈、マスト燈及び正横後二十二・五
 度の方向におけるげん燈は、必要な最小限
 度の光度を規則第二十一条に定める射光範
 囲の内側五度に至るまでの水平の弧にわた
 つて維持しなければならない。これらの燈
 火の光度は、その射光範囲の内側五度から
 その射光範囲の境界に至るまでの間におい
 ては、五十パーセントまで減ずることがで

きるものとし、また、その射光範囲の外側
 五度以内において実際にこれら光がしや
 断されるように確実に減じなければならない。
 (b) 全周燈は、六度を超える角度の射光範囲が
 マスト、トップマスト又は構造物によつて妨
 げられないような位置に設置しなければならない。
 ただし、びよう泊燈は、実行に適さな
 い船体上の高さの位置に設置することを要し
 ない。

10 垂直射光範囲

(a) 電気式燈火（帆船の燈火を除く。）は、
 (i) 必要な最小限度の光度を水平面に対して
 上下にそれぞれ五度の間において維持しな
 ければならない。

11 電気式燈火以外の燈火の光度

電気式燈火以外の燈火は、8の表に掲げる最
 小限度の光度を実行可能な限り遵守しなければ
 ならない。

12 操船信号燈

2 (i)の規定にかかわらず、規則第三十四条(b)
 に定める操船信号燈は、マスト燈と同一の船首
 尾垂直面に設置しなければならない。また、実行
 可能な限り前部のマスト燈よりも上方に垂直距
 離二メートル以上の高さの位置に設置しなけれ
 ばならないが、この場合において、後部のマスト
 燈よりも上方又は下方に垂直距離二メートル
 未満の高さの位置に設置してはならない。マスト
 燈を一個のみ設置する船舶は、操船信号燈を
 設置する場合には、マスト燈から垂直距離二
 メートル以上離れた最も見えやすい高さの位置
 に設置しなければならない。

13 承認

燈火及び形象物の構造並びに船舶への燈火の
 設置については、当該船舶が登録されている國
 の権限のある当局が十分であると認めるもので
 なければならない。

附屬書II 著しく近接して漁ろうに従事し

1 総則

この附屬書IIに定める燈火は、規則第二十六
 条(d)の規定に基づいて表示する場合には、最も
 見えやすい場所を設置しなければならない。こ
 れらの燈火は、相互に○・九メートル以上隔て
 て、同条(b)又は(c)に定める燈火よりも低い
 位置に設置しなければならない。また、少なくと
 も一海里離れた周囲から視認することができ
 るものであつて、かつ、その視認距離が漁ろうに
 従事している船舶について定められた燈火の視
 認距離よりも短いものでなければならない。

2 トロール漁船の信号

(a) トロールにより漁ろうに従事している船舶
 は、深海用の漁具を使用しているか遠洋用の
 漁具を使用しているかを問わず、次の燈火を
 表示することができる。

(i) 投網を行つている場合には、垂直線上に
 白色の燈火二個

(ii) 揚網を行つている場合には、垂直線上に、
 白色の燈火一個及びその下方に紅色の燈火
 一個

(iii) 網が障害物に絡み付いている場合には、
 垂直線上に紅色の燈火二個

(b) 二そうびきのトロールにより漁ろうに従事
 している船舶は、それぞれ

(i) 夜間においては、対をなしている他方の
 船舶の進行方向を示すように探照燈を照射
 することができる。

(ii) 投網若しくは揚網を行つている場合又は
 網が障害物に絡み付いている場合には、(a)
 に定める燈火を表示することができる。

(iii) きんちやく網漁船の信号

きんちやく網を用いて漁ろうに従事している
 船舶は、垂直線上に黄色の燈火二個を表示する
 ことができる。これらの燈火は、一秒ごとに交
 互にせん光を発するものであつて、かつ、それ
 ぞれの明間と暗間とが等しいものでなければな
 らない。これらの燈火は、船舶が漁具により操

縦性能を制限されている場合以外の場合には、表示してはならない。

1 汽笛
1 汽笛
附属書III 音響信号装置の技術基準

(a) 周波数及び可聴距離

信号音の基本周波数は、七十ヘルツから七百ヘルツまでの範囲内とする。信号音の汽笛からの可聴距離は、百八十ヘルツから七百ヘルツまで（正負一パーセント）の周波数（基本周波数又はその倍音を含む。）であつて、(c)に定める音圧を与えるものによつて決定しなければならぬ。

(b) 基本周波数の範囲

汽笛音の特性の多様性を確保するため、汽笛音の基本周波数は、次の範囲内のものでなければならぬ。

船舶の長さ(メートル)	距離一メートルにおいて三分の一オクターブバンドにより測定した音圧(デシベル)($2 \times 10^{-5} \text{ W/m}^2$ を基準とする。)	可聴距離(海里)
二〇〇以上	一四三	二
七五以上二〇〇未満	一三八	一・五
二〇以上七五未満	一三〇	一
二〇未満	一二〇	〇・五

この表に掲げる可聴距離は、参考のためのものである。この可聴距離は、汽笛の前方において、かつ、平均的な暗騒音（二百五十ヘルツを中心周波数とするオクターブバンドの場合には六十八デシベル及び五百ヘルツを中心周波数とするオクターブバンドの場合には六十三デシベル）を有する他の船舶の聴取場所において、無風状態で九十パーセントの確率で聞くことができる距離におおむね相当する。

汽笛音の聞こえる距離は、實際上、非常に変化しやすく、かつ、気象状況に強く影響される。この表に掲げる可聴距離の値は、標準

(c) 音響信号の音の強さ及び可聴距離

船舶に設置される汽笛は、百八十ヘルツから七百ヘルツまで（正負一パーセント）の範囲内に中心周波数を有する三分の一オクターブバンドのうちいずれか一により測定した場合に、信号音の最も強い方向に、かつ、汽笛からの距離が一メートルの位置において、少なくとも次の表に掲げる値の音圧を有しなければならぬ。

(i) 長さ二百メートル以上の船舶の場合には、七十ヘルツから二百ヘルツまでは、七十五メートル以上二百メートル未満の船舶の場合には、百三十ヘルツから三百五十ヘルツまで

(ii) 長さ七十五メートル以上二百メートル未満の船舶の場合には、百三十ヘルツから三百五十ヘルツまで

(iii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(iv) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(v) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(vi) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(vii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(viii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(ix) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(x) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xi) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xiii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xiv) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xv) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xvi) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xvii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xviii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xix) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xx) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxi) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxiii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxiv) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxv) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxvi) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxvii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxviii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxix) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxx) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxxi) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxxii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxxiii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxxiv) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxxv) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxxvi) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxxvii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxxviii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xxxix) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xl) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xli) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(xlii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

分の一オクターブバンドによつて測定しなければならぬ。

(e) 汽笛の位置

指向性を有する汽笛は、船舶において唯一の汽笛として用いられる場合には、正船首方向の音圧が最も強くなるように設置しなければならぬ。

汽笛は、発せられた音が障害物によつて妨害されないように、また、乗組員の聴覚の障害のおそれがないように実行可能な限り高く設置しなければならぬ。自船の信号音の音圧は、その聴取場所において、百デシベル(A)を超えてはならず、また、実行可能な限り百デシベル(A)を超えないようにしなければならぬ。

(f) 二以上の汽笛の設置

一の汽笛が他の汽笛から百メートルを超え距離に設置されている場合には、これらが同時に吹鳴を発しないようにしておかなければならぬ。

(g) 複合汽笛装置

障害物の存在のため、一の汽笛又は(f)に規定する汽笛のうちいずれか一の汽笛の音の音圧が大幅に減少する区域が生ずるおそれのある場合には、音圧の減少を避けるために複合汽笛装置を設置することが勧奨される。規則の適用上、複合汽笛装置は、単一の汽笛とみなす。複合汽笛装置の汽笛は、これらの汽笛の間の距離を百メートル以下として、かつ、同時に音響を発生するように設置しなければならぬ。複合汽笛装置の一の汽笛の音の周波数と他の汽笛の音の周波数との差は、十ヘルツ以上でなければならぬ。

号鐘又はどら

(a) 信号音の強さ

号鐘若しくはどら又はこれらと同様の音響特性を有するその他の設備は、一メートル離れた位置で測定した場合において、百デシベル以上の音圧の音を発生するものでなければならぬ。

らぬ。

(b) 構造

号鐘及びどらは、耐食性の材料を用い、かつ、澄んだ音色を発生するように設計されたものでなければならぬ。号鐘の呼び径は、長さ二十メートルを超える船舶の場合には、三百ミリメートル以上でなければならず、長さ十二メートル以上二十メートル以下の船舶の場合には、二百ミリメートル以上でなければならぬ。動力式の号鐘の打子は、実行可能な場合には、一定の力で打つことができるものであることが勧奨されるが、手動操作が可能なものではなければならぬ。号鐘の打子の質量は、号鐘の質量の三パーセント以上でなければならぬ。

承認

3 音響信号装置の構造、性能及び船舶への設置

については、当該船舶が登録されている国の権限のある当局が十分であると認めるものでなければならぬ。

1 附属書IV 遭難信号

次の信号は、同時に又は個別に使用し又は表示することにより、遭難して救助を必要とすることを示すものとする。

(a) 約一分の間隔で行う一回の発砲その他の爆発による信号

(b) 霧中信号器による連続音響の信号

(c) 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発生するロケット又はよりゆう弾による信号

(d) 無線電信その他の信号方法によるモールス符号の「— — — — —」(SOS)の信号

(e) 無線電話による「メーデー」という語の信号

(f) 国際信号書に規定する「N」旗及び「C」旗によつて示される遭難信号

(g) 方形旗であつて、その上方又は下方に球又はこれに類似するものが一個付いたもの信号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

号

- (h) 船舶上の火災(タールおけ、油たる等の燃焼によるもの)による信号
 - (i) 落下さんの付いた赤色の炎火ロケット又は赤色の手持炎火による信号
 - (j) オレンジ色の煙を發する發煙信号
 - (k) 左右に伸ばした腕を繰り返してゆつくり上下させる信号
 - (l) 無線電信による緊急信号
 - (m) 無線電話による緊急信号
 - (n) 非常用の位置指示無線標識による信号
- 2 遭難して救助を必要とすることを示す目的以外の目的に1の信号を使用し又は表示すること及びこの信号と混同されることがある他の信号を使用することは、禁止される。
- 3 國際信号書の關連事項、船舶搜索救助便覧及び次の信号に注意が払われるものとする。
- (a) 空からの識別のために、黒色の方形及び円又は他の適当な表象のいずれかを施したオレンジ色の帆布
 - (b) 染料標識

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、反霸權條項を明記した日中平和友好條約の即時締結と批准に關する請願(第一〇六八号)

第一〇六八号 昭和五十二年三月三日受理
反霸權條項を明記した日中平和友好條約の即時締結と批准に關する請願

請願者 大阪府東大阪市新喜多一ノ一〇
岡本隆至外九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

三月十五日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作權條約及び關係諸議定書の締

結について承認を求めめるの件
一、子に対する扶養義務の準拠法に關する條約の締結について承認を求めめるの件
一、税関における物品の評価に關する條約の改正の受諾について承認を求めめるの件
一、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に關する條約(第百三十九号)の締結について承認を求めめるの件

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作權條約及び關係諸議定書の締結について承認を求めめるの件

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作權條約及び關係諸議定書(無国籍者及び亡命者の著作物に對する千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作權條約の適用に關する同條約の第一附屬議定書)の適用に關する同條約の第二附屬議定書の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めめる。

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作權條約

締約國は、すべての國において文學的、學術的及び美術的著作物の著作權の保護を確保することを希望し、世界のすべての國民にとつて適當でありかつ万国條約により表現される著作權保護の制度が、現行の國際制度を害することなくこれに追加されて、個人の權利の尊重を確保し、かつ、文學、學術及び美術の發達を助長するものであることを確信し、

このよる万国著作權保護制度が、人間精神の所産の普及を一層容易にし、かつ、國際の理解を増進するものであることを了解し、

千九百五十二年九月六日にジュネーブで署名された万国著作權條約(以下「千九百五十二年條約」といふ)を改正することに決定し、よつて、次のとおり協定した。

第一條

各締約國は、文書、音楽の著作物、演劇用の著作物、映画の著作物、繪画、版画及び彫刻を含む文學的、學術的及び美術的著作物についての著作權者その他の著作權者の權利の十分かつ有効な保護を確保するため必要なすべての措置をとる。

第二條

1 いずれかの締約國の國民の發行された著作物及びいずれかの締約國において最初に發行された著作物は、他のいずれかの締約國においても、当該他の締約國が自國において最初に發行された自國民の著作物に与えている保護と同一の保護及びこの條約が特に与える保護を受ける。

2 いずれかの締約國の國民の發行されていない著作物は、他のいずれかの締約國においても、当該他の締約國が自國民の發行されていない著作物に与えている保護と同一の保護及びこの條約が特に与える保護を受ける。

3 この條約の適用上、締約國は、自國の法令により、自國に住所を有する者を自國民とみなすことができる。

第三條

1 締約國は、自國の法令に基づき著作權の保護の條件として納入、登録、表示、公証人による証明、手数料の支払又は自國における製造若しくは發行等の方式に従うことを要求する場合には、この條約に基づいて保護を受ける著作物であつて自國外で最初に發行されかつその著作物が自國民でないものにつき、著作權者その他の著作權者の許諾を得て發行された当該著作物のすべての複製物がその最初の發行の時から著作權者の名及び最初の發行の年とともに(2)の記号を表示している限り、その要求が満たされたものと認める。(2)の記号、著作權者の名及び最初の發行の年は、著作權の保護が要求されているこ

とが明らかになるような適當な方法でかつ適當な場所に掲げなければならない。

2 1の規定は、締約國が、自國において最初に發行された著作物又は自國民の著作物(發行の場所のいかんを問わない)について、著作權の取得及び享有のため、方式その他の条件を要求することを妨げるものではない。

3 1の規定は、司法上の救済を求めめる者が訴えを提起するに当たり満たすべき手続上の要件として、国内で開業する弁護士に依頼すること、裁判所若しくは行政機関又はその双方に對して訴訟に係る著作物の複製物を一部納入すること等を締約國が定めることを妨げるものではない。もつとも、当該手続上の要件を満たしていないことは、著作權に影響を及ぼすものではなく、また、保護が要求される締約國の國民に課されていない要件は、他の締約國の國民に課することができる。

4 各締約國は、他の締約國の國民の發行されていない著作物を、方式の履行を要することなく保護するための法的手段を確保する。

5 締約國は、著作權について二以上の保護期間を許与する場合において最初の期間が次條に定める最短の期間よりも長いときは、二番目以降の保護期間に關しては、1の規定に従うことを要しない。

第四條

1 著作物の保護期間は、第二條及びこの條の規定に従い、保護が要求される締約國の法令の定めるところによる。

2 (a) この條約に基づいて保護を受ける著作物の保護期間は、著作者の生存の間及びその死後二十五年から成る期間よりも短くしてはならない。もつとも、いずれかの締約國が自國についてこの條約が効力を生ずる日に特定の種類の著作物に關し保護期間を最初の發行の日から起算する期間に限定している場合には、当該締約國は、その例外を維持し及び他の種類の著作物に及ぼすことができる。これらのす

とが明らかになるような適當な方法でかつ適當な場所に掲げなければならない。

べての種類の著作物に関する保護期間は、その最初の発行の日から二十五年よりも短くしてはならない。

(b) いずれかの締約国が自国についてこの条約が効力を生ずる日に保護期間を著作者の生存の間を基礎として算定していない場合には、当該保護期間は、著作物の最初の発行の日又は発行に先立つ著作物の登録の日から起算することができる。当該保護期間は、それぞれ最初の発行の日又は発行に先立つ登録の日から二十五年よりも短くしてはならない。

(c) 締約国が法令により二以上の連続する保護期間を許与する場合には、最初の期間は、(a)及び(b)に定める最短の期間よりも短くしてはならない。

3 2の規定は、写真の著作物及び応用美術の著作物については適用しない。もつとも、写真の著作物を保護し、又は応用美術の著作物を美術的著作物として保護している締約国においては、これらの種類の著作物に関する保護期間は、いずれも十年よりも短くしてはならない。

4 (a) いずれの締約国も、発行されていない著作物についてはその著作者が国民である締約国の法令により、発行された著作物についてはその著作物が最初に発行された締約国の法令により、それらの著作物の種類について定められている期間よりも長い期間保護を与える義務を負わない。

(b) (a)の規定の適用上、いずれかの締約国が法令により二以上の連続する保護期間を許与する場合には、それらの期間を合算した期間を当該締約国が保護を与えている期間とみなす。もつとも、特定の著作物が何らかの理由により二番目以降のいずれかの期間当該締約国の保護を受けない場合には、他の締約国は、当該期間その著作物について保護を与える義務を負わない。

5 4の規定の適用上、非締約国において最初に発行された締約国の国民の著作物は、その著作

者が国民である締約国において最初に発行されたものとみなす。

6 4の規定の適用上、二以上の締約国において同時に発行された著作物は、最も短い保護期間を許与する締約国において最初に発行されたものとみなす。最初の発行の日から三十日以内に二以上の締約国において発行された著作物は、それらの締約国において同時に発行されたものとみなす。

第四条の二

1 第一条に規定する権利は、著作者の財産的利益を確保する基本的な権利、特に、複製（方法にかんを問わない）、公の上演及び演奏並びに放送を許諾する排他的権利を含む。この条の規定は、原作物であるか原作物から派生したと認められる改作物であるかを問わず、この条約に基づいて保護を受ける著作物に適用する。

2 もつとも、各締約国は、1に規定する権利について、この条約の精神及び規定に反しない例外を自国の法令により定めることができる。ただし、自国の法令にそのような例外を定める締約国は、例外を定める各権利について、合理的な水準の有効な保護を与える。

第五条

1 第一条に規定する権利は、この条約に基づいて保護を受ける著作物を翻訳し、その翻訳物を発行し並びに当該著作物の翻訳及びその翻訳物の発行を許諾する排他的権利を含む。

2 もつとも、各締約国は、次の規定に従うことを条件として、自国の法令により文書の翻訳権を制限することができる。

(a) 文書の最初の発行の日から七年の期間が満了した時までに、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において一般に使用されている言語で当該文書の翻訳物が発行されていない場合には、当該締約国の国民は、当該文書をその言語に翻訳しかつその翻訳物を発行するため、自国の権限のある機関から非排他的な許可を受けることが

できる。

(b) (a)の許可を申請する締約国の国民は、翻訳権を有する者に対し翻訳しかつその翻訳物を発行することの許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払ったが翻訳権を有する者と連絡することができなかったことを、申請を行った締約国の手続に従って立証しなければならぬ。(a)の許可は、当該締約国において一般に使用されている言語で既に発行された翻訳物がすべて絶版になつている場合にも、また、これと同一の条件で与えることができる。

(c) 許可を申請する者は、翻訳権を有する者と連絡することができなかつた場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び翻訳権を有する者の国籍が明らかであるときはその者が国籍を有する国の外交代表若しくは領事代表又はその国の政府が指定する機関に対し、申請書の写しを送付しなければならぬ。許可は、申請書の写しの発送の日から二箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(d) 翻訳権を有する者に対し公正なかつ国際慣行に合致した補償額を確保し、その補償金の支払及び移転を確保し並びに著作物の正確な翻訳を確保するため、国内法令により適当な措置をとる。

(e) 原著物の題号及び著作者の名は、発行されたすべての翻訳物に印刷されていなければならない。許可は、許可が申請された締約国における翻訳物の発行についてのみ有効とする。このようにして発行された翻訳物は、他のいずれかの締約国において一般に使用されている言語が著作物の翻訳された言語と同一の言語であり、かつ、当該他の締約国の法令が(a)の許可を認めており、その翻訳物の輸入及び販売を禁止していない場合には、当該他の締約国に輸入し及び当該他の締約国において販売することができる。この条件が満たさ

れない場合には、その翻訳物の当該他の締約国への輸入及び当該他の締約国における販売は、当該他の締約国の法令及び当該他の締約国が締結する取極の定めるところによる。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。

(f) 許可は、著作物が著作物の頒布中のすべての複製物を回収した場合には、与えてはならない。

第五条の二

1 国際連合総会の確立された慣行により開発途上にある国とされる締約国は、この条約の批准、受諾若しくはこれへの加入の時又はその後、国際連合教育科学文化機関事務局長（以下「事務局長」という。）に寄託する通告により、次条及び第五条の四に定める例外の一部又は全部を援用することができる。

2 1の通告は、この条約が効力を生ずる日から十年の期間又はその十年の期間のうち通告の寄託の日に残存する期間効力を有するものとし、また、現に経過中の十年の期間の満了の十五箇月前から三箇月前までの間に締約国が事務局長に更に寄託する通告により、更に十年間ずつ全体的又は部分的に更新することができる。最初の通告は、この条の規定に従い、二番目以降の十年の期間に行うこともできる。

3 2の規定にかかわらず、1に規定する開発途上にある国でなくなつた締約国は、1又は2の規定に基づく通告を更新することができなくなるとし、また、通告を正式に撤回するかどうかを問わず、現に経過中の十年の期間の満了の時又は開発途上にある国でなくなつた後三年を経過した時のいずれか遅い時に、次条及び第五条の四に定める例外を援用することができなくなる。

4 次条及び第五条の四に定める例外により既に作成された著作物の複製物は、この条の規定に基づく通告が効力を有する期間の満了後も、その在庫が無くなるまで引き続き頒布することが

5

いづれの締約国も、1に規定する国の状態と同様の状態にある特定の国又は領域についてこの条約の適用に第三十三条の規定に基づく通告を寄託した場合には、その国又は領域に、この条約の規定に基づく通告を寄託し、及びその通告を更新することができる。この条約の規定に基づく通告が効力を有する間は、次条及び第五条の四の規定は、その国又は領域について適用することができる。その国又は領域が当該締約国への複製物の送付は、次条及び第五条の四にいう輸出とみなす。

第五条の三

1 (a) 前条1の規定が適用される締約国は、第五条2に定める七年の期間に代えて三年の期間又は自国の法令が定める一層長い期間を採用することができる。もつとも、この条約の締約国である先進国又は千九百五十二年条約のみの締約国である先進国において一般に使用されていない言語への翻訳については、この三年の期間に代えて一年の期間とする。

(b) 前条1の規定が適用される締約国は、この条約の締約国である先進国又は千九百五十二年条約のみの締約国である先進国であつて同一の言語が一般に使用されているものの全員一致の合意がある場合には、当該言語への翻訳については、その合意に従つて定められる期間（この期間は、一年よりも短くはならない。）をもつて(a)に定める三年の期間の代わりとすることができる。もつとも、当該言語が英語、フランス語又はスペイン語であるときは、この(b)の規定は、適用しない。その合意は、事務局長に通告する。

(c) 許可は、許可を申請する者が、翻訳権を有する者に対し許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが翻訳権を有する者と連絡することができなかったことを、申請を行つた締約国の手続に従つて立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請す

る者は、許諾を求めると同時に、その旨を、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センター又は発行者がその主たる事務所を有していると推定される国の政府が事務局長に寄託した通告で指定した国内的若しくは地域的情報センターに通報しなければならぬ。

(d) 許可を申請する者は、翻訳権を有する者と連絡することができなかった場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び(c)に規定する国内的又は地域的情報センターに対し、申請書の写しを書留航空便で送付しなければならない。許可を申請する者は、このようなセンターについて通告が行われていない場合には、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センターにもその写しを送付しなければならない。

2 (a) この条の規定に基づく許可は、三年の期間の満了を条件として受けられる許可については更に六箇月の期間が満了するまで、一年の期間の満了を条件として受けられる許可については更に九箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。その追加の期間は、1(c)に規定する翻訳の許諾を求めた日から、又は翻訳権を有する者若しくはその者の住所が明らかでない場合には1(d)に規定する許可の申請書の写しの発送の日から起算する。

(b) 許可は、翻訳物が翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により(a)の六箇月又は九箇月の期間内に発行された場合には、与えてはならない。

3 この条の規定に基づく許可は、教育又は研究を目的とする場合に限り、与えることができる。

4 (a) この条の規定に基づいて与えられる許可は、翻訳物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。

6 (b) この条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行された翻訳物には、その許可を与えた締約国においてのみその翻訳物が頒布されるものである旨の表示を適當な言語で記載しなければならぬ。第三条1の表示が著作物に掲げられている場合には、その表示を当該著作物の翻訳物にも掲げなければならぬ。

7 主として図画から成る著作物については、本文を翻訳し及び図画を複製するための許可は、次条の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。

れることを条件として、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行された視聽覚的固定物と一体となつて本文の翻訳のためにも、放送機関に与えることができる。

(c) (a)及び(b)の規定に従うことを条件として、この条の他の規定は、許可の付与及び行使について適用する。

9 この条の規定に従うことを条件として、この条の規定に基づいて与えられた許可は、第五条の定めるところによるものとし、また、第五条2に定める七年の期間が満了した後も引き続きこの条及び第五条の定めるところによる。もつとも、その期間の満了後は、許可を受けた者は、その許可を専ら第五条の定めるところによる新たな許可に替へることを請求することができる。

第五条の四

1 第五条の二の規定が適用される締約国は、次の規定を採用することができる。

(a) 3に規定する文学的、学術的又は美術的著作物の特定の版の複製物が、

(i) その版の最初の発行の日から起算して(c)に定める期間又は

(ii) 当該締約国の法令が定める一層長い期間が満了した時までに、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆に又は教育活動のために頒布されていない場合には、当該締約国の国民は、教育活動における使用のため、その価格又は一層低い価格でその版を発行するための非排他的な許可を権限のある機関から受けることができる。許可は、許可を申請する者が、複製権を有する者に対しその著作物を発行することの許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが複製権を有する者と連絡することができなかつたことを、申請を行つた締約国の手続

に従つて立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、許諾を求めると同時に、その旨を、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センター又は(d)に規定する国内的若しくは地域的情報センターに通報しなければならない。

(b) 許可は、特定の版の許諾を得た複製物が、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆に又は教育活動のために六箇月の間頒布されていない場合にも、(a)の条件と同一の条件で与えることができる。

(c) (a)にいう期間は、五年とする。ただし、(i) 自然科学及び科学技術に関する著作物については、三年とする。

(ii) 小説等のフィクション、詩、演劇用の著作物、音楽の著作物及び美術書については、七年とする。

(d) 許可を申請する者は、複製権を有する者と連絡することができなかつた場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される国が事務局長に寄託した通告で指定した国内的又は地域的情報センターに対し、申請書の写しを書留航空便で送付しなければならぬ。許可を申請する者は、その通告が行われていない場合には、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センターにもその写しを送付しなければならない。許可は、申請書の写しの発送の日から三箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(e) 三年の期間の満了を条件として受けられる許可は、次の条件が満たされる場合を除くは、この条の規定に基づいて与えてはならない。(i) (a)に規定する許諾を求めた日から、又は複製権を有する者若しくはその者の住所が明らかでないときは(d)に規定する許可の申

請書の写しの発送の日から、それぞれ六箇月の期間が満了していること。

(ii) (i)の期間内に(a)に規定する版の複製物の頒布が行われなかつたこと。

(f) 著作物の特定の版の題号及び著作者の名は、発行されたすべての複製物に印刷されていなければならない。許可は、複製物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてののみ有効とする。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。

(g) 版の正確な複製を確保するため、国内法令により適当な措置をとる。

(h) 次の場合には、著作物の翻訳物を複製し、かつ発行するための許可をこの条の規定に基づいて与えてはならない。

(i) その翻訳物が、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により発行されたものでない場合

(ii) その翻訳物が、当該許可を与える権能を有する国において一般に使用されている言語によるものでない場合

2 1に定める例外には、更に次の規定が適用される。

(a) この条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行された複製物には、その許可が適用される締約国においてのみその複製物が頒布されるものである旨の表示を適当な言語で記載しなければならない。第三条1の表示が版に掲げられている場合には、その表示を当該版の複製物にも掲げなければならない。

(b) 次のことを確保するため、適当な国内措置をとる。

(i) 許可が、二の關係国における関係者の間で自由に取り決める複製の許諾の場合に通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴うこと。

(ii) (i)の補償金の支払及び移転が行われること。通貨に関する国内規制が存在する場合

には、権限のある機関は、国際的に交換可能な通貨又はこれに相当するものによる補償金の移転を確保するため、国際的な機構を利用してあらゆる努力を払う。

(c) 著作物のいずれかの版の複製物が、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆に又は教育活動のために頒布される場合において、その版が、許可に基づいて発行された版と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に作成された複製物は、その在庫が無くなるまで引き続き頒布することができる。

(d) 許可は、著作物が特定の版の頒布中のすべての複製物を回収した場合には、与えてはならない。

3 (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、この条の規定が適用される文学的、学術的又は美術的著作物は、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に限定される。

(b) この条の規定は、適法に作成された視聽覚的固定物であつて保護を受ける著作物であるもの又は保護を受ける著作物を取録したものを視聽覚的形式で複製すること及びそれと一体となつて本文を当該許可を与える権能を有する国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、その視聽覚的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

第六条

この条約において「発行」とは、読むこと又は視覚によつて認めることができるように著作物を有形的に複製し及びその複製物を公衆に提供することをいう。

第七条

この条約は、保護が要求される締約国におけるこの条約の効力発生の日に当該締約国において最終的に保護を受けなくなつており又は保護を受けたことのない著作物及び著作物についての権利は適用しない。

第八條

- 1 千九百七十一年七月二十四日の日付を付したこの条約は、事務局長に寄託するものとし、この条約の日付の日の後百二十日の間千九百五十二年条約のすべての締約国による署名のために開放しておく。この条約は、署名国によつて批准され又は受諾されなければならない。
- 2 この条約に署名しなかつた国も、これに加入することができる。
- 3 批准、受諾又は加入は、批准書、受諾書又は加入書を事務局長に寄託することによつて行ふ。

第九條

- 1 この条約は、十二の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。
- 2 その後は、この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託した各国について、その寄託の後三箇月で効力を生ずる。
- 3 千九百五十二年条約の締約国でない国によるこの条約への加入は、千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、千九百五十二年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とすることができる。この条約が効力を生じた後は、いずれの国も、千九百五十二年条約のみ加入することはできない。
- 4 この条約の締約国と千九百五十二年条約のみの締約国との関係は、千九百五十二年条約の定めるところによる。もつとも、千九百五十二年条約のみの締約国は、事務局長に寄託する通告により、自国民の著作物又は自国において最初に発行された著作物について、この条約のすべての締約国が千九百五十二年条約を適用することを認める旨を宣言することができる。

第十條

- 1 各締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとる。
- 2 いずれの国も、自国についてこの条約が効力を生ずる日に、自国の法令に従ひこの条約を実施することができるとする状態になつていなければならぬと了解される。

第十一條

- 1 次の任務を有する政府間委員会を設置する。
 - (a) 万国著作権条約の適用及び運用に関する問題を研究すること。
 - (b) この条約の定期的改正を準備すること。
 - (c) 国際連合教育科学文化機関、文学的及び美術的著作物保護国際同盟、米州機構等の関係国際機関と協力して著作権の国際的な保護に関するその他の問題を研究すること。
 - (d) 自己の活動を万国著作権条約の締約国に通報すること。
- 2 政府間委員会は、この条約の締約国又は千九百五十二年条約のみの締約国である十八の国の代表者から成る。
- 3 政府間委員会の構成国は、地理的位置、人口、言語及び発展段階を基礎とする各国の利益の公正な均衡に十分な考慮を払つて選出される。
- 4 国際連合教育科学文化機関事務局長、世界知的所有機関事務局長及び米州機構事務局長又はこれらの者の代理者は、顧問の資格で政府間委員会の会合に出席することができる。

第十二條

政府間委員会は、必要と認めるとき又はこの条約の少なくとも十の締約国の要請があるときは、改正の会議を招集する。

第十三條

- 1 締約国は、批准書、受諾書若しくは加入書の寄託の時に、又はその後いつでも、事務局長に於て通告により、自国がその国際関係について責任を有する国又は領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を宣言することができる。その通告が行われた場合には、この条約

は、その通告に掲げる国又は領域について、第九条に定める三箇月の期間が満了した後適用する。その通告が行われない場合には、この条約は、その国又は領域について適用しない。

- 2 もつとも、この条の規定は、いずれかの締約国がこの条の規定に基づいてこの条約を適用する国又は領域の事実上の状態を、他の締約国が承認し又は黙示的に容認することを意味するものと解してはならない。

第十四條

- 1 締約国は、自国について、又は前条の規定に基づいて行つた通告に掲げる国若しくは領域の全部若しくは一部についてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、事務局長に於て通告により行ふ。この条約の廃棄は、千九百五十二年条約の廃棄を伴う。
- 2 1の廃棄は、廃棄の通告が行われた締約国又は国若しくは領域についての効力を有するものとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

第十五條

この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争が交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、国際司法裁判所による決定のために同裁判所に付託される。

第十六條

- 1 この条約は、英語、フランス語及びスペイン語により作成する。これらの三条約文は、署名されるものとし、ひとしく正文とする。
- 2 事務局長は、関係政府と協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語によるこの条約の公定訳文を作成する。
- 3 いずれの締約国も、単独で又は共同して、事務局長との取決めに従ひ、自己が選択する言語による訳文を事務局長に作成させることができる。
- 4 これらのすべての訳文は、この条約の署名本書に添付する。

第十七條

- 1 この条約は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の規定及び同条約により創設された同盟の構成国の地位に何ら影響を及ぼすものではない。
- 2 1の適用に関し、この条に宣言が附属している。この宣言は、千九百五十一年一月一日にベルヌ条約に拘束されていた国又はその後拘束された国若しくは拘束される国について、この条約の不可分の一部である。これらの国によるこの条約の署名は、この宣言の署名を伴うものとし、これらの国によるこの条約の批准若しくは受諾又はこれへの加入は、それぞれ、この宣言の批准若しくは受諾又はこれへの加入を伴う。

第十八條

この条約は、専ら二以上の米州の共和国の間のみ現在効力を有しており又は将来効力を有することとなる著作権に関する多数国間又は二国間の条約又は取極を無効にするものではない。これらの現行の条約若しくは取極の規定とこの条約の規定とが抵触する場合は、この条約が効力を生じた後に二以上の米州の共和国の間になされた条約又は取極の規定が締約国間において優先する。いづれかの締約国についてこの条約が効力を生ずる日前に有効な条約又は取極に基づき当該締約国において取得された著作物についての権利は、影響を受けない。

第十九條

この条約は、二以上の締約国の間に効力を有している著作権に関する多数国間又は二国間の条約又は取極を無効にするものではない。これらの条約又は取極の規定とこの条約の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。いづれかの締約国についてこの条約が効力を生ずる日前に有効な条約又は取極に基づき当該締約国において取得された著作物についての権利は、影響を受けない。この条の規定は、第十七条及び前条の規定

に何ら影響を及ぼすものではない。

第二十条

この条約には、いかなる留保も認めない。

第二十一条

1 事務局長は、関係国に対し、及び登録のため国際連合事務総長に対し、この条約の認証謄本を送付する。

2 事務局長は、すべての関係国に対し、批准書、受諾書又は加入書の寄託、この条約が効力を生ずる日、この条約に基づく通告及び第十四条の規定に基づく廃棄を通報する。

第十七条に関する附属宣言

文学的及び美術的著作物保護国際同盟(以下「ベルヌ同盟」という。)の構成国でありかつこの条約の署名国である国は、

その同盟の基礎の上に相互の関係を密接にし、かつ、ベルヌ条約と万国著作権条約との併存から生ずる紛争を避けることを希望し、

著作権の保護の水準を自国の文化的、社会的及び経済的發展段階に対応させることを一時的に必要としている国があることを認めて、

合意により、次の宣言を受諾した。

(a) (b)に規定する場合を除くほか、千九百五十一年一月一日の後にベルヌ同盟から脱退した国をベルヌ条約により本国とする著作物は、ベルヌ同盟国において、万国著作権条約による保護を受けない。

(b) (a)の規定は、国際連合総会の確立された慣行により開発途上にある国とされる締約国であつて、自国を開発途上にある国と認める旨の通告をベルヌ同盟からの脱退の時に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託しているものについては、その締約国がこの条約に定める例外を第五条の二の規定に基づいて援用することができる限り、適用しない。

(c) 万国著作権条約は、いずれかのベルヌ同盟国をベルヌ条約に基づいて本国とする著作物の保護に関する限り、ベルヌ同盟国との関係については適用しない。

第十一条に関する決議

万国著作権条約改正会議は、

この決議が附属するこの条約第十一条に規定する政府間委員会に関する問題を審議して、次のことを決議する。

1 政府間委員会は、当初、千九百五十二年条約第十一条及び同条に附属する決議に基づいて設置された政府間委員会の十二の構成国の代表者並びにこれに加えてアルジェリア、オーストラリア、日本国、メキシコ、セネガル及びユーゴスラヴィアの代表者から成る。

2 千九百五十二年条約の締約国でなく、かつ、この条約の効力発生の後の政府間委員会の最初の通常会期までにこの条約に加入していない国は、同委員会がその最初の通常会期においてこの条約第十一条2及び3の規定に従つて選出する他の国をもつて代えられる。

3 1に規定する政府間委員会は、この条約が効力を生じた後直ちにこの条約第十一条の規定に基づいて構成されたものとする。

4 政府間委員会は、この条約の効力発生の後一年以内に会合するものとし、その後は、少なくとも二年に一回通常会期として会合する。

5 政府間委員会は、委員長一人及び副委員長二人を選出する。政府間委員会は、次の原則を考慮してその手続規則を定める。

(a) 政府間委員会の構成国の通常の任期は、六年とし、二年ごとにその三分の一が改選される。もつとも、政府間委員会の当初の構成国については、その三分の一はこの条約の効力発生の後における同委員会の第二回の通常会期の終わりに、他の三分の一は第三回の通常会期の終わりに、残りの三分の一は第四回の通常会期の終わりに、それぞれ任期が満了するものと了解される。

(b) 政府間委員会の空席を補充する手続規則、構成国の任期が満了する順序に関する規則、再選の資格に関する規則及び選挙の手続規則は、同委員会の構成国の地位の継続の必要と

構成国の交替の必要との均衡及びこの条約第十一条3にいう考慮を基礎とする。
万国著作権条約改正会議は、国際連合教育科学文化機関が政府間委員会の事務局を提供すること希望する。

以上の証拠として、下名は、各自の全権委任状を寄託した後、この条約に署名した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで、本書一通を作成した。

ドイツ連邦共和国のために
ルブレヒト・フォン・ケラー

オイゲン・ウルマー
アンドラのために

アルゼンティン共和国のために
オーストラリア連邦のために

オーストリア共和国のために
ベルギー王国のために
男爵 パベイアン・ド・モルシヨヴァン

千九百七十一年七月二十八日
ブラジル連邦共和国のために
エヴエラルド・ダイレル・デ・リマ
カナダのために
チリ共和国のために

コスタ・リカ共和国のために
カルロス・コラーレス
キューバ共和国のために
デンマーク王国のために
W・ヴァインケ

エクアドル共和国のために

スペイン国のために
エミリオ・ガリーガス
アメリカ合衆国のために
ブルース・C・ラッド・Jr
アブラハム・L・カミンスタイン
フィンランド共和国のために
R・R・セツペレ

千九百七十一年十一月十二日
フランス共和国のために
ビエール・シャルパンティエ
A・サンリムル

ガーナ共和国のために
ギリシャ王国のために
グアテマラ共和国のために
政府の承認を条件として
フランシスコ・リナレス・アラランダ

ハイティ共和国のために
ハンガリー人民共和国のために
ティマール・インシュトウイン
インド共和国のために
政府の承認を条件として
カンティ・チョウドリ

アイスランド共和国のために
S・パーラクリシュナン
アイスランド共和国のために

イスラエル国のために
メエール・ガバイ
イタリア共和国のために
P・アルキ
日本国のために
中山賢博
安達健二

千九百七十一年十月二十二日

ケニア共和国のために
D・J・カワード
カンボディア共和国のために
ラオス王国のために

レバノン共和国のために
サラハ・ステティエ
リベリア共和国のために
オーガスティン・D・ジャラー

リヒテンシュタイン公国のために
ゲルリッツィー・ブリアン
ルクセンブルグ大公国のために
マラウイ共和国のために

マルタのために
モーリシアスのために
R・チエイヌル

メキシコ合衆国のために
F・クエヴァス・カンシノ
モナコ公国のために
ファレーズ

ニカラグア共和国のために
ナイジエリア連邦共和国のために
ノールウェー王国のために

ヘルスレーブ・ポークト
千九百七十一年十一月二十日
ニュー・ジールランドのために
パキスタンのために

パナマ共和国のために
パラグアイ共和国のために

オランダ王国のために
W・L・ハールト
J・フェルブーヴェ
ペルー共和国のために

フィリピン共和国のために
ポルトガル共和国のために
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために
E・アーミティジ
ウイリアム・ウオーレス
ヴァチカンのために

E・ロヴィダ
スウェーデン王国のために
ハンズ・ダネリウス
スイス連邦のために

ベドラツィーニ
チェッコスロヴァキア社会主義共和国のために
テュニジア共和国のために
ラフィク・サイド

ヴェネズエラ共和国のために
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため
A・イエリッチ
ザンビア共和国のために

無国籍者及び亡命者の著作物に対する千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約の適用に関する同条約の第一附属議定書
千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約(以下「千九百七十一年条約」という)の締約国でありかつこの議定書の締約国である国は、

次の規定を受諾した。
1 この議定書の締約国に常時居住する無国籍者及び亡命者は、千九百七十一年条約の適用上、当該締約国の国民とみなす。
2 (a) この議定書は、千九百七十一年条約第八条の規定の例により、署名され、かつ、批准され又は受諾されるものとし、また、これに加入することができる。
(b) この議定書は、各国について、批准書、受諾書若しくは加入書が寄託される日又は当該国について千九百七十一年条約が効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。
(c) 千九百五十二年条約の第一附属議定書の締約国でない国についてこの議定書が効力を生じたときは、千九百五十二年条約の第一附属議定書は、当該国について効力を生じたものとみなす。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

ベルギー王国のために
男爵 パベイアン・ド・モルショヴァン
千九百七十一年七月二十八日
ブラジル連邦共和国のために
エヴェラルド・ダイレル・デ・リマ
カナダのために
チリ共和国のために

コスタ・リカ共和国のために
カルロス・コラーレス
キューバ共和国のために
デンマーク王国のために

W・ヴァインケ
エクアドル共和国のために
スペイン国のために

エミリオ・ガリーゲス
アメリカ合衆国のために
ブルース・C・ラッド・Jr
アブラハム・L・カミンスタイン

フィンランド共和国のために
R・R・セツペレ
千九百七十一年十一月二十日
フランス共和国のために
ビエール・シャルパンティエ

A・サン・ムル
ガーナ共和国のために
ギリシャ王国のために
グアテマラ共和国のために

政府の承認を条件として
フランシスコ・リナレス・アラランダ
ハイティ共和国のために
ハンガリー人民共和国のために
ティモール・インシュトゥワン

インド共和国のために
政府の承認を条件として

カンティ・チョウドリ
S・パークリシニヤン

アイルランドのために

アイスランド共和国のために

イスラエル国のために

メエール・ガバイ
イタリヤ共和国のために

P・アルキ

日本国のために

中山賀博

安達健二

千九百七十一年十月二十二日

ケニア共和国のために

D・J・カワード

カンボディア共和国のために

ラオス王国のために

レバノン共和国のために

サラ・ハ・ステティエ

リベリア共和国のために

オーガスティン・D・ジャラー

リヒテンシュタイン公国のために

ゲルリッツ・II プリアン

ルクセンブルグ大公国のために

マラウイ共和国のために

マルタのために

モーリシアスのために

メキシコ合衆国のために

F・クエヴァス・カンシノ

モナコ公国のために

フアラーズ
ニカラグア共和国のために

ナイジェリア連邦共和国のために

ノールウェー王国のために

ヘルスレーブ・ポークト

千九百七十一年十一月二十日

ニュージーランドのために

パキスタンのために

パナマ共和国のために

パラグアイ共和国のために

オランダ王国のために

W・L・ハールト

J・フェルブーヴェ

ベルー共和国のために

フィリピン共和国のために

ポルトガル共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

E・アーミティジ

ウイリアム・ウォーレス

ヴァチカンのために

E・ロヴィダ

スウェーデン王国のために

ハンス・ダネリウス

スイス連邦のために

ペドラツィーニ

チェコスロヴァキア社会主義共和国のために

テュニジア共和国のために

ラフィク・サイド

ヴェネズエラ共和国のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため

に

A・イェリッチ

ザンビア共和国のために

ある種の国際機関の著作物に対する千九百

七十一年七月二十四日にパリで改正された

万国著作権条約の適用に関する同条約の第

二附属議定書

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正され

た万国著作権条約(以下「千九百七十一年条約」

という)の締約国でありかつこの議定書の締約国

である国は、

次の規定を受諾した。

1 (a) 千九百七十一年条約第二条1に規定する保

護は、国際連合、国際連合と連携関係を有す

る専門機関又は米州機構が最初に発行した著

作物について適用する。

(b) 同様に、千九百七十一年条約第二条2の規

定は、(a)の機構又は機関について適用する。

2 (a) この議定書は、千九百七十一年条約第八条

の規定の例により、署名され、かつ、批准さ

れ又は受諾されるものとし、また、これに加

入することができる。

(b) この議定書は、各国について、批准書、受

諾書若しくは加入書が寄託される日又は当該

国について千九百七十一年条約が効力を生ず

る日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け

て、この議定書に署名した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで、ひとし

く正文である英語、フランス語及びスペイン語に

より本書一通を作成した。本書は、国際連合教育

科学文化機関事務局長に寄託するものとし、同事

務局長は、署名国に対し、及び登録のため国際連

合事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

ドイツ連邦共和国のために

ルブレヒト・フォン・ケラー

オイゲン・ウルマー

アンドラのために

アルゼンティン共和国のために

オーストラリア連邦のために

オーストリア共和国のために

ベルギー王国のために

男爵 パベイアン・ド・メルシヨヴァン

千九百七十一年七月二十八日

ブラジル連邦共和国のために

エヴェラルド・ダイレル・デ・リマ

カナダのために

チリ共和国のために

コスタ・リカ共和国のために

カルロス・コラーレス

キューバ共和国のために

デンマーク王国のために

W・ヴァインケ

エクアドル共和国のために

スペイン国のために

エミリオ・ガリーガス

アメリカ合衆国のために

ブルース・C・ラッド・Jr

アブラハム・L・カミンスタイン

フィンランド共和国のために

R・R・セッペレ

千九百七十一年十一月二十日

フランス共和国のために

ビニール・シャルパンティエ

A・サンムル

ガーナ共和国のために

ギリシャ王国のために

グアテマラ共和国のために

政府の承認を条件として

フランススコ・リナールス・アランダ

ハイティ共和国のために

ハンガリー人民共和国のために

ティモール・イシュトゥウィン

インド共和国のために

政府の承認を条件として

カンティ・チョウドリ

S・バーラクリシュナン

アイルランドのために

アイスランド共和国のために

イスラエル国のために

メエール・ガバイ

イタリア共和国のために

P・アルキ

日本国のために

中山賀博

安達健二

千九百七十一年十月二十二日

ケニア共和国のために

D・J・カワード

カンボディア共和国のために

ラオス王国のために

レバノン共和国のために

サラハ・ステティエ

リベリア共和国のために

オーガステイン・D・ジャラー

リヒテンシュタイン公国のために

ゲルリッツツイーブルリアン

ルクセンブルグ大公国のために

マラウイ共和国のために

マルタのために

モリシアスのために

R・チェイスル

メキシコ合衆国のために

F・クエヴァス・カンシノ

モナコ公国のために

フアレーズ

ニカラグア共和国のために

ナイジェリア連邦共和国のために

ノールウェー王国のために

ヘルスレーブ・ポークト

千九百七十一年十一月二十日

ニュー・ジールランドのために

パキスタンのために

パナマ共和国のために

パラグアイ共和国のために

オランダ王国のために

W・L・ハールト

J・フェルフォーヴェ

ペルー共和国のために

フィリピン共和国のために

ポルトガル共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

E・アーミティージ

ウイリアム・ウォーレス

ヴァチカンのために

E・ロヴィダ

スウェーデン王国のために

ハンス・ダネリウス

スイス連邦のために

ペドラツツイーニ

チェコスロヴァキア社会主義共和国のために

テュニジア共和国のために

ラフィク・サイド

ヴェネズエラ共和国のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

A・イエリッチ

ザンビア共和国のために

律によつて定める。

子の常居所に変更がある場合には、その変更の時から新たな常居所地の法律を適用する。

扶養の請求を申し立てることができる者及びその申立てをすることができる期間についても、子の常居所地の法律によつて定める。

この条約の適用上、「子」とは、嫡出である子、嫡出でない子又は養子であつて、婚姻をしていない二十一歳未満のものをいう。

第二条

前条の規定にかかわらず、各締約国は、次のすべての条件が満たされる場合に自国の法律を適用することを宣言することができる。

(A) 扶養の請求が自国の当局に申し立てられること。

(b) 子及び扶養を請求される者が自国の国籍を有すること。

(c) 扶養を請求される者が自国に常居所を有すること。

第三条

前二条の規定にかかわらず、子の常居所地の法律が当該子に対しいかなる扶養を受ける権利をも認めない場合には、事件の係属する当局の属する国の抵触規則によつて指定される法律を適用する。

第四条

この条約によつて準拠法とされた法律の適用は、事件の係属する当局の属する国の公の秩序に明らかに反する場合を除くは、排除することができない。

第五条

この条約は、傍系親族間の扶養については適用しない。

この条約は、扶養義務に関する法律の抵触についてのみ規律する。この条約を適用して行われた決定は、扶養義務者と扶養権利者との間の親子関係又は親族関係の確定に影響を及ぼすものではない。

第六条

この条約は、第一条の規定によつて指定される法律が締約国の法律である場合にのみ適用する。

第七条

この条約は、ヘーグ国際私法会議の第八回会期に代表を出した国による署名のために開放しておく。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

各批准書の寄託について調査を作成するものとすし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて各署名国に送付する。

第八条

この条約は、前条第二項の批准書のうち四番目に寄託されるものの寄託の時から六十日目の日に効力を生ずる。

この条約は、その後批准する各署名国については、その批准書の寄託の日から六十日目の日に効力を生ずる。

第九条

この条約は、締約国の本土地域については当然に適用する。

締約国は、自国が国際関係について責任を有する他の領域の全部又は一部につきこの条約を適用することを希望する場合には、その旨を文書によつて通告するものとし、その文書をオランダ外務省に寄託する。同外務省は、その文書の認証謄本を外交上の経路を通じて各締約国に送付する。

この条約は、前項の送付の後六箇月以内に異議を申し立てなかつた国と同項の通告を行つた国が国際関係について責任を有する領域であつてその通告の対象となつたものとの間で、効力を生ずる。

第十条

国際私法会議の第八回会期に代表を出さなかつた国は、この条約に加入することができる。ただし、この条約を批准した国がオランダ政府による加入の通知の後六箇月以内に異議を申し立てないことを条件とする。加入は、第七条第二項に定める方法に準じて行ふ。

この条約は、第八条第一項の規定に従つて効力

を生じた後でなければ、これに加入することができない。

第十一条

各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこれへの加入に際して留保を行うことにより、養子についてはこの条約を適用しないことができる。

第十二条

この条約は、第八条第一項に規定する日から五年間効力を有する。

前項の有効期間は、第八条第一項に規定する日以後にこの条約を批准し又はこれに加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告するものとし、同外務省は、これを他のすべての締約国に通知する。

廃棄は、第九条第二項の規定に従つて行われる通告に明示する領域の全部又は一部に限定して行うことができる。

廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この条約は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百五十六年十月二十四日にヘーグで本書一通を作成した。本書は、オランダ政府に寄託するものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて、ヘーグ国際私法会議の第八回会期に代表を出した国及び後に加入する国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

オーストリアのために

フリッツ・シュヴァイント

ヴィクトー・ホーヤー

ベルギーのために

デンマークのために

スペインのために

パエナ公爵 ホセ・ルイス・デ・アラナ・イ・パウエル

フィンランドのために

フランスのために

E・ド・ボーヴェルジェ

ド・ラ・モランディエール

ギリシャのために

G・マリダキス

P・ヴァリダキス

Ch・フラギスタス

イタリアのために

日本国のために

ルクセンブルグのために

Ch・レオン・ハンメス

ノルウェーのために

Ed・ドヴィン・アルテン

オランダのために

J・オッフヘルハウス

ポルトガルのために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

スウェーデンのために

スイスのために

トルコのために

正の受諾について承認を求めるとの件
税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

税関における物品の評価に関する条約の改正

正

関税協力理事会は、税関における物品の評価に関する条約の締約政府に対し、次の規定を同条約の附属書IVとして加えることを勧告する。

附属書IV 価額の定義の第一条(2)(b)に関する議定書

税関における物品の評価に関する条約(以下「条約」という)の締約政府は、次のとおり協定した。理事會を設立する条約の締約政府であつて、物品の引渡しに伴う費用のうち輸出の港又は場所から輸入国への持込みの港又は場所までの費用を物品の価額に含めていないが条約に加入することを希望するものは、自国の国内法令に価額の定義の第一条(2)(b)の規定に代えて次の規定を組み入れて適用する場合には、条約第二条に規定する義務を履行しているものとみなす。

(b) 販売及び引渡し(輸入物品について持込みの港又は場所において行われるもの)に伴うすべての費用が正常価格に含まれること。ただし、その費用が正常価格に含まれること。ただし、物品の引渡しに伴う費用のうち輸出の港又は場所から持込みの港又は場所までの費用を除く。

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めらるの件

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めらるの件

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号た

だし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第三百二十九号)

国際労働機関の総会は、理事會によりジュネーブに招集されて、千九百七十四年六月五日にその第五十九回会期として会合し、

千九百六十年の放射線からの保護に関する条約及び千九百六十年の放射線からの保護に関する勸告並びに千九百七十一年のベンゼン条約及び千九百七十一年のベンゼン勸告の規定に留意し、がん原性物質及びがん原性因子からの保護に関する国際基準を確立することが望ましいことを考慮し、

他の国際機関、特に、国際労働機関と協力関係にある世界保健機関及び国際がん研究機関の関連のある事業を考慮に入れ、

前記の会期の議事日程の第五議題であるがん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の管理及び防止に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百七十四年の職業がん条約と称することができる。)を千九百七十四年六月二十四日に採択する。

第一条

1 この条約を批准する各加盟国は、職業上さらされることを禁止され又は許可若しくは管理の対象とされるがん原性物質及びがん原性因子並びにこの条約の他の規定が適用されるがん原性物質及びがん原性因子を定期的に決定する。

2 禁止の適用除外は、満たすべき条件を明記する証明書を個別に発給することによつてのみ認めることができる。

3 1の決定を行うに当たつては、国際労働事務局によつて設定される実施基準又は指針に合

れる最新の情報及び他の権威のある機関の情報を考慮する。

第二条

1 この条約を批准する各加盟国は、労働者が就業中にさらされるがん原性物質及びがん原性因子を非がん原性物質若しくは非がん原性因子又は有害性の一層低い物質若しくは因子で代替させるようにあらゆる努力を払うものとし、代替の物質又は因子の選定に当たつては、これらの物質又は因子の発がん性、毒性その他の特性を考慮する。

2 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる労働者の数並びにさらされる期間及び程度は、安全と両立し得る最小限まで減少させるものとする。

第三条

この条約を批准する各加盟国は、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる危険から労働者を保護するためにとられるべき措置を定めるものとし、また、適当な記録の制度を確立することを確保する。

第四条

この条約を批准する各加盟国は、がん原性物質又はがん原性因子にさらされた労働者、さらされている労働者又はさらされるおそれのある労働者に対しそのもたらす危険及びとられるべき措置に関する利用可能なすべての情報が提供されるよう措置をとる。

第五条

この条約を批准する各加盟国は、職業性障害との関係においてがん原性物質又はがん原性因子に労働者がさらされた程度を評価し及びその健康状態を監視するために必要な健康診断、生物学的検査その他の検査又は調査を、雇用期間中及び雇用期間の後において、労働者が受けられることを確保するための措置をとる。

第六条

(a) この条約を批准する各加盟国は、法令又は国内慣行及び国内事情に適合する

その他の方法により、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体との協議の上、この条約を実施するために必要な措置をとる。

(b) 国内慣行に従い、この条約に規定する事項を遵守する義務を負う者又は機関を特定する。

(c) この条約の適用について監督するため適当な監督機関を設けること又は適切な監督の実施を確保することを約束する。

第七条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第八条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第九条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に規定する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了したことに、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十一条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務局長に通知する。

第十二条

国際労働機関の理事會は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十三条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第九条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十四条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて千九百七十四年六月二十五日に閉会を宣言されたその第五十九回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十四年六月二十六日に署名した。

総会議長

ベドロ・サラ・オロスコ

国際労働事務局長

フランシス・ブランシャール

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約の締結について承認を求めめるの件
- 一、日本国とカナダとの間の文化協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約の締結について承認を求めめるの件

日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約（オーストラリアの非本土地域に関する交換公文を含む）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約

日本国及びオーストラリアは、
両国間の関係の基礎である友好及び協力の精神を確認するとともに、この関係を一層緊密かつ具体的な基礎の上に置くことを希望し、
両国間の広範にわたる関係がそれぞれの国にとって重要であること及び両国の国民の福祉の間に緊密かつ永続的な関連があることを認め、
種々の分野における両国間の現行の諸協定が両国間の関係に対して果たしている有益な貢献を増進することを希望し、
両国の政府及び国民が、政治、経済、貿易、通

商、社会、文化その他の分野における相互に関心のある事項について、相互理解の精神に基づいて協力するための一層広範な機会を提供することを決意し、

両国間の関係を、長期的な展望に立つて平衡なかつ相互に有利な基礎の上に強化し及び多様化することが重要であることを確信し、

両国間の協力は、両国の相互の利益のみならず、諸国を含む国々の繁栄及び福祉に対する両国の共通の関心をも念頭に置いたものでなければならぬことを認識し、

両国政府間及び両国の国民の友好及び協力を公式に具現しかつ一層促進する条約の締結が、両国間の関係の一層の発展を容易にすることを確信し、

友好協力基本条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国
内閣総理大臣 三木武夫
オーストラリア
内閣総理大臣 ジョン・マルコム・フレリー

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

- 1 日本国とオーストラリアとの間の関係の基礎は、両国間及びその国民の間の永続的な平和及び友好とする。
- 2 この条約は、特に両国間及びその国民の間の理解を促進し及び相互に関心のある事項についての協力を発展させることにより、両締約国間の関係を拡大し及び強化することを目的とする。
- 3 両締約国は、両締約国間に存在する諸協定が2にいう目的に合致するものであることに留意しつつ、この条約で取り扱われている事項又は

その他の事項（現行の諸協定の対象となつていない事項を含む）について、必要となるときはいつでも両締約国間で更に協定を締結することができらる。

第二条

両締約国は、国際社会における諸国間の平和的かつ友好的な関係の重要性を認識するとともに、この関係を維持しかつ強化することにつき、国際連合憲章の原則に従つて、相互に協力する。

第三条

- 1 両締約国は、政治、経済、労働関係、人権、法律、科学、技術、社会、文化、職業、スポーツ、環境等の相互に関心のある分野において、相互の理解及び協力を容易にし、強化し及び多様化するよう努める。このため、両締約国は、これらの分野において、適当な研究及び調査、情報、知識及び人物の交流その他の適当な活動を実行可能な限り奨励し、及び促進する。
- 2 両締約国は、また1にいう分野のいずれかに関する国際機関であつて両締約国が共に加盟国であるものにおいて、相互の理解及び協力を発展させる。
- 3 両締約国は、1及び2にいう相互の理解及び協力を発展させるに当たつて、相互に緊密に協調する。このため、両締約国は、1及び2にいう分野の事項に関して、必要なときはいつでも協議する。その際、適当な場合には、現行の諸協定又は諸取極に規定されている方法を利用する。

第四条

両締約国は、国際貿易が開放的、多角的かつ無差別の基礎の上に継続的に拡大することが、世界経済の健全な発展のために基本的に重要であることを認識する。両締約国は、このため、関税及び貿易に関する一般協定、国際通貨基金協定、経済協力開発機構条約及び両締約国が共に当事国であるその他の関連のある多数国協定の目的及び原則に従つて、相互に協力する。

第五条

（この部分の本文は上記の通りである）

1 両締約国は、経済、貿易及び通商の分野における両締約国間の関係の重要性を認識し、この関係を相互の利益及び信頼の基礎の上に強化し及び発展させることにつき協力する。

2 各締約国は、両国間の貿易に関し、それぞれの国が他方の国にとつて安定的なかつ信頼し得る供給者及び市場であることが相互の利益であることを認識し、公正かつ安定的な基礎の上に両国間の貿易の一層の拡充及び発展を促進する。

第六条

両締約国は、両締約国にとつてエネルギー資源を含む鉱物資源が重要であることを認識し、前条の規定に従つて、これらの資源の貿易及び開発について協力する。

第七条

両締約国は、両締約国が共に当事国である国際協定の目的及び原則に従い、かつ、第五条の規定に従つて、相互に受け入れることができ、かつ、相互に利益となる態様で、資本及び技術の交流について協力する。

第八条

1 各締約国は、他方の締約国の国民に対し、自国の領域への入国、当該領域内における滞在又は居住、当該領域内における旅行及び当該領域からの出国に関し、公正かつ衡平な待遇を与へるものとし、この待遇は、いかなる場合においても、他方の締約国の国民と第三国の国民との間で差別的なものであつてはならぬ。

第九条

- 2 各締約国は、次に掲げる事項に関する手続を簡素化するよう努める。
 - (a) 他方の締約国の国民の自国の領域への入国
 - (b) 他方の締約国の国民の自国の領域からの出国
 - (c) 他方の締約国の国民の外国人登録
- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国の領域内において、その身体及び財産に対する不連続かつ完全な保護及び保障を享有する。

2 一方の締約国の国民は、他方の締約国の領域内において、法に従つて裁判所において裁判を受け及び審判機関に申立てを行う権利を享有する。

3 各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民に対し、事業活動及び職業活動に關連する事項について、公正かつ衡平な待遇を与えるものとし、この待遇は、いかなる場合においても、他方の締約国の国民と第三国の国民との間で差別的なものであつてはならない。

4 一方の締約国の国民の財産で他方の締約国の領域内にあるものは、公共のためにする場合でない限り、また、迅速、適当かつ効果的な補償が支払われない限り、強制的に収用し又は使用してはならない。第一文の規定を害することなく、一方の締約国の国民は、この4で取り扱われているすべての事項に關し、他方の締約国の領域内において、いかなる場合においてもこれらの国民と第三国の国民との間で差別的でない待遇を与えられる。

5 1から4までにおいて、「国民」には、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、会社を含む。

6 一方の締約国の会社であつて、他方の締約国の国民又は会社により、直接に若しくは間接に支配され又はそれに関する利益の過半が直接に若しくは間接に所有されているものは、1から4までにおいて取り扱われている事項に關し、当該一方の締約国の領域内において、それぞれ1から4までに規定されている待遇を与えられる。ただし、3及び4に規定されている要件は、これらの会社と当該一方の締約国の会社であつて第三国の国民又は会社により、直接に若しくは間接に支配され又はそれに関する利益の過半が直接に若しくは間接に所有されているものとの間の關係について適用されるものとする。

第十條
両締約国は、両国間の國際海運活動が兩締約国の經濟、貿易及び通商關係の發展に重要な役割

を果たすことを認識し、また、兩締約国が共に當事國である國際協定の目的及び原則に留意し、公正なかつ相互に有利な基礎の上に兩國間の海運を發展させるため、相互の協力を促進する。

第十一條
兩締約国は、この條約の目的が十分に達成されることを確保するため、この條約の一般的な運用状況を定期的に大臣間で検討する。

第十二條
各締約国は、この條約の實施から又はこれに關連して生ずる問題に關し、他方の締約国に対し申入れを行うことができる。このような申入れに対しては、好意的な考慮が払われるものとする。兩締約国は、適當な場合には、当該問題に關し協議する。

第十三條
この條約のいかなる規定も、この條約の署名の日

に兩締約国間において有効な諸協定の効力に影響を及ぼすものではない。

第十四條
1 この條約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにキャンベラで交換するものとする。

2 この條約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この條約は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの條約を終了させる意思を文書により通告する日から十二箇月を経過するまで効力を有するものとする。

以上の証拠として、前記の全權委員は、この條約に署名調印した。

千九百七十六年六月十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本國のために
三木武夫
オーストラリア國のために

マルコム・フレージャー
議定書
日本國とオーストラリア國との間の友好協力基本條約(以下「條約」という。)に署名するに当たり、下名の全權委員は、各自の政府から正当に委任を受け、更に、條約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 條約のいかなる規定も、
(a) 次の待遇、特惠又は特權の享受を要求する權利を、いずれの一方の締約国に対しても、与えるものではない。
(i) 他方の締約国が、開發途上にある國との特別の協定又は取極により、經濟開發又は技術援助の目的のために当該開發途上にある國又はその國民若しくは会社に對し与えているか、又は將來与える待遇、特惠又は特權

(ii) 他方の締約国が、相互主義に基づき又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により与えているか、又は將來与える租税に關する特別の利益の性質を有する待遇、特惠又は特權
(iii) 他方の締約国が、特別の協定又は取極により、第三国の國民に与えているか、又は將來与える旅券又は査証に關する待遇、特惠又は特權

(b) 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和條約第二條の規定に基づいて日本國がすべての權利、權原及び請求權を放棄した地域に原籍を有する者のみ日本國が与えているか、又は將來与える待遇、特惠又は特權の享受を要求する權利を、オーストラリアに對し与えるものではない。

(c) 次の待遇、特惠又は特權の享受を要求する權利を、日本國に對し与えるものではない。
(i) オーストラリアが他國又はその國民若しくは会社に与えているか、又は將來与える待遇、特惠又は特權であつて、当該他國の英連邦構成員としての地位に由来するもの
(ii) オーストラリアが、アイルランド又はその國民若しくは会社に与えているか、又は將來与える待遇、特惠又は特權
(iii) オーストラリアが、バプア・ニューギニア又はその國民若しくは会社に与えているか、又は將來与える待遇、特惠又は特權

待遇、特惠又は特權であつて、当該他國の英連邦構成員としての地位に由来するもの
(iii) オーストラリアが、アイルランド又はその國民若しくは会社に与えているか、又は將來与える待遇、特惠又は特權
(iv) 條約の署名の日にオーストラリアが國際關係について責任を有するいづれかの非本土地域又はその地域の居住者若しくは会社に与えているか、又は將來与える待遇、特惠又は特權

(v) オーストラリアが、第三國又はその國民でオーストラリアへの移住者であるものに對し、そのような移住者が居住のためにオーストラリアへの入國に關する事項又はそのような入國に付隨する事項につき、オーストラリアと当該第三國との間の移住に關する特別の協定により与えているか、又は將來与える待遇、特惠又は特權

2 條約のいかなる規定も、いづれか一方の締約國が、關稅及び貿易に關する一般協定、國際通貨基金協定、經濟協力開發機構條約若しくはそれらを修正し若しくは補足する多數國間協定又は兩締約國が共に當事國であるその他の關連のある多數國間協定の當事國として有しているか、又は將來有する權利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 條約の適用上、「会社」とは、
(a) 締約國に關しては、その締約國の領域内において施行されている法律に基づいて設立された法人をいう。
(b) 第三國に關しては、その國の領域内において施行されている法律に基づいて設立された法人をいう。

以上の証拠として、各全權委員は、この議定書に署名調印した。

千九百七十六年六月十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

三木武夫

オーストラリアのために

マルコム・フレージャー

(オーストラリアの非本土地域に関する交換公文)
(オーストラリア側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本全権委員は、本日署名されたオーストラリアと日本国との間の友好協力基本条約に言及する光栄を有します。

同条約は、オーストラリアに関しては、オーストラリアの本土地域のみ適用され、オーストラリアが国際関係について責任を有するいづれの非本土地域にも適用されないことが、オーストラリア政府の了解であります。

本全権委員は、閣下が、前記の了解が日本国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本全権委員は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

オーストラリア全権委員

マルコム・フレージャー

日本国全権委員 三木武夫閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本全権委員は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本全権委員は、本日署名されたオーストラリア

と日本国との間の友好協力基本条約に言及する光栄を有します。

同条約は、オーストラリアに関しては、オーストラリアの本土地域のみ適用され、オーストラリアが国際関係について責任を有するいづれの非本土地域にも適用されないことが、オーストラリア政府の了解であります。

本全権委員は、閣下が、前記の了解が日本国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本全権委員は、更に、前記の了解が日本国政府の了解でもあることを日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

本全権委員は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

日本国全権委員 三木武夫

オーストラリア全権委員

ジョン・マルコム・フレージャー閣下

日本国とカナダの間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国とカナダとの間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とカナダとの間の文化協定

日本国政府及びカナダ政府は、文化及び教育の分野における両国間の協力を助長し、かつ、発展させようとする共通の希望に動かされ、

この協力が両国間に存在する相互理解及び友好関係の増進に寄与することを確信して、文化協定を締結することに決定し、次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国は、学者、教員、研究員、学生、芸術家、文化機関又は教育機関の構成員その他文化的、科学的又は教育活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。

2 両締約国は、両国の文化機関、教育機関及び専門的機関の間における密接な協力を奨励する。

第二条

両締約国は、両国間の文化面又は教育面における関係を強化することに寄与するような機関及び文化事業計画の設定及び発展を促進するよう努力する。

第三条

各締約国は、他方の締約国の国民に対し、自国の領域内における修学、訓練又は研究のための奨学金その他の便宜を与えるよう努力する。

第四条

各締約国は、大学その他の教育機関において、他方の国の言語、文学、歴史、地理、法制、経済及び文化一般並びに他方の国に関するその他の問題についての教授その他の教員の職及び講義を創設し、及び拡充することを奨励する。

第五条

両締約国は、他方の国の大学その他の教育機関における修学中に又は修学終了の際に取得される学位、資格証書その他の証明書及び他方の国において取得されるその他の資格証書が、修学上の目的又は適用的場合には職業上の目的のために、それぞれに互においていかなる範囲内及びいかなる条件の下で同等の価値を認められるかについて研究する。

第六条

各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民に対し、美術館、博物館、図書館、公文書館、文献センターその他文化的性質を有する施設の利用についてできる限りの便宜を与える。

第七条

各締約国は、特に次の手段により他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することをできる限り奨励し、及び容易にする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物

(b) ラジオ番組及びテレビジョン番組

(c) フィルム、テープ、音盤その他の視聴覚資料

(d) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的展示会

(e) 講演、セミナー及び会議

(f) 演奏会及び舞台芸術

(g) 文化的性質を有する祭典及び国際コンクール

各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民又は団体により製作された文学的、芸術的又は学術的内容の著作物の翻訳、複製及び出版を奨励する。

第九条

両締約国は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

第十条

両締約国は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。

第十一条

両締約国は、両国の国民の間の相互理解を促進するため、両国間における観光旅行を奨励する。

第十二条

両締約国は、この協定に定める交流の進捗状況を検討し、及びこの協定の実施を確保するため、必要に応じ又は一方の締約国の要請に基づき、日本国及びカナダにおいて交互に協議を行う。

第十三条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、オタワで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日効力を生ずる。

第十四条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いづれか一方の締約国がこの協定を終了させる意思を通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十六年十月二十六日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

小坂善太郎

カナダ政府のために

ブルース・ランキン

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効の不適用に関する条約の締結に関する請願
(第一八六号)

第一八六号 昭和五十二年三月十七日受理

戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効の不適用に関する条約の締結に関する請願

請願者 長崎市鳴滝町二六五 西原陸代外
一万九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月八日)

一、国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めの件
一、国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律案

国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めの件

国際農業開発基金を設立する協定の締結について

て、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

国際農業開発基金を設立する協定

前文

世界の絶えることのない食糧問題が、開発途上にある国の多くの人々を苦しめていること並びに生きる権利及び人間の尊厳に係る最も基本的な原理及び価値を危うくしていることを認識し、

経済的利益及び社会的利益の双方に十分な考慮を払いつつ、開発途上にある国の生活条件を改善することの必要性並びに開発途上にある国の開発のための優先度及び目的に適合する社会経済開発を促進することの必要性を考慮し、

食糧生産及び農業生産の増大のための開発途上にある国の努力を助けるため国際連合食糧農業機関が国際連合において果たす責任並びにこの分野における同機関の専門的能力及び経験に留意し、

第二次国際連合開発の十年のための国際開発戦略の目標及び目的並びに特に援助の恩恵をすべてに及ぼすことの必要性を自覚し、

新たな国際連合経済秩序の確立のための行動計画に関する国際連合総会決議第三千二百二号(第六回特別会期) I 2 (食糧) (f) に留意し、

更に、食糧開発及び農業開発のための技術を移転することの必要性並びに開発及び国際経済協力に関する国際連合総会決議第三千三百六十二号(第七回特別会期) V (食糧及び農業)、特に国際農業開発基金の設立に関する V 6 に留意し、

国際連合総会決議第三千三百四十八号(第二十九回会期) 13 を想起し、並びに食糧生産の目的及び戦略に関する世界食糧会議決議第一号並びに農業開発及び農村開発のための優先度に関する同決議第二号を想起し、

こと、(d) 食糧の十分な供給及び適正な利用が国際社会のすべての構成員の共通の責任であること、並びに(イ) 世界の食糧事情の見通しからしてすべての国による緊急なかつ共同の措置が必要であることとを認め、

及び(ロ) 開発途上にある国の主として食糧生産のための農業開発計画に対して資金供与を行うため国際農業開発基金を速やかに設立すべきであると決議したことを想起し、

次の規定によつて規律される国際農業開発基金を設立することを協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、文脈によつて別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「基金」とは、国際農業開発基金をいう。
(b) 「食糧生産」とは、水産業及び畜産業の開発を含む食糧の生産をいう。
(c) 「国」とは、国又は第三条第一項(b)の規定に基づき基金の加盟国の地位を得る資格を有する国の集団をいう。

(d) 「自由交換可能通貨」とは、次のものをいう。
(i) 加盟国の通貨であつて基金が国際通貨基金と協議した後に基金の業務のため他の加盟国の通貨に十分に交換可能であると認められたもの。
(ii) 加盟国の通貨であつて当該加盟国が基金の満足すべき条件で基金の業務のため他の加盟国の通貨と交換することに同意したものの。

(e) 「加盟国の通貨」とは、国の集団である加盟国については、当該国の集団のいずれかの構成国の通貨をいう。

(f) 「投じられた票」とは、賛成票及び反対票をいう。

第二条 目的及び任務

基金は、開発途上にある加盟国の農業開発のた

め追加的な資金を緩和された条件で利用することができるようにすることを目的とする。基金は、この目的を達成するため、主として、当該国の開発のための優先度及び戦略のわく内で食糧生産体系を導入し、拡大し又は改善すること並びに関連のある政策及び制度を強化することを特に目的とした事業計画及び総合計画に対し、資金供与を行う。この場合において、食糧が不足している最も貧しい国の食糧生産を増大させることの必要性、他の開発途上にある国の食糧生産を増大させることの可能性並びに開発途上にある国の最も貧しい人々の栄養水準及び生活条件を向上させることの重要性を考慮に入れるものとする。

第三条 加盟国の地位

第一項 加盟国の地位を得る資格
(a) 基金の加盟国の地位は、国際連合若しくはそのいずれかの専門機関の加盟国又は国際原子力機関の加盟国に開放する。

(b) 基金の加盟国の地位は、国の集団であつて、その構成国により基金の管轄に属する分野の権限を委任されており、かつ、基金の加盟国としてのすべての義務を履行することができるものにも開放する。

第二項 原加盟国及び非原加盟国
(a) 基金の原加盟国とは、この協定の不可分の一部をなす附属書 I に掲げる国で第十三条第一項(b)の規定に従つてこの協定の締約国となるものをいう。

(b) 基金の非原加盟国とは、第十三条第一項(c)の規定に従い総務会によつて加盟を承認された後にこの協定の締約国となる他の国をいう。

第三項 加盟国の分類
(a) 原加盟国は、附属書 I に掲げる第一区分、第二区分又は第三区分のいずれかに分類される。非原加盟国については、総務会が加盟の承認の際に総務会の三分の二以上の多数による議決で当該非原加盟国の同意を得て分類する。

(b) 加盟国の分類は、総務会が総票数の三分の二以上の多数による議決で当該加盟国の同意を得て変更することができる。

第四項 責任の限度
いずれの加盟国も、基金の加盟国であるという理由によつて、基金の行為又は義務について責任を負うものではない。

第四條 資金

第一項 基金の資金は、次のものから成る。

(i) 当初拠出金

(ii) 追加拠出金

(iii) 非加盟国及び他の資金源からの特別拠出金

(iv) 業務から生ずる資金その他基金が取得する資金

第二項 当初拠出

(a) 第一区分及び第二区分の各非原加盟国は、自国が第十三条第一項(b)の規定に従つて寄託する批准書、受諾書、承認書又は加入書において指定した通貨で表示されている額を基金の当初資金に拠出しなければならず、第三区分の原加盟国も、同様の拠出を行うことができる。

(b) 第一区分及び第二区分の各非原加盟国は、加盟の承認の際に総務会との間で合意される額を基金の当初資金に拠出しなければならず、第三区分の非原加盟国も、同様の拠出を行うことができる。

(c) 各加盟国の当初拠出金の払込みは、第五項(b)及び(c)に規定する形態で、一括して、又は当該加盟国の選択により、三回の均等年賦で行う。一括払又は第一回の分割払については、この協定が当該加盟国について効力を生じた日の後三十日以内に払込みを行う。第二回及び第三回の分割払については、第一回の分割払の期限の満了の日の後それぞれ一年以内及び二年以内に払込みを行う。

第三項 追加拠出

総務会は、基金の業務の継続性を確保するため、基金が利用し得る資金が十分であるかどうかを適当と認める間隔を置いて定期的に検討するものとし、基金の業務が開始した後三年以内に最初の検討を行う。総務会は、その検討の結果必要であり又は望ましいと認める場合には、加盟国に対し、第五項の条件に合致する条件で基金の資金に追加拠出を行うよう要請することができる。この項の規定に基づく決定は、総票数の三分の二以上の多数による議決で行う。

第四項 拠出金の増額

総務会は、いつでも、加盟国がその拠出金を増額することを承認することができる。

第五項 拠出に関する条件

(a) 拠出金は、その使用について制限を付してはならず、第九条第四項の規定に従うことによつてのみ拠出加盟国に払い戻す。

(b) 拠出は、自由交換可能通貨で行う。ただし、第三区分の加盟国は、自由交換可能通貨であるかどうかを問わず自国通貨で拠出を行うことができる。

(c) 基金への拠出は、現金により、又は基金の業務に直ちに必要としない額の範囲内で、譲渡禁止の、取消不能かつ無利子の約束手形その他の債務証券であつて要求があり次第支払われるものによつて行う。基金は、その業務の運営を賄うため、拠出金の形態のいかんを問わずすべての拠出金について次の規則に従つて引き出す。

(i) 拠出金は、理事会が決定する合理的な期間を通じて比例的に引き出す。

(ii) 拠出金の一部が現金で払い込まれている場合には、当該払込み部分は、(i)の規定に従い、拠出金の残りの部分に先立って引き出す。現金で払い込まれている部分のうちこのように引き出される部分以外の部分については、基金は、自己の管理費その他の費用を賄うための収入を得るため、預金し又は投資することができる。

(iii) すべての当初拠出金及びその増額分は、追加拠出金に先立って引き出す。この規則は、その後の追加拠出金について準用する。

第六項 特別拠出

基金の資金は、前項の条件に合致する条件であつて理事会の勧告に基づいて総務会が承認するものに従つて、非加盟国又は他の資金源から行われる特別拠出によつて増額することができる。

第五條

第一項 通貨の使用

(a) 加盟国は、基金が自由交換可能通貨を保有し又は使用することに對し、いかなる制限をも維持し又は課してはならない。

(b) 第三区分の加盟国が当初拠出金又は追加拠出金として基金に払い込んだ当該加盟国の通貨は、基金が、当該加盟国との協議の上、当該加盟国の領域における基金の管理費その他の費用の支払を行うため、又は当該加盟国の同意を得て、当該加盟国の領域内で生産されかつ基金から資金供与を受ける他の国における事業に必要とされる物品若しくは役務の支払を行うために使用することができる。

第二項 通貨の評価

(a) 基金の計算単位は、国際通貨基金の特別引出権とする。

(b) この協定の適用上、通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金が適用している評価方法に従つて計算する。ただし、

(i) 国際通貨基金の加盟国の通貨であつてその時点における特別引出権表示による価値を入手することができるものについては、その通貨の価値は、国際通貨基金との協議の上計算する。

(ii) 国際通貨基金の非加盟国の通貨については、その通貨の特別引出権表示による価値は、基金が、その通貨と国際通貨基金の加盟国の通貨であつてその価値が前記の方法によつて計算されるものとの間の適正な交換比率に基づいて計算する。

第六條 組織及び運営
第一項 基金の機構
基金に、次の機関を置く。

(a) 総務会
(b) 理事会
(c) 総裁及び基金の任務を遂行するために必要な職員

第二項 総務会

(a) 各加盟国は、総務会に代表者を出すものとす。総務一人及び総務代理人を任命する。総務代理人は、総務が不在である場合にのみ投票することができる。

(b) 基金のすべての権限は、総務会に属する。総務会は、次の権限を除くほか、その権限を理事会に委任することができる。

(i) この協定の改正を採択すること。

(ii) 加盟を承認し及び加盟国の分類又は再分類を決定すること。

(iii) 加盟国の資格を停止すること。

(iv) 基金の業務を終了させ及びその資産を分配すること。

(v) この協定の解釈及び適用に関する理事会の決定に対する異議の申立てについて裁決すること。

(vi) 総裁の報酬を定めること。

(d) 総務会は、年次会期のほか、総務会が決定し、総務会の総票数の四分の一以上を有する加盟国が招集し又は理事会が投じられた票の三分の二以上の多数による議決で要請する特別会期を開催する。

(e) 総務会は、規則を設けることにより、理事会が総務会の会合を招集することなしに特定の問題に関する総務会の表決を得ることができ、その手続を定めることができる。

(f) 総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で、基金の業務を運営するために適当な規則及び細則であつてこの協定に反しないものを採択することができる。

(g) 総務会のいかなる会合においても、第一区分、第二区分及び第三区分の区分ごとにそれぞれの総票数の半数以上を有することを条件として、すべての加盟国の総票数の三分の二以上を有する総務会が出席していなければならぬ。

第三項 総務会における投票

(a) 総務会の総票数は、千八百とし、これを第一区分、第二区分及び第三区分の間で均等に配分する。各区分の票は、この協定の不可分の一部をなす附属書IIにおいて当該区分について規定する方法により当該区分の加盟国の間で配分する。

(b) 総務会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、総票数の単純過半数による議決で行う。

第四項 総務会の議長

総務会は、総務のうちから議長一人を選出するものとし、議長の任期は、二年とする。

第五項 理事会

(a) 理事会は、総務会の年次会期において選出される基金の十八の加盟国で構成する。各区分の加盟国の総務は、当該区分について附属書IIに規定し又は同附属書に定めるところによつて設定する手続に従い、当該区分の加盟国のうちから六の理事国を選出するものとし、同様に六以下の代理理事国を選出する(第一区分の代理理事国については、任命のための措置をとる。)ことができる。代理理事国は、理事国が不在である場合にのみ投票することができる。

(b) 理事国の任期は、三年とする。ただし、附属書IIに別段の定めがある場合又は同附属書の規定に従つて別段の定めをする場合を除くほか、第一回の選挙においては、各区分の理事国のうち、二の理事国を一年の任期を有する理事国として指定し、他の二の理事国を二年の任期を有する理事国として指定する。

(c) 理事会は、基金の業務全般を運営する責任を有し、このため、この協定によつて与えられ又は総務会から委任される権限を行使する。

第六項 理事会における投票

(a) 理事会の総票数は、千八百とし、これを第一区分、第二区分及び第三区分の間で均等に配分する。各区分の票は、附属書IIにおいて当該区分について規定する方法により当該区分の理事国の間で配分する。

(b) 理事会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の五分の三以上の多数(すべての理事国の総票数の過半数であることを要する。)による議決で行う。

を有し、このため、この協定によつて与えられ又は総務会から委任される権限を行使する。

第七項 理事会の議長

基金の総裁は、理事会の議長となり、投票権なしで理事会の会合に参加する。

第八項 総裁及び職員

(a) 総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で総裁を任命する。総裁の任期は、三年とする。総裁は、一期に限り再任されることができ、総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で総裁の任期を終了させることができる。

(b) 総裁は、副総裁一人を任命することができ、副総裁は、総裁によつて与えられる任務を遂行する。

第九項 基金の所在地

総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で基金の恒久的所在地を決定する。基金の暫定的所在地は、ローマとする。

第十項 管理予算

総裁は、年次管理予算を作成し、理事会に提出する。理事会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で行う総務会の承認を得るため、その年次管理予算を総務会に提出する。

第十一項 報告書の公表及び情報の提供

基金は、会計検査を了した計算書を含む年次報告を公表し、並びに適当な間隔を置いてその財務状況及び業務の結果についての概要書を公表する。これらの報告、文書及びこれらに関連がある他の刊行物は、すべての加盟国に配布する。

第七條 業務

(a) 基金の資金は、第二條に定める目的を達成するために使用する。

(b) 基金による資金供与は、基金の加盟国である開発途上にある国又は開発途上にある加盟国が参加している政府機関に対してのみ行う。基金は、政府保証その他の適当な保証を要求することができる。

(c) 基金は、節約、効率及び社会的公平に妥当な注意を払つた上、供与した資金が当該資金供与の行われた目的のためにのみ使用されることを確保するための措置をとる。

(d) 基金は、資金の配分に当たり、次の優先度を指針とする。

(i) 食糧が不足している最も貧しい国の食糧生産を増大させること及びそれらの国の最も貧しい人々の栄養水準を向上させることの必要性

(ii) 他の開発途上にある国の食糧生産を増大させることの可能性。それらの国の最も貧しい人々の栄養水準及び生活条件を向上させることにも重点を置くものとする。

援助を受けるための適格性は、これらの優先度のわく内において所得の低い国が必要としており、及びそれらの国の食糧生産を増大させることの可能性に特に重点を置いた客観的な経済的及び社会的基準に基づいて決定するものとし、この場合において、資金の衡平な地理的配分にも十分な考慮を払う。

(e) 基金による資金供与は、この協定の規定に

従うことを条件として、総務会が総票数の三分の二以上の多数による議決で随時定める一般的な政策、基準及び規則によつて規律する。

第二項 資金供与の形式及び条件

(a) 基金による資金供与は、貸付け及び贈与の形式をとるものとし、加盟国の経済の状況及び見通し並びに当該資金供与を受ける事業の性質及び要請を考慮して基金が適当と認める条件で行う。

(b) 各会計年度において(a)に規定するいずれかの形式によつて供与することを約束する基金の資金の割合は、基金が長期的に存続すべきであること及び基金の業務の継続性の確保が必要であることを十分に考慮した上で、理事会が随時決定する。贈与の割合は、通常、各会計年度において供与することを約束する資金の八分の一を超えないものとする。貸付けの多くの部分は、十分に緩和された条件で供与する。

(c) 総務会、検討及び承認のため、事業計画及び総合計画を理事会に提出する。

(d) 理事会は、事業計画及び総合計画の選択及び承認について決定を行う。その決定は、総務会が定める一般的な政策、基準及び規則に基づいて行う。

(e) 資金供与を受けるために基金に提出された事業計画及び総合計画の評価のため、基金は、原則として、国際的機関の役務を利用するものとし、また、適当な場合には、この分野において専門的な能力を有する他の機関の役務を利用することができる。これらの機関は、理事会が当該資金供与を受ける者との協議の上選定するものとし、評価を行うに当たり直接に基金に対して責任を負う。

(f) 貸付取決めは、貸付けごとに基金と貸付けを受ける者との間で締結するものとし、貸付けを受ける者は、当該事業計画又は当該総合計画の実施について責任を負う。

(g) 基金は、貸し付ける資金の支払並びに当該

事業計画及び当該総合計画の実施の監督のため、能力を有する国際的機関に貸付けの管理を委任する。その国際的機関は、世界的又は地域的資格を有するものとし、貸付けごとに、貸付けを受ける者の承認を得て選定される。基金は、理事会に貸付けの承認を求めるとき、当該貸付けの管理を委任される国際的機関が当該事業計画又は当該総合計画の評価の結果に同意していることを確認する。その確認は、基金と当該貸付けの管理を委任される国際的機関並びに当該事業計画及び当該総合計画の評価を委任された機関との間で行う。

(h) (f)及び(g)の規定の適用上、「貸付け」は、「贈与」を含むものとする。

(i) 基金は、国内開発機関が貸付け取決めの条件の範囲内及び基金の同意するわく内で事業計画及び総合計画に対し資金を転貸し及びその転貸を管理するため、その国内開発機関に一定のわくの信用を供与することができる。信用の供与を受ける国内開発機関及びその総合計画は、理事会がその供与を承認する前に、(e)の規定に従つて評価される。その総合計画の監督の下に実施される。

(j) 理事会は、基金から資金供与を受ける物品及び役務の調達のために適当な規則を採択する。その規則は、原則として、国際的な競争入札の原則に合致するものとし、かつ、開発途上国にある国の専門家、技術者及び供給品に適切な優先権を与えるものとする。

第三項 その他の業務

基金は、この協定に定める業務のほか、基金の目的を達成するために必要な範囲内で、補助的な活動を行い及び基金の業務に伴う権限を行使することができる。

第八條 国際連合及び他の機関との関係

第一項 国際連合との関係

基金は、国際連合憲章第五十七條に規定する専門機関の一として国際連合と連携関係に入る

ための協定を締結するため、国際連合と交渉を行う。国際連合憲章第六十三條の規定に従つて締結される協定は、理事会の勧告に基づき総務会が総票数の三分の二以上の多数による議決で承認することを必要とする。

第二項 他の機関との関係

基金は、国際連合食糧農業機関及び国際連合の他の機関と緊密に協力する。基金は、また、農業開発と関係のある他の政府機関、国際金融機関、非政府機関及び政府機関と緊密に協力する。この目的のため、基金は、その活動を行うに当たり国際連合食糧農業機関及びこれらの他の機関の協力を求めるものとし、理事会の決定するところに従い、これらの機関と協定を締結し又は業務に関する取決めを行うことができる。

第九條 脱退、資格停止及び業務の終了

第一項 脱退

(a) 加盟国は、第四項(a)に規定する場合を除くほか、寄託者に対しこの協定の廃棄書を寄託することにより基金から脱退することができる。

(b) 加盟国の脱退は、廃棄書に明記する日に効力を生ずるものとするが、この日は、いかなる場合にも、廃棄書を寄託してから少なくとも六箇月後の日でなければならない。

第二項 資格停止

(a) 加盟国が基金に対するいずれかの義務を履行しない場合には、総務会は、総票数の四分の三以上の多数による議決で、その加盟国の資格を停止することができる。資格を停止された加盟国は、総務会が同一の多数による議決でその加盟国の資格を回復することを決定しない限り、資格停止の日から一年で自動的に加盟国でなくなる。

(b) 加盟国は、資格停止中は、脱退する権利を除くほか、この協定に基づきいかなる権利をも行使することはできないが、引き続きすべての義務には服さなければならない。

第三項 加盟国でなくなった国の権利及び義務

いづれかの国が加盟国でなくなったときは、脱退によるものであるか前項の規定の適用によるものであるかを問わず、この項又は第十一條第二項に規定する権利を除くほか、この協定に基づきいかなる権利をも有しない。もつとも、その国は、加盟国、借入国その他の資格でその国が基金に対して負っているすべての金銭上の債務について引き続き責任を負う。

第四項 業務の終了及び資産の分配

(a) 総務会は、総票数の四分の三以上の多数による議決で、基金の業務を終了させることができる。基金は、業務の終了の後は、その資産の秩序ある換価及び保全並びにその債務の決済のための活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。債務の最終の決済及び資産の分配までの間、基金は、存続するものとし、この協定に基づく基金及び加盟国のすべての権利及び義務は、害されることなく継続する。ただし、その間は、いかなる加盟国も、資格を停止されず又は脱退することができる。

(b) 加盟国に対する資産の分配は、債権者に対するすべての債務を履行し又は履行する用意を完了するまでは、行わない。基金は、各加盟国が基金の資金に拠出した額に比例して、その資産を拠出加盟国に分配する。その分配は、総務会が総票数の四分の三以上の多数による議決で決定するものとし、総務会が公正かつ公平であると認める時期に及び総務会が公正かつ公平であると認める通貨又は他の資産で行う。

第十條 法的地位、特権及び免除

第一項 法的地位

基金は、国際法上の法人格を有する。

第二項 特権及び免除

(a) 基金は、その任務を遂行し及びその目的を達成するために必要な特権及び免除を各加盟国の領域において享有する。加盟国の代表者、

総裁及び基金の職員は、基金に関連する任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

(b) (a)の特権及び免除は、次のいずれかのものとする。

(i) 専門機関の特権及び免除に関する条約に加入した加盟国であつて同条約の規定を基金に適用することを約束したものの領域においては、同条約の基準条項であつて総務会が承認する同条約の附属書によつて修正されたものに定めるもの

(ii) 専門機関の特権及び免除に関する条約に加入した加盟国であつて同条約の規定を基金以外の機関にのみ適用することを約束したものの領域においては、同条約の基準条項に定めるもの。ただし、その加盟国が、寄託者に対し、基準条項を基金に適用しない旨を通告する場合又は通告書に明記するところに従つて修正された基準条項を基金に適用する旨を通告する場合は、この限りでない。

(c) 基金が締結する他の協定に定めるものの国の集団である加盟国については、この条に規定する特権及び免除が当該国の集団のすべての構成国の領域において適用されることを確保しなければならない。

第一項 解釈

(a) この協定の解釈又は適用について加盟国と基金との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。疑義が理事会に代表者を出していない加盟国に特に影響を与える場合には、その加盟国は、総務会が採択する規則に従い代表者を出席させる権利を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行ったときは、いずれの加盟国も、その疑義を総務会に付託することを要求することができるとし、総務会の裁決は、最終的なものとす

る。基金は、総務会が裁決を行うまでの間、必要と認められる限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第二項 仲裁

基金と加盟国でなくなつた国との間又は基金の業務の終了の後に基金と加盟国との間に紛争が生じた場合には、この紛争は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は基金が任命し、他の一人は当該加盟国又は当該加盟国でなくなつた国が任命し、第三の仲裁人は両当事者が任命するものとし、第三の仲裁人は、議長となる。仲裁の要請を受けてから四十五日以内にいずれか一方の当事者が仲裁人を任命しなかつたとき又は二人の仲裁人が任命されてから三十日以内に第三の仲裁人が任命されなかつたときは、いずれの当事者も、国際司法裁判所長に對し又は総務会が採択する規則で定める他の機関に對し、一人の仲裁人を任命するよう要請することができる。仲裁の手続は、仲裁人が定めるものとし、議長は、手続の問題に関して意見が相違する場合に、それらのすべての問題を解決するあらゆる権限を有する。決定は、仲裁人の過半数の票によつて行ふことができるものとし、その決定は、最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。

第十二条 改正

(a) 附属書IIを改正する場合を除くほか、提案は、総裁に送付され、総裁は、その提案をすべての加盟国に通報する。総裁は、この協定を改正する加盟国の提案を理事会に送付し、理事会は、その提案についての勧告を総務会に提出する。

(i) 改正は、総務会が総務会の五分の四以上の多数による議決で採択する。改正は、総務会が別段の定めを行わない限り、改正の採択の後三箇月で効力を生ずる。ただし、次の事項を変更する改正は、総裁がすべての加盟国から当該改正の受諾書を受領する

まで効力を生じない。

(A) 基金から脱退する権利

(B) この協定に定める多数決の要件

(C) 第三条第四項に定める責任の限度

(D) この協定の改正の手続

(b) 附属書IIの各部の規定の改正は、当該部に定めるところに従つて提案し、採択する。

(c) 総裁は、採択された改正及び改正の効力発生の日すべての加盟国及び寄託者に直ちに通報する。

第十三条 最終条項

第一項 署名、批准、受諾、承認及び加入

(a) この協定は、基金を設立するための国際連合会議において附属書Iに掲げる国による仮署名のために開放するものとし、同附属書に掲げる当初拠出金であつて自由交換可能通貨で拠出されるものが少なくとも十億合衆国ドル(千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価する。)に相当する額に達したときは、直ちにニュー・ヨークにある国際連合本部において同附属書に掲げる国による署名のために開放する。この要件が千九百七十六年九月三十日までに満たされなければ、基金を設立するための国際連合会議によつて設立された準備委員会は、附属書Iに掲げる国の会合を千九百七十七年一月三十一日までに招集する。その会合は、区分ごとの国の三分の二以上の多数による議決で、前記の額を減額することができるものとし、また、この協定を署名のために開放するための他の要件を定めることができる。

(b) 署名国は、批准書、受諾書又は承認書を寄託することにより締約国となることができるものとし、附属書Iに掲げる国のうち非署名国は、加入書を寄託することにより締約国となることができる。第一区分及び第二区分の国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書において、自国が拠出することを約束する当初拠出金の額を明記しなければならない。附属

書Iに掲げる国による署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託は、この協定の効力発生の後一年以内に行うことができる。

(c) 附属書Iに掲げる国であつてこの協定の効力発生の後一年以内にこの協定の締約国とならなかつたもの及び同附属書に掲げられていない国は、総務会によつて加盟を承認された後に加入書を寄託することによりこの協定の締約国となることことができる。

第二項

(a) 国際連合事務総長は、この協定の寄託者とする。

(b) 寄託者は、

(i) この協定の効力発生の後一年以内においては附属書Iに掲げる国に對し、効力発生の後においてはこの協定のすべての締約国及び総務会によつて加盟を承認された国に對し、この協定に関する通報を行う。

(ii) 基金を設立するための国際連合会議によつて設立された準備委員会が存続する限り同準備委員会に對し、その後は総裁に對し、この協定に関する通報を行う。

第三項 効力発生

(a) この協定は、少なくとも第一区分の六の国、第二区分の六の国及び第三区分の二十四の国の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者が受領した時に効力を生ずる。ただし、これらの文書に明記された第一区分及び第二区分の国の当初拠出金の合計が少なくとも七億五千万合衆国ドル(千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価する。)に相当する額に達しており、かつ、これらの要件が、この協定が署名のために開放された日から十八箇月以内に満たされること又はこの期間の満了までに前記の文書を寄託した国が区分ごとの国の三分の二以上の多数による議決で決定し

かつ寄託者に通告するそれよりも遅い日まで満たされることを条件とする。

(b) この協定は、この協定が効力を生じた後に

批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その寄託の日に効力を生ずる。

第四項 留保
留保は、第十一条第二項の規定についてのみ行うことができる。

この協定のアラビア文、英文、フランス文及びスペイン文は、ひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この協定のアラビア文、英文、フランス文及びスペイン文の原本に署名した。

附屬書 I

第一部 原加盟国の地位を得る資格を有する国

第一区分

オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ連邦共和国
アイルランド
イタリヤ
ルクセンブルグ
日本国
オランダ
ニュー・ジールランド
ノールウェー
スペイン
スウェーデン
スイス
グレート・ブリテン及び
北部アイルランド連合王国
アメリカ合衆国

第二区分

アルジェリア
ガボン
インドネシア
イラン
イラク
クウェイト
リビア・アラブ共和国
ナイジェリア
カタール
サウディ・アラビア
アラブ首長国連邦
ヴェネズエラ

第三区分

アルゼンティン
パングラデシュ
ボリヴィア
ボツワナ
ブラジル
カーボ・ヴェルデ
チャード
チリ
コロンビア
コンゴ
コスタ・リカ
キューバ
ドミニカ共和国
エクアドル
エジプト
エル・サルヴァドル
エチオピア
ガーナ
ギリシャ
グアテマラ
ギニア

ハイティ
ホンデュラス
インド
イスラエル (注1)
ジャマイカ
ケニア
リベリア
マリ
マルタ
メキシコ
モロッコ
ニカラグア
パキスタン
パナマ
パプア・ニューギニア
ペルー
フィリピン
ポルトガル
大韓民国
ルーマニア
ルワンダ
セネガル
シエラ・レオーネ
ソマリア
スリ・ランカ
スーダン
スワジランド
シリア・アラブ共和国
タイ
テュニジア

注1 基金の資金を「開発途上にある国」のために使用することを規定する協定第七条第一項(b)に
 関し、イスラエルは、同項(b)の規定の適用を受けず、基金からの資金供与を求め又は受ける
 ものではない。

第二部 当初拠出金の誓約額(注2)

第一区分

国名	通貨の単位	額	特別引出権 (注3)相当額
オーストラリア	オーストラリア・ドル	八,000,000(注a)	八,000,000
オーストリア	合衆国ドル	四,000,000(注a)	四,000,000
ベルギー	ベルギーフラン 合衆国ドル	五,000,000,000(注a) 一,000,000,000(注a)	一,000,000,000
カナダ	カナダ・ドル	三,000,000(注a)	二,000,000
デンマーク	合衆国ドル	七,000,000(注a)	六,000,000
フィンランド	フィンランド・マルカ 合衆国ドル	三,000,000(注a) 一,000,000	二,000,000
フランス	合衆国ドル	一,000,000	二,000,000
ドイツ連邦共和国	合衆国ドル	五,000,000(注a)	四,000,000
アイルランド	スターリング・ポンド	五,000,000(注a)	八,000,000
イタリア	合衆国ドル	二,000,000(注a)	二,000,000
日本国	合衆国ドル	四,000,000(注a)	四,000,000
ルクセンブルグ	特別引出権	三,000,000(注a)	三,000,000
オランダ	オランダ・ギルダー 合衆国ドル	一,000,000,000 三,000,000	三,000,000
ニュー・ジーランド	ニュー・ジーランド・ドル	二,000,000(注a)	一,000,000

トルコ
 ウガンダ
 カメルーン連合共和国
 タンザニア連合共和国
 ウルグアイ
 ニーゴースラヴィア
 ザイール
 ザンビア

第二区分

国名	通貨の単位	額	特別引出権 (注3)相当額
ノールウェー	ノールウェー・クローネ 合衆国ドル	五,000,000(注a) 一,000,000	一,000,000
スペイン	合衆国ドル	一,000,000(注c)	一,000,000
スウェーデン	スウェーデン・クローネ 合衆国ドル	一,000,000,000 三,000,000	三,000,000
スイス	スイス・フラン	三,000,000(注a)	七,000,000
連合王国	スターリング・ポンド	一,000,000	一,000,000
合衆国	合衆国ドル	一,000,000	一,000,000
小計		一,000,000,000	一,000,000,000

第三区分

国名	通貨の単位	額	特別引出権 (注3)相当額
アルジェリア	合衆国ドル	一,000,000	八,000,000
ガボン	合衆国ドル	五,000,000	五,000,000
インドネシア	合衆国ドル	一,000,000	一,000,000
イラン	合衆国ドル	三,000,000	一,000,000
イラク	合衆国ドル	一,000,000	一,000,000
クウェイト	合衆国ドル	五,000,000	三,000,000
リビア・アラブ共和国	合衆国ドル	一,000,000	一,000,000
ナイジェリア	合衆国ドル	一,000,000	三,000,000
カタール	合衆国ドル	五,000,000	七,000,000
サウディ・アラビア	合衆国ドル	一,000,000	一,000,000
アラブ首長国連邦	合衆国ドル	一,000,000	一,000,000
ヴェネズエラ	合衆国ドル	五,000,000	五,000,000
小計		一,000,000,000	一,000,000,000

国名	通貨の単位	額	特別引出権 (注3)相当額
アルゼンティン	アルゼンティン・ペソ	二,000,000,000(注d)	一,000,000,000

パングラデシュ	タカ	(合衆国ドル相当額)	五〇〇,〇〇〇	四七,二一六	一〇〇,〇〇〇
チリ	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	五〇〇,〇〇〇	四七,二一六	一〇〇,〇〇〇
エクアドル	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	三〇〇,〇〇〇	二八,八六四	二二,〇〇〇
エジプト	エジプト・ポンド	(合衆国ドル相当額)	三〇〇,〇〇〇	二八,八六四	二二,〇〇〇
ガーナ	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
ギニア	シリー	(合衆国ドル相当額)	三〇〇,〇〇〇(注a)	二八,八六四	二二,〇〇〇
ホンデラス	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	三〇〇,〇〇〇	二八,八六四	二二,〇〇〇
インド	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	二五〇,〇〇〇	二八,八六四	二二,〇〇〇
イスラエル	イスラエル・ポンド	(合衆国ドル相当額)	一五〇,〇〇〇(注a)	二八,八六四	二二,〇〇〇
ケニア	ケニア・シリング	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇(注e)	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
メキシコ	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	五〇〇,〇〇〇	四七,二一六	一〇〇,〇〇〇
ニカラグア	コルドバ	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
パキスタン	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	五〇〇,〇〇〇	四七,二一六	一〇〇,〇〇〇
フィリピン	合衆国ドル(注f)	(合衆国ドル相当額)	三〇〇,〇〇〇(注f)	二八,八六四	二二,〇〇〇
大韓民国	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
ルーマニア	ウォン	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
シエラ・レオネ	レオン	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
スリ・ランカ	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	五〇〇,〇〇〇	四七,二一六	一〇〇,〇〇〇
シリア・アラブ共和国	シリア・ポンド	(合衆国ドル相当額)	五〇〇,〇〇〇	四七,二一六	一〇〇,〇〇〇
タイ	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
テュニジア	テュニジア・ディナール	(合衆国ドル相当額)	五〇〇,〇〇〇	四七,二一六	一〇〇,〇〇〇

トルコ	トルコ・リラ	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
ウガンダ	ウガンダ・シリング	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
カメルーン連合共和国	合衆国ドル	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
タンザニア連合共和国	タンザニア・シリング	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
ニューギニアラヴィア	ニューギニアラヴィア・ディナール	(合衆国ドル相当額)	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
小計			七八六,〇七三	九〇六,七三三	

自由交換可能通貨による誓約額の合計 八八四、八五三、七八〇特別引出権相当額(＊)
 自由交換可能通貨及び自由交換可能通貨以外の通貨による誓約額の総計 八九三、九二二、五四三特別引出権相当額

注2 必要がある場合には、立法府による必要な承認を条件とする。
 注3 千九百七十六年六月十日現在の価値を有する国際通貨基金の特別引出権。特別引出権相当額は、誓約された当初拠出金が協定第四条第二項(a)の規定に従い当該国の明記する額及び通貨で支払われることとなる旨の了解の下に、協定第五条第二項(a)の規定に照らして情報のためにのみ掲げられたものである。

注a 三回の分割払い払い込むことができる。
 注b この額は、三百万合衆国ドルの追加の誓約額(千九百七十七会計年度において必要な予算措置がとられることを条件とする。)を含む。

注c 二回の分割払い払い込むことができる。
 注d 基金が必要とする物品又は役務のためアルゼンティンの領域内で費消される。

注e 技術援助のために使用することができる。
 注f この誓約額のうち二十万合衆国ドルについては、確認(払込みの条件及び通貨の種類についての確認を含む。)されることを条件とする旨が表明された。したがって、この額は、「自由交換可能通貨以外の通貨」の欄に記入された。

* 千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価された十億千七百六十七万六千二百三十三合衆国ドルに相当する。

- 附屬書II 票の配分及び理事国の選挙
- 第一部 第一区分
- A 総務会の票の配分
 - B 理事国及び代理理事国の選挙
 - C 理事会の票の配分
 - D 改正
- 第二部 第二区分
- A 総務会の票の配分
 - B 理事国及び代理理事国の選挙
 - C 理事会の票の配分
 - D 改正
- 第三部 第三区分
- A 総務会の票の配分
 - B 理事国及び代理理事国の選挙
 - C 理事会の票の配分
 - D 改正

第一部 第一区分

A 総務会の票の配分

1 第一区分の票の十七・五パーセントの票は、同区分の加盟国の間で均等に配分する。

2 残余の八十二・五パーセントの票は、各加盟国の(a)及び(b)の額の合計が第一区分の加盟国の拠出金の合計に占める割合に比例して同区分の加盟国の間で配分する。

(a) 批准書、受諾書、承認書又は加入書に明記された当初拠出金の額

(b) 協定第四条第五項(c)の規定に従つて拠出する追加拠出金の額及び拠出金の増額

3 2の規定に従つて投票権数を決定するに当たつては、拠出金の額は、この協定の効力発生日における当該拠出金の額の特別引出権相当額によつて評価するものとし、その日の後において、第一区分への新たな国の加盟、同区分の加盟国の拠出金の増額又は同区分の加盟国による追加拠出により同区分の加盟国の拠出金の合計が増加した場合には、その増加のあつた時における当該拠出金の額の特別引出権相当額によつて評価する。

4 第一区分の加盟国を代表する各総務は、総務会において当該加盟国の票を投する権利を有する。

B 理事国及び代理理事国の選挙

1 第一区分のすべての理事国(第一回の選挙において選出されるものを含む)及び代理理事国の任期は、三年とする。

2 第一区分の加盟国を代表する理事国の選出のための投票に当たつては、同区分の加盟国を代表する各総務は、自己を任命した加盟国が有するすべての票を一の候補に投する。

3 いずれの投票においても候補の数が選出されるべき理事国の数に等しい場合には、各候補は、当該投票における自己の得票数によつて選出されたものとみなす。

4 (a) いずれの投票においても候補の数が選出されるべき理事国の数よりも多い場合には、最

も多数の票を得た六の候補が選出される。ただし、得票数が第一区分の総務数の九パーセントに達しなかつた候補は、選出されなかつたものとする。

(b) 第一回の投票で六の理事国が選出された場合には、選出されなかつた候補に投じられた票は、その候補に投票した各総務が選定するいずれかの理事国に投じられたものとみなす。

5 第一回の投票で六の理事国が選出されなかつた場合には、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票で最も少数の票を得た候補は、選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。

(a) 第一回の投票で選出されなかつた候補に投票した総務

(b) 第一回の投票で選出された候補に投票した総務であつて自己が投じた票によりその候補の得票数が有権者の十五パーセントを超えることとなつたと6の規定に基づいてみなされるもの

6 (a) いずれの総務が投じた票によりある候補の得票数が有権者の十五パーセントを超えることとなつたとみなすかを決定するに当たつては、この十五パーセントには、まず、その候補に対して最も多数の票を投じた総務の票を、次に、それに次ぐ数の票を投じた総務の票を含めるものとし、以下順次十五パーセントに達するまで同様とする。

(b) いずれの投票においても同数の票を有する二人以上の総務が同一の候補に投票し、かつ、それらの総務のうち一人又は二人以上の総務の票により(それらのすべての総務の票による場合を除く)その候補の得票数が有権者の十五パーセントを超えることとなつたとみなされる場合には、次の選挙において投票することができる総務をくじ引によつて決定する。

7 ある候補の得票数が十二パーセントを超える

こととなるためにいずれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、当該総務のすべての票は、これによりその候補の得票数が十五パーセントを超えるときでも、その候補に投じられたものとして取り扱う。

8 第二回の投票によつても六の理事国が選出されなかつた場合には、六の理事国が選出されるまで同一の原則で更に投票を行う。ただし、五の理事国が選出された後は、六番目の理事国は、残余の票の単純多数で選出することができるものとし、その残余の票は、すべて六番目の理事国に投じられたものとみなす。

9 選出された各理事国は、自国を選出したとみなされる票を有する加盟国のうちから一の代理理事国を任命することができる。

C 理事会の票の配分

1 第一区分の一又は二以上の加盟国を代表する一人又は二人以上の総務によつて選出された理事国は、理事会において当該一又は二以上の加盟国の票を投する権利を有する。二以上の加盟国を代表する理事国は、それらの加盟国の票を個別に投することができる。

2 第一区分の加盟国の投票権が理事国の選挙の時から次の選挙の時までの間に変更された場合には、

(a) 理事国の交代は、行わない。

(b) 理事国の投票権は、当該理事国が代表する一又は二以上の加盟国の投票権の変更の効力発生の日に調整する。

(c) 第一区分の新たな加盟国の総務は、理事国の次の選挙が行われるまでの間、当該加盟国を代表し、かつ当該加盟国の票を投することができる。指名された理事国は、その期間中、その指名を行つた総務によつて選出されたものとみなす。

D 改正

1 第一区分の加盟国を代表する総務は、全会一致の決定により、A及びBの規定を改正すること

とができる。改正は、別段の決定が行われない限り、直ちに効力を生ずる。総務は、A及びBの規定の改正について通報を受ける。

2 第一区分の加盟国を代表する総務は、それらの総務の総務数の七十五パーセント以上の多数による議決で行う決定により、Cの規定を改正することができる。改正は、別段の決定が行われない限り、直ちに効力を生ずる。総務は、Cの規定の改正について通報を受ける。

第二部 第二区分

A 総務会の票の配分

1 第二区分の票の二十五パーセントの票は、同区分の加盟国の間で均等に配分する。

2 残余の七十五パーセントの票は、各加盟国の拠出金(協定第四条第五項(c)の規定に従つて拠出するもの)の額が第二区分の加盟国の拠出金の合計に占める割合に比例して同区分の加盟国の間で配分する。

3 第二区分の加盟国を代表する各総務は、総務会において当該加盟国の票を投する権利を有する。

B 理事国及び代理理事国の選挙

1 第二区分のすべての理事国(第一回の選挙において選出されるものを含む)の任期は、三年とする。

2 理事国の各候補は、第二区分の他のすべての加盟国との協議の上、同区分の一の加盟国が自国の代理理事国の候補となることを当該加盟国と合意することができる。理事国の候補に投じられた票は、その代理理事国の候補にも投じられたものとみなす。

3 理事国及び代理理事国の選出のための投票に当たつては、各総務は、自己を任命した加盟国が有するすべての票を一の候補に投する。

4 いずれの投票においても、得票した候補の数が、選出されるべき理事国の数に等しい場合には、そのすべての候補は、選出されたものとみなす。

(b) 選出されるべき理事国の数よりも少ない場合には、そのすべての候補は、選出されたものとみなし、残余の理事国を選出するため更に投票を行う。

(c) 選出されるべき理事国の数よりも多い場合には、最も少数の票を得た候補（二以上の候補が同一の最も少数の票を得た場合には、そのような二以上の候補を含む。）が除外される。この結果、得票した残余の候補の数が、(i) 選出されるべき理事国の数に等しくなつたときは、そのすべての候補は、選出されたものとみなす。

(ii) 選出されるべき理事国の数よりも少なくなつたときは、そのすべての候補は、選出されたものとみなし、残余の理事国を選出するため更に投票を行う。この投票への参加は、既に選出されたいずれの理事国にも投票しなかつた総務に限られる。

(iii) 選出されるべき理事国の数よりも多しときは、更に投票を行う。この投票への参加は、既に選出されたいずれの理事国にも投票しなかつた総務に限られる。

C 理事会の票の配分

1 第二区分の一又は二以上の加盟国を代表する一人又は二人以上の総務によつて選出された理事国は、理事会において当該一又は二以上の加盟国の票を投ずる権利を有する。二以上の加盟国を代表する理事国は、それらの加盟国の票を個別に投ずることができる。

2 第二区分の加盟国の投票権が理事国の選挙の時から次回の選挙の時までの間に変更された場合には、

- (a) 理事国の交代は、行わない。
(b) 理事国の投票権は、当該理事国が代表する一又は二以上の加盟国の投票権の変更の効力発生の日に調整する。
(c) 第二区分の新たな加盟国の総務は、理事国の次回の選挙が行われるまでの間、当該加盟国を代表しかつ当該加盟国の票を投ずるた

め、現在の理事国の一を指名することができ。指名された理事国は、その期間中、その指名を行つた総務によつて選出されたものとみなす。

D 改正

A から D までの規定は、第二区分の加盟国の三分の二を代表する総務であつて同区分のすべての加盟国の拠出金の七十パーセントを協定第四条第五項(c)の規定に従つて拠出した加盟国を代表するものによる議決で、改正することができる。総裁は、改正について通報を受ける。

第三部 第三区分

A 総務会の票の配分

第三区分の六百の票は、同区分の加盟国の間で均等に配分する。

B 理事国及び代理理事国の選挙

1 第三区分の加盟国のうちから六の理事国及び六の代理理事国を選出するに当たつては、国際連合貿易開発会議の慣行に従い、アフリカ、アジア及びラテン・アメリカの各地域からそれぞれ二の理事国及び二の代理理事国を選出する。

2 協定第六条第五項(a)の規定に基づき第三区分から理事国及び代理理事国を選出するための手続並びに同項(b)に規定する第一回の選挙において選出される同区分の理事国及び代理理事国の任期は、協定が効力を生ずる前においては附属書I第一部に同区分の加盟国となる国として掲げる国の単純過半数による議決で、協定が効力を生じた後は同区分の加盟国の単純過半数による議決で、決定する。

C 理事会の票の配分

第三区分から選出される理事国は、それぞれ百票を有する。

D 改正

Bの規定は、第三区分の加盟国の三分の二以上の多数による議決で随時改正することができる。総裁は、改正について通報を受ける。

国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律案

法律案

国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国際農業開発基金(以下「基金」という。)に加盟するために必要な措置を講じ、及び国際農業開発基金を設立する協定の円滑な履行を確保することを目的とする。

(拠出)

第二条 政府は、基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

(国債による拠出)

第三条 政府は、前条の規定により基金に拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。

2 前項の規定により拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「国際農業開発基金」と、「出資した」とあるのは「拠出した」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)の規定にかかわらず、基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行つことができるものとする。

附則

この法律は、国際農業開発基金を設立する協定の効力発生の日から施行する。

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めめるの件

一、投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

一、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求めめるの件

一、アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約

日本国政府及びルーマニア社会主義共和国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者で

ある者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとす

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ルーマニアにおいては、

(i) 賃金又は給料、文学上、美術上、又は学

術上の活動から生ずる所得及び出版物への

寄稿、興行、調査その他これらに類する活

動から生ずる所得に対する租税

(ii) 非居住者である個人及び法人の所得に対

する租税

(iii) 混合法人の所得に対する租税

(iv) 商業、自由業その他の生産的活動から生

ずる所得並びに国営企業及び混合法人以外

の企業が取得する所得に対する租税

(v) 建物及び土地の賃貸から生ずる所得に対

する租税

(vi) 農業活動から生ずる所得に対する租税

(vii) 消費協同組合及び手工芸協同組合の所得

に対する租税

(以下「ルーマニアの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこ

れに代わつてこの条約の署名の日の後に課され

る租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこ

れと実質的に類似するもの（国税であるか地方

税であるかを問わない。）についても、また、適

用する。両締約国の権限のある当局は、それぞ

れの国の税法について行われた改正を、その改

正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

3 この条約は、船舶又は航空機を運用する企業

に關しては、第八条2に規定する租税について

も、また、適用する。

1 この条約において、文脈により別に解釈すべ

き場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に

は、日本国の租税に關する法令が施行されて

いるすべての領域をいう。

(b) 「ルーマニア」とは、ルーマニア社会主義共

和国をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、

文脈により、日本国又はルーマニアをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又

はルーマニアの租税をいう。

(e) 「者」とは、法人及び法人以外の団体を含む

「法人」とは、法人格を有する団体又は租税

に關し法人格を有する団体として取り扱われ

る団体をいう。

(f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国

の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住

者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営

む企業をいう。

(g) 「国民」とは、

(i) 日本国に關しては、日本国の国籍を有す

るすべての個人並びに日本国の法令に基づ

いて設立され又は組織されたすべての法人

及び法人格を有しないが日本国の租税に關

し日本国の法令に基づいて設立され又は組

織された法人として取り扱われるすべての

団体をいう。

(ii) ルーマニアに關しては、ルーマニアのす

べての市民並びにルーマニアにおいて施行

されている法令によつてその地位を与えら

れたすべての法人及び団体をいう。

(i) いずれかの締約国に對して「権限のある当

局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を

与えられたその代理者をいう。

(ii) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運

用する船舶又は航空機による運送（船舶又は

航空機が他方の締約国内の地点の間において

のみ運用される場合の運送を除く。）をいう。

脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この

条約の対象である租税に關する当該一方の締約

国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」

とは、当該一方の締約国の法令の下において、

住所、居所、本店又は主たる事務所所在地、

管理の場所その他これらに類する基準により当

該一方の締約国において課税を受けるべきもの

とされる者をいう。この用語には、当該一方の

締約国内の源泉から所得を取得する場合に限り

当該一方の締約国において課税される個人を含

まない。

2 1の規定によつて双方の締約国の居住者とな

る個人については、権限のある当局は、合意に

より、この条約の適用上その個人が居住者であ

るとみなされる締約国を決定する。

3 1の規定によつて双方の締約国の居住者とな

る者で個人以外のものは、その者の本店又は主

たる事務所が存在する締約国の居住者とみな

す。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業

を行う一定の場所であつて企業がその事業の全

部又は一部を行つているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 管理所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場

所

(g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工

事で、十二箇月を超える期間存続するもの

3 「恒久的施設」については、次のことは、含ま

れないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又

は販売契約に基づく引渡しのためのみ施設

を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、

展示又は引渡しのためのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企

業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又

は情報を収集することのみを目的として、事

業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために広告、情報の提供、科学的調

査その他これらに類する準備的又は補助的な

性質の活動を行うことのみを目的として、事

業を行う一定の場所を保有すること。

4 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わ

つて行動する者（5の規定が適用される独立の

地位を有する代理人を除く。）であつて、当該一

方の締約国内で、当該企業の名において契約を

締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行

使するものは、当該一方の締約国内の恒久的施

設とされる。ただし、その者の行動が当該企業

のために物品又は商品を購入することに限られ

る場合は、この限りでない。

5 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他

の独立の地位を有する代理人でこれらの者とし

ての業務を通常の方法で行うものを通じて他方

の締約国内で事業活動を行つてゐるという理由

のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を

有するものとされることはない。

6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の

締約国の居住者である法人若しくは他方の締約

国内で恒久的施設を通じ若しくは通じないで事

業を行う法人を支配し、又はこれらに支配され

てゐるという事実のみによつては、いずれの一

方の法人も、他方の法人の恒久的施設であるこ

とはならない。

第六条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動

産が存在する締約国において租税を課すること

ができる。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約

国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に關する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（その金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行うために使用される不動産から生ずる所得についても適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用でその恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか他の場所において

生じたかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行われている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得については、他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ルーマニアの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でルーマニアにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、その配当の金額の十パーセントを超えないものとする。

2 この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内にその配当の基因となつた株式その他の持分と実質的に關連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当

該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に對していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に對して留保所得税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の締約国の政府（地方公共団体を含む）、当該他方の締約国の中央銀行又はその政府が所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府（地方公共団体を含む）が当該他方の締約国の中央銀行若しくはその政府が所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 この条において、「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びこのような債権について償還された金額のうち融通された金額を超える部分並びにその他の所得でそれが生じた締約国の税法上貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子の生じた他方の締約国内にその利子を生じた債権と実質的に關

連するものとする。

連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

7 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、文化的の使用料にあつてはその金額の十パーセントを、工業的使用料にあつてはその金額の十五パーセントをそれぞれ超えないものとする。

3 (a) 2において、「文化的の使用料」とは、文学上、美術上又は学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権の使用又は使用の権利の対価として受け取るすべて

の種類の支払金をいう。

(b) 2において、「工業的使用料」とは、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内にその使用料を生じた権利又は財産と實質的に關連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる

収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行うため他方の締約国において使用することができる固定の施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定の施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が1及び2に規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に關して取得する所得に対しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定の施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度を通じて合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 「自由職業」とは、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が勤務について取得する給料、賞金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行われれば、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までのことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定の施設によつて負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳

優、音楽家その他の芸能人又は運動家がその者としての個人活動によつて取得する所得に対しては、その芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府の間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家のその者としての個人的活動に関する所得がその芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、その所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、その芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府の間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くは、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又はその地方公共団体によつて支払われる報酬（退職年金を除く）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、そのような報酬の受領者が

が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの。

2 (a) 一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、そのような退職年金の受領者が他方の締約国の国民であり、かつ、当該他方の締約国の居住者である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又はその地方公共団体が行う営業又は事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十條

1 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十一條

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、給付については、それが当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限り、所得については、それが当該一方の締約国内で提供される個人的役務について受け取るものであつて、一課税年度において六十万円又はルーマニア・レイによるその相当額を超えないものである場合に限り。

第二十二條

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてルーマニアにおいて租税を課される所得をルーマニアにおいて取得するときは、その所得について納付されるルーマニアの租税の額は、その居住者に対して課される日本国の租税から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) ルーマニアにおいて生ずる所得が、ルーマニアの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも二十パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するルーマニアの租税を考慮に入れる。

2 ルーマニア以外の国において納付される租税をルーマニアの租税から控除することに関するルーマニアの法令に従い、

ルーマニアの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を日本国において取得するときは、その所得について納付される日本国の租税の額は、その居住者に対して課されるルーマニアの租税から控除する。

第二十三條

1 一方の締約国の国民は、いずれかの締約国の居住者であるかどうかを問わず、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務づけるものと解してはならない。

3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

4 この条において、「租税」とは、すべての種類の税をいう。

第二十四條

1 一方の締約国の居住者は、いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める場合には、それらの締約国の法令で定める救済手段

ただし、その控除の額は、ルーマニアの租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。

ルーマニアの国営企業が国家予算に納付する利得は、ルーマニアの租税とみなす。

2 一方の締約国の企業は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務づけるものと解してはならない。

3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

4 この条において、「租税」とは、すべての種類の税をいう。

2 ルーマニア以外の国において納付される租税をルーマニアの租税から控除することに関するルーマニアの法令に従い、

ルーマニアの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を日本国において取得するときは、その所得について納付される日本国の租税の額は、その居住者に対して課されるルーマニアの租税から控除する。

とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対しその事案について申立てをすることができず。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、適当な解決を与えることができない場合には、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するように努める。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に關する両締約国の国内法令(当該国内法令に基づく課税がこの条約に適合する場合に限る。)を実施するために必要な情報を交換する。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱ふものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に關する者(当局を含む。)以外のいかなる者(当局を含む。)にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行ふ義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに

するような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十六条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにブカレストで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十八条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百七十六年二月十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

宮澤喜一

ルーマニア社会主義共和国政府のために

N・フィナンツ

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の

条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めらるる件

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるる。

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府は、千九百六十七年一月二十四日に東京で署名された所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第九條(2)を次のように改める。
(2) (1)の配当に対しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の金額の十二・五パーセントを超えないものとする。

第二条

条約第十條(2)を次のように改める。
(2) (1)の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十二・五パーセントを超えないものとする。

第三条

1 条約第十一條(2)を次のように改める。
(2) (1)の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に從つて租税を課することができる。その租税の額は、次のものを超えないものとする。
(a) 商標権の使用又は使用の権利から生ずる

使用料にあつては、当該使用料の金額の二十五パーセント

(b) 映画フィルム、著作及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープの著作権の使用又は使用の権利から生ずる使用料にあつては、当該使用料の金額の十五パーセント

(c) その他の使用料にあつては、当該使用料の金額の十二・五パーセント

2

条約第十一條(3)を次のように改める。
(3) この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

第四条

条約第二十二條(2)(a)から(c)までを次のように改める。
(a) (i) 日本国の居住者がこの条約の規定に從つてブラジルにおいて租税を課される所得をブラジルにおいて取得するときは、その所得について納付されるブラジルの租税の額は、その居住者に対して課される日本国の租税から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に對應する部分を超えないものとする。

(ii) ブラジルにおいて生ずる所得が、ブラジルの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも十パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、日本国の租税から(i)の控

除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するブラジルの租税を考慮に入れる。

(b) (i) (a) (i)に規定する控除の適用上、ブラジルの租税は、常に、

(A) 第九条(2)及び(5)の規定が適用される配当並びに第十一条(2)(b)及び(c)の規定が適用される使用料については二十五パーセント、

(B) 第十条(2)の規定が適用される利子については二十パーセント

(ii) (a)に規定する控除の適用上、ブラジルの租税は、ブラジルの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百七十六年三月二十三日に実施されているもの又はその修正若しくはそれへの追加としてブラジルの租税に関する法令にその後導入されることがあるものに從つて免除又は軽減が行われなかったならば納付されたであろうブラジルの租税の額を含むものとみなす。ただし、両締約国の政府が当該奨励措置によつて納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。

(c) (b) (ii)の規定の適用上、いかなる場合においても、特別の奨励措置に基づく租税の免除又は軽減がなかつたならば千九百七十六年三月二十三日において有効なブラジルの租税に関する法令の適用の結果課されることとなる租税の額よりも多額の租税が納付されたものとはみなされない。

第五條
条約中「ブラジル合衆国」を、使用されている場所のいかなる問わず、「ブラジル連邦共和国」に改める。

第六條
1 この議定書は、批准されなければならない。

批准書は、できる限り速やかにブラジリアで交換されるものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。同日前に開始する各課税年度において生ずる所得については、条約の従前の関係規定を引き続き適用する。

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この議定書に署名した。

千九百七十六年三月二十三日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英文による。

日本国政府のために
宮澤喜一

ブラジル連邦共和国政府のために
エリオ・デ・ブルゴス・カバール

投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定
日本国及びエジプト・アラブ共和国は、

両国間の経済的協力を強化することを希望し、それぞれの国の国民及び会社による他方の国の

領域内における投資のために良好な条件を作り出すことを意図し、

投資の奨励及び相互保護が、両国の経済を利するようにより資本及び技術の交流を促進することとなることを認識して、

次のとおり協定した。

第一條
この協定の適用上、

(1) 「投資財産」には、次のものを含むすべての種類の資産を含む。

(a) 株式及びその他の形態の会社の持分

(b) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(c) 不動産及び不動産に関する権利

(d) 特許権、商標権、営業用の名称及び営業用の標章に関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利

(2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当金、使用料及び手数料をいう。

(3) 「国民」とは、一方の締約国に關しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。

(4) 「会社」とは、有限責任のものであるかどうか、法人格を有するものであるかどうか、また、金銭的利益を目的とするものであるかどうかを問わず、社団法人、組合、会社その他の団体をいう。一方の締約国の関係法令に基づいて成立し、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二條
1 各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社による投資をできる限り助長し、かつ、自国の関係法令に從つて許可する。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可に關

し、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第三條
1 いずれの一方の締約国も、自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益に対し、当該一方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社の投資財産及び収益に与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資に關連する次の事業活動を含むすべての形態の事業活動に従事することに關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

(a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のため適当な施設の維持

(b) 自己が設立し、又は取得した会社の支配及び経営

(c) 会計士等の技術者、高級職員、弁護士、代理を業とする者その他の専門家の雇用

(d) 契約の締結及び履行

第四條
いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び保護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第五條
1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不測の保護及び保障を受ける。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、次の条件が満たされない限り、収用、国有化若しくは制限又はこれらと同等の効果をもつるその他の措置の対象としてはならない。

- (a) その措置が公共のため、かつ、正当な法的手続に従つてとられること。
- (b) その措置が差別的なものでないこと。
- (c) その措置が迅速、適正かつ効果的な補償を伴つてとられること。

3 2 2 いう補償は、取用、国有化若しくは制限若しくはこれらと同等の効果を有するその他の措置が公表された時又はそれらの措置がとられた時のいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格（最終的にとられた措置が見込まれたことによる価格の減少を含まない。）に相当する価額のものでなければならぬ。補償は、遅滞なく行わなければならない。補償は、実際に換価しつづ自由に移転することのできるもので行わなければならない。補償を決定し及び実施するため、取用、国有化若しくは制限又はこれらと同等の効果を有するその他の措置がとられる時までに、妥当な方法で適当な準備をしなければならない。

4 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、1から3までに規定する事項に関し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第六条

いづれか一方の締約国の国民及び会社で、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する活動に関して損害を被つたものは、現状回復、損失補償その他の補償措置に関し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。この条の規定に基づく支払は、実際に換価しつづ自由に移転することができるもので行わなければならない。

第七条

いづれか一方の締約国が、自国の国民又は会社に對し、他方の締約国の領域内にある投資財産に関して引き受けた保証に基づいて支払を行う場合

には、当該他方の締約国は、当該支払の原因が生じた投資財産に関する当該国民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国への移転及びこれに関連して生ずる当該国民又は会社の請求権又は訴権についての当該一方の締約国による代位を承認する。その権利又は請求権の移転に基づいて当該一方の締約国に対して支払われる資金の移転については、第五条2から4まで、前条及び次条の規定を準用する。

第八条

いづれ一方の締約国の国民及び会社も、当該一方の締約国の国民及び会社の投資に関連して行われる支払、送金及び次のものを含む資金又は金銭証券の移転で、両締約国の領域の間及び他方の締約国の領域と第三国の領域との間において行われるものに関し、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

- (1) 資本
- (2) 収益
- (3) 貸付けの返済金
- (4) 投資財産の全部又は一部の清算の価額

第九条

この協定は、いづれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

第十条

この協定は、両締約国間の外交関係又は領事関係の有無にかかわらず、適用する。

第十一条

各締約国は、他方の締約国の国民又は会社が行う投資から生ずる法律上の紛争を、その国民又は会社の要請があつたときは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の規定に従い、調停又は仲裁に付託することに同意する。

紛争の当事者がその紛争を調停又は仲裁に付託することに同意する日の前又はその日に他方の締約国の国民又は会社が支配していたか又は支配している一方の締約国の会社は、同条約の適用上、同条約第二十五条(2)(b)の規定に従い、当該他方の締約国の会社として取り扱われる。調停又は仲裁のいずれがより適切な手続であるかについて意見が一致しない場合には、当事者である国民又は会社がそのいずれかを選択する権利を有する。

第十二条

いづれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する会社は、他方の締約国の領域内において、次の待遇を与えられる。

- (1) 第二条2に規定する事項に関し、第三国の国民又は会社が実質的な利益を有する同様の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇
- (2) 第三条、第五条1から3まで及び第六条に規定する事項に関し、当該他方の締約国の国民若しくは会社又は第三国の国民若しくは会社が実質的な利益を有する同様の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他方の締約国が行う申し入れに對して好意的考慮を払い、かつ、その申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉によつて満足に調整されないものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いづれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が、その後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員で構成する。ただし、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2にいうその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について

合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に對し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なもので、かつ、拘束力を有する。

第十四条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにカイロで交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、この条に定めるところによつて終了する時まで十年の間つづき効力を有する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に對して書面による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後の各十年の期間の終わりにこの協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十年間引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十七年一月二十八日に東京で、英語に日本国のために
佐藤正二
エジプト・アラブ共和国のために
A・G・エル・ナーセル

議定書
投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定（以下「協定」

と(いう)に署名するに当たり、下名は、同協定の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

1 協定のいかなる規定も、著作権に関し、いかなる権利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

2 (1) 協定のいかなる規定も、千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又はその後改正されたその規定が両締約国の間で効力を有する限り、これらの規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務を害するものと解してはならない。

(2) 前項の規定の適用を妨げることなく、かつ、協定第三条一の規定にかかわらず、工業所有権に関し、いづれか一方の締約国が他方の締約国の国民及び会社と与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社に対して与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

3 協定第二条二に関し、いづれ一方の締約国も、不動産に関する権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができる。

4 住宅事業に関し、協定第二条二の規定は、アラブ連盟の構成国の国民又はその資本の過半数が一若しくは二以上のアラブ連盟の構成国の国民によつて保有されている会社に対して与えられている待遇を、日本国の国民又はその資本の過半数が一若しくは二以上のアラブ連盟の構成国の国民によつて保有されていない日本国の会社に対して与えることをエジプト・アラブ共和国に要求するものではない。

5 内国民待遇の許与に関する協定第三条一及び同条二に規定する事項に関する協定第十二条の規定は、次のことに適用があるものと解してはならない。

(1) いづれか一方の締約国の航空機登録簿に航空機を登録する条件及びその登録から生ず

る事項
(2) 船舶の国籍に関する事項又はその国籍から生ずる事項

6 次の措置は、特に、それが他方の締約国の国民又は会社に対して差別的にとられた場合には、協定第三条二の適用上、「不利な待遇」とみなす。

原材料若しくは補助的な物質、電力若しくは燃料又はすべての種類の生産若しくは操業の手段の購入を制限すること、国内又は国外における製品の販売を妨害すること、資金調達又は企業間商業信用の設定を制限することその他同様の効果を有する措置

7 協定第三条二の規定にかかわらず、いづれ一方の締約国も、自国の領域内において、銀行業に関する活動及び船舶又は船舶に関する利益の取得に関して外国人に内国民待遇を与える限度について、制限を行うことができる。

8 協定第三条二の規定は、いづれか一方の締約国が自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手續を定めることを妨げるものではない。ただし、その手續は、同条二に規定する権利を実質的に害するものであつてはならない。

9 いづれ一方の締約国も、投資を行い及びそれに関連する活動を行うことを目的として当該一方の締約国の領域内に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入国、滞在及び居住に関する申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的考慮を払うものとする。

10 協定第三条の規定にかかわらず、いづれ一方の締約国も、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

11 補償の支払について定める協定第五条二及び3の規定は、いづれか一方の締約国の国民及び会社、他方の締約国の領域内において取用、国有化若しくは制限又はこれらと同等の効果を

有するその他の措置の対象となる投資財産及び収益に直接又は間接に有する利益についても適用する。

12 協定第八条の規定は、いづれか一方の締約国が、国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

13 協定第十二条において、「実質的な利益」とは、会社を支配し、又はこれに決定的な影響力を及ぼすことを許すような程度の利益をいう。いづれか一方の締約国の国民及び会社が有する利益が実質的な利益に当たるかどうかは、個々の場合において両締約国間の協議によつて決定される。

千九百七十七年一月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
佐藤正二
エジプト・アラブ共和国のために
A・G・エル・ナーセル

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求めめるの件
国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき国会の承認を求めめる。

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約
この条約の締約国は、
衛星による通信が世界的かつ無差別にできる限り速やかに世界の諸国民の利用に供されるべきであるという国際連合総会決議第十七百二十一号(第十六回会期)に規定する原則を考慮し、

千九百六十七年一月二十七日に作成された月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の関連規定、特に、宇宙空間がすべての国の利益のために利用されるものであることを規定する同条約第一条の規定を考慮し、
世界の貿易の極めて大きな部分が船舶に依存していることに留意し、
衛星を利用することにより、海上における遭難及び安全に関する制度並びに船舶と船舶との間、船舶とその管理者との間及び船上の乗組員又は旅客と陸上にある者との間の連絡を著しく改善することができることを認識し、
このため、利用し得る最も進歩した適当な宇宙技術により、すべての国の船舶の利益のために、無線周波数スペクトル及び衛星軌道の最も能率的かつ公平な使用に適合したてできる限り能率的かつ経済的な施設を提供することを決意し、
海事衛星組織が宇宙部分並びに移動地球局及び陸上地球局から成ることを認識して、
次のとおり協定する。

第一条 定義
この条約の適用上、
(a) 「運用協定」とは、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する運用協定(附属書を含む)をいう。
(b) 「締約国」とは、この条約が効力を生じている国をいう。
(c) 「署名当事者」とは、締約国又は次条(3)の規定に従つて指定された事業体であつて、運用協定が効力を生じているものをいう。
(d) 「宇宙部分」とは、衛星、並びにその運行に必要な追跡、遠隔測定、指令、管制及び監視のための施設及び設備並びにこれらに関連する施設及び設備をいう。
(e) 「インマルサット宇宙部分」とは、インマルサットが所有し又は賃借する宇宙部分を含む。
(f) 「船舶」とは、海域で運航するすべての型式

の船をいい、特に、水中翼船、エアクッション船、潜水船、浮遊機器及び永続的に保留されてない作業台を含む。
(g) 「財産」とは、所有権の設定が可能なすべてのもの（契約上の権利を含む。）をいう。

第二条 インマルサットの設立

- (1) この条約により国際海事衛星機構（インマルサット）（以下「機構」という。）を設立する。
- (2) この条約に基づいて運用協定が締結され、この条約と同時に署名のために開放される。
- (3) 各締約国は、自ら運用協定に署名し、又は当該締約国の管轄の下にある権限のある一の事業者（公私を問わない。）を同協定に署名する者として指定する。
- (4) 電気通信主管庁及び電気通信事業者は、関係国内法の規定に従うことを条件として、この条約及び運用協定によって提供される電気通信施設の使用並びに公衆に提供する業務、施設、収入の分配及びこれらに関連する業務上の措置につき、交渉し、かつ、適当な通信業務協定を直接に締結することができる。

第三条 目的

- (1) 機構は、海事通信を改善するために必要な宇宙部分を提供し、これにより、海上における遭難及び人命の安全に係る通信、船舶の効率及び管理、海事故象通信業務並びに無線測位能力の改善に貢献することを目的とする。
- (2) 機構は、海事通信を必要とするすべての地域に業務を提供するよう努める。
- (3) 機構は、専ら平和的目的のために活動する。

第四条 締約国とその指定事業者との関係

- 署名当事者が締約国によって指定された事業者である場合には、
- (a) 締約国と署名当事者との間の関係は、関係国内法によって規律される。
 - (b) 締約国は、署名当事者がその責任を果たすことを確保するため、適切な、かつ、国内法に適合する指針及び指示を与える。

(c) 締約国は、運用協定の下で生ずる義務については責任を負わない。もつとも、締約国は、署名当事者が、機構の枠内における義務を履行するに当たり、この条約又は関連のある国際協定に従って自国が受諾した義務に違反しないように行動することを確保する。

(d) 署名当事者が脱退し又は除名されたときは、締約国は、第二十九条(3)又は第三十条(6)の規定に従って措置をとる。

第五条 機構の運営上及び財政上の原則

- (1) 機構が必要とする資金は、署名当事者の分担金によって賄う。各署名当事者は、運用協定に従って決定される出資率に比例して機構における持分を有する。
- (2) 各署名当事者は、運用協定に従い、機構の資本必要額を分担し、また、資本の償還及び資本の使用に対する補償を受ける。
- (3) 機構は、一般に認められた商業上の原則に考慮を払いつつ、健全な経済的及び財政的基礎の上に運営する。

第六条 宇宙部分の提供

- 機構は、宇宙部分を所有し又は賃借することができる。
- (1) インマルサット宇宙部分は、理事会が決定する条件で、すべての国の船舶による使用のために開放する。理事会は、その条件を決定するに当たり、国籍を理由として船舶に差別を設けてはならない。
 - (2) 理事会は、船舶に対する業務の提供に著しい影響を及ぼさない限り、海域で運用される構造物（船舶を除く。）上に設置される地球局によるインマルサット宇宙部分の使用を個々の事例について許可することができる。
 - (3) インマルサット宇宙部分を經由して通信を行う陸上地球局は、締約国の管轄の下にある領土内にある事業者が完全に所有するものでなければならぬ。もつとも、理事会は、機構の利益に

第七条 宇宙部分の使用

- (1) インマルサット宇宙部分は、理事会が決定する条件で、すべての国の船舶による使用のために開放する。理事会は、その条件を決定するに当たり、国籍を理由として船舶に差別を設けてはならない。
- (2) 理事会は、船舶に対する業務の提供に著しい影響を及ぼさない限り、海域で運用される構造物（船舶を除く。）上に設置される地球局によるインマルサット宇宙部分の使用を個々の事例について許可することができる。
- (3) インマルサット宇宙部分を經由して通信を行う陸上地球局は、締約国の管轄の下にある領土内にある事業者が完全に所有するものでなければならぬ。もつとも、理事会は、機構の利益に

第八条 他の宇宙部分

- なることを認めるときは、例外を認めることができる。
- (1) 締約国又はその管轄内にある者が、単独に又は共同して、インマルサット宇宙部分の目的の全部又は一部に合致する別個の宇宙部分施設を提供し又はその使用を開始することを意図する場合に、当該締約国は、当該施設がインマルサット組織と技術的に両立することを確保し、かつ、インマルサット組織が経済的に著しい損害を被ることを回避するため、機構にその旨を通知する。
 - (2) 理事会は、技術的両立性については拘束力を有しない勧告の形式で見解を表明し、経済的損害については総会に対し見解を提出する。
 - (3) 総会は、この条に規定する手続の開始の日から九箇月以内に、拘束力を有しない勧告の形式で見解を表明する。このため、総会の臨時会期を招集することができる。
 - (4) (1)の規定に基づく通知（関連する技術情報の提供を含む。）及びその後の機構との協議は、国際電気通信連合の無線通信規則の関連規定を考慮に入れて行う。
 - (5) この条の規定は、別個の宇宙部分施設の設置、取得、使用又は存続であつて、国家の安全保障を目的とするもの又はこの条約の効力発生前に契約され、設定され、取得され若しくはこの条約の効力発生前から使用されているものについては適用しない。

第九条 構成

- (a) 総会
 - (b) 理事会
 - (c) 事務局局長を長とする事務局
- 第十条 総会の構成及び会期
- (1) 総会は、すべての締約国で構成する。
 - (2) 総会の通常会期は、二年に一回開催する。臨時会期は、締約国の三分の一以上が要請する場合又は理事会が要請する場合に招集する。

第十一条 総会の手続

- (1) 各締約国は、総会において一の票を有する。
- (2) 実質事項に関する決定は出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で、手続事項に関する決定は出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決で行う。投票において棄権する締約国は、投票しないものとみなす。
- (3) ある事項が手続事項であるか実質事項であるかの決定は、議長が行う。この決定は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で覆すことができる。
- (4) 総会のいかなる会合においても、締約国の過半数が出席していなければならない。

第十二条 総会の任務

- (1) 総会の任務は、次のとおりとする。
 - (a) 機構の活動、目的、一般方針及び長期目標を審議し及び検討し、並びにこれらについて理事会に対し見解を表明し及び勧告すること。
 - (b) 機構の活動がこの条約、国際連合憲章の目的及び原則並びに機構が自らの決定によつて拘束される他の条約に適合することを確保すること。
 - (c) 無線測位、遭難又は安全に係る業務を提供することを固有の又は主たる目的とする追加の宇宙部分施設の設置につき、理事会の勧告に基づいて承認を与えること。もつとも、海事故象通信業務を提供するために設定される宇宙部分施設は、このような承認を得ることなしに、遭難、安全又は無線測位に係る電気通信に利用することができる。
 - (d) 理事会のその他の勧告について決定を行い及び理事会の報告について見解を表明すること。
 - (e) 次条(1)(b)の規定に従い、理事会における代表四人を選出すること。
 - (f) 機構とすれかの国（締約国であるかどうかを問わない。）又は国際機関との間の公式の関係に関する問題について決定を行うこと。

(g) 第三十四条の規定に従いこの条約の改正につき及び運用協定第十八条の規定に従い運用協定の改正について決定を行うこと。

(h) 第三十条の規定に従い、除名すべきかどうかについて審議し及び決定すること。

(i) この条約又は運用協定のその他の条の規定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

(2) 総会は、任務を遂行するに当たり、関連する理事会の勧告に考慮を払う。

第十三条 理事会の構成

(1) 理事会は、次の署名当事者の代表二十二人で構成する。

(a) 機構において最大の出資率を有する署名当事者又は署名当事者の集団（他の方法では代表されない署名当事者であつて集団として代表されることを合意したものの集団）の代表十八人。署名当事者の集団と単独の署名当事者とが同一の出資率を有する場合は、単独の署名当事者が優先権を有する。二以上の署名当事者が同一の出資率を有することにより、理事会における代表の数が二十二を超えらるることとなる場合には、例外的にそのすべての署名当事者が代表される。

(b) 開発途上にある国の利益に妥当な考慮を払いつつ衡平な地理的代表的原則を尊重することを確保するよう出資率にかかわらず総会によつて選出される署名当事者であつて他の方法では理事会において代表されないものも代表四人。地理的地域を代表するために選出された署名当事者は、当該署名当事者によつて代表されることに同意し、かつ、他の方法では理事会において代表されない当該地域の各署名当事者を代表する。選出は、その後に関催される理事会の最初の会合から効力を生じ、総会の次の通常会期まで効力を有する。欠員が補充されるまでの間における理事会の代表の数の不足は、理事会の構成を無効とするものではない。

第十四条 理事会の手続

(1) 理事会は、任務を実効的に遂行するため必要に応じて会合するものとし、年に三回以上会合する。

(2) 理事会は、全会一致で決定を行うよう努める。全会一致の合意が得られない場合には、決定は、次のとおり行う。

実質事項に関する決定は、理事会において代表される署名当事者及び署名当事者の集団が総体として有する票数の三分の二以上を代表する過半数の代表による議決で行う。

手続事項に関する決定は、出席しかつ投票する代表の単純過半数による議決で行う。この場合において、各代表は、一の票を有する。

ある事項が手続事項であるか実質事項であるかの紛争については、理事会の議長が決定する。議長の決定は、出席しかつ投票する代表の三分の二以上の多数による議決で覆すことができる。この場合において、各代表は、一の票を有する。

理事会は、その役員を選出のための別段の投票手続を採択することができる。

(3) (a) 各代表は、自己が代表する出資率に相当する票数を有する。もつとも、いずれの代表も、(b)に規定する場合を除くほか、一の署名当事者のため、機構における総票数の二十五パーセントを超える票を投することはできない。

(b) 運用協定第五条(9)、(10)及び(11)の規定にかかわらず、

(i) 理事会において代表されるいずれかの署名当事者がその出資率に基づき機構における総票数の二十五パーセントを超える票数を有する場合には、当該署名当事者は、その出資率のうち二十五パーセントを超える部分の全部又は一部を他の署名当事者に提供することができる。

(ii) 他の署名当事者は、(i)の規定に基づいて提供された出資率の全部又は一部を引き受

ける用意がある旨を機構に通知することができる。機構に通知された出資率の合計が分配することのできる出資率を超えない場合には、理事会は、通知した署名当事者に対しその通知した出資率に等しい出資率を分配する。機構に通知された出資率の合計が分配することのできる出資率を超える場合には、理事会は、通知した署名当事者間で合意するところに従い又は、合意が得られない場合には、通知された出資率に比例して、分配することができる出資率を分配する。

(ii) (a)の分配は、運用協定第五条の規定に基づく出資率の決定の時に理事会が行う。分配は、いずれかの署名当事者の出資率を二十五パーセントを超えて増加させないものとする。

(b) 署名当事者の出資率のうち分配のために提供される二十五パーセントを超える部分についてこの(b)に定める手続を適用した後において未分配部分がある場合には、その署名当事者の代表が有する票数は、当該未分配部分相当分を限度として二十五パーセントを超えることができる。

(c) 署名当事者がその出資率のうち二十五パーセントを超える部分を他の署名当事者に提供しないことを決定する場合には、当該提供しない部分に対応するその署名当事者の票数は、理事会における他のすべての代表に均等に分配する。

(4) 理事会のいかなる会合においても、理事会において代表される署名当事者及び署名当事者の集団が総体として有する票数の三分の二以上を代表する過半数の代表が出席していなければならぬ。

第十五条 理事会の任務

理事会は、総会の見解及び勧告に妥当な考慮を払つた上で、この条約及び運用協定に適合する最も経済的、効果的及び能率的な方法によつて機構

の目的を達成するために必要な宇宙部分を提供する責任を有する。この責任を果たすため、理事会は、すべての適当な任務を遂行するための権限を有する。その任務には、次のものを含む。

(a) 海軍衛星電気通信に対する需要を決定すること並びに、その需要を満たすため、インマルサット宇宙部分の企画、開発、建設、設定、購入又は賃借による取得、運用、維持及び使用（必要な打上げ業務の調達を含む。）に関する方針、計画、手続及び措置を採択すること。

(b) 技術上及び運用上の任務を遂行するための契約を締結することが機構の一層の利益となる場合にこれを事務局長に要請する旨の管理措置を採択し及び実施すること。

(c) インマルサット宇宙部分の使用についての陸上、船舶上及び海域にある構造物上の地球局の承認並びにインマルサット宇宙部分を使用する地球局の動作の検査及び監視のための基準及び手続を採択すること。船舶上の地球局については、この基準は、免許を交付する国内当局がその裁量により型式認定に用いることができるよう十分に詳細なものでなければならぬ。

(d) 第十二条(1)(c)にいう勧告を総会に提出すること。

(e) 機構の活動に関する定期的報告（財政事項を含む。）を総会に提出すること。

(f) この条約及び運用協定に反することなく、調達に関する手続、規則及び契約条件を採択し並びに調達契約を承認すること。

(g) 財政方針を採択し、財政規則、年次予算及び年次財務諸表を承認し、インマルサット宇宙部分使用料を定期的に定め並びに他のすべての財政事項（この条約及び運用協定に適合する出資率及び資本限度額を含む。）につき決定を行うこと。

(h) 船主、船員その他の海軍電気通信の利用者を代表するものとして理事会が認める団体との継続的な協議を行うためにとるべき措置を

- 決定すること。
- (i) 機構が仲裁手続の当事者である場合において仲裁人を指名すること。
- (ii) この条約又は運用協定の他の条の規定に基づいて与えられるその他の任務及び機構の目的を達成するために適切なその他の任務を遂行すること。

第十六条 事務局

- (1) 事務局長は、締約国又は、締約国を通じ、署名当事者が推薦する候補者の中から、締約国の確認を条件として、理事会が任命する。寄託者は、直ちに締約国に対してその任命を通告する。三分の一を超える締約国がその通告の後六十日以内にその任命に反対する旨を書面により寄託者に通知しない限り、その任命は、確認されたものとみなす。事務局長は、任命の後確認されるまでの間においても、その職務を行うことができる。

- (2) 事務局長の任期は、六年とする。もつとも、理事会は、自己の権限として事務局長を解任することができる。理事会は、総会に解任の理由を報告する。
- (3) 事務局長は、機構の首席職員とし、機構を法的に代表する。事務局長は、理事会に対し責任を負い、理事会の指揮を受ける。
- (4) 事務局の職員、使用人及びコンサルタントその他の顧問の構成、定員及び標準雇用条件は、理事会が承認する。

- (5) 事務局長は、事務局の構成員を任命する。事務局長に直属する上級職員の任命については、理事会による承認を受ける。
- (6) 事務局長その他の事務局の職員の任命に当たっては、最高水準の誠実性、能力及び能率を確保することの必要性に最大の考慮を払わなければならない。

第十七条 会合への代表の派遣

この条約及び運用協定に基づき機構の会合に出席し又は参加する権利を有するすべての締約国及び署名当事者は、機構の会合及び機構が主催する

その他の会合に、それらの会合の開催の場所にかかわらずなく、出席し又は参加することができる。招請国との取決めは、この条の規定に適合するものでなければならない。

第十八条 会合の費用

- (1) 各締約国及び各署名当事者は、機構の会合に各自の代表を派遣するための費用を負担する。
- (2) 機構の会合の必要経費は、機構の事務費とする。もつとも、機構のいかなる会合も、会合を招請する者が追加の経費を負担することに同意しない限り、機構の本部外では開催しない。

第十九条 使用料の設定

- (1) 理事会は、インマルサット宇宙部分の使用形態の種類別に測定単位及び使用料を定める。使用料は、運用協定に従い、機構の運営、維持及び事務に要する費用、理事会が必要と認める運転資金、署名当事者の出資額の償却並びに資本の使用に対する補償に充てることができるよう機構が十分な収入を得るためのものとする。
- (2) 各種類の使用に係る使用料率は、同一種類の使用につきすべての署名当事者に対して同一とする。
- (3) 理事会は、署名当事者以外の事業体であつてインマルサット宇宙部分を使用することを第七條の規定に従つて許可されたものに対し、署名当事者に対して定める使用料率とは異なる使用料率を定めることができる。各種類の使用に係る使用料率は、同一種類の使用につきすべてのこれらの事業体に対して同一とする。

第二十条 調達

- (1) 理事会の調達方針は、機構の利益のために物品及び役務の供給における世界的な競争を奨励するものとする。このため、
- (a) 機構が必要とする物品及び役務の調達は、購入によるか賃借によるかを問わず、公開の国際入札に基づく契約の締結によつて行われ、
- (b) 契約は、品質、価格及び最も有利な納入時期の最良の組合せを提示する入札者と締結する。

- (c) 品質、価格及び最も有利な納入時期の組合せにつき同等の組合せを提示する入札がある場合には、理事会は、この(1)に定める調達方式に沿つて契約を締結する。
- (2) 公開の国際入札は、次の場合には、理事会が採択する手続に従つて省略することができる。ただし、省略する場合においても、理事会が機構の利益のために物品及び役務の供給における世界的な競争を奨励することを条件とする。

- (a) 契約の見積額が五万アメリカ合衆国ドルを超えず、かつ、公開の国際入札を省略して契約を締結することが理事会によるその後における(1)に定める調達方針の効果的な実施を妨げるような地位を契約者に与えることとならない場合。理事会は、関連物価指数に反映される世界的な価格の変動により正当とされる限度において、この(a)に定める額を変更することができる。

- (b) 緊急事態に対処するため早急に調達することを必要とする場合
- (c) 機構の必要を満たすために必要とされる仕様の対する供給源が唯一である場合又は供給源の数が著しく限定されているため公開の国際入札に経費及び時間を費やすことが実行上不可能であり、また、機構の最善の利益にならない場合。ただし、二以上の供給源がある場合には、平等に入札の機会を与えられることを条件とする。

- (d) 必要とされるものが事務的性質のものであるため、公開の国際入札を行うことが実際的でなく、また、実行上不可能である場合
- (e) 人的役務を調達する場合

- (1) 機構は、自らの行い又は自己の費用で自己に代わつて行われる作業に関し、発明及び技術情報に係る権利を取得するものとする。ただし、これらの権利は、機構及び署名当事者としての資格における署名当事者の共通の利益に必要なものに限る。契約によつて行われる作業に関して

は、取得するこれらの権利は、独占的でないものとする。

(2) (1)の規定の適用上、機構は、その原則及び目的並びに一般に認められた産業上の慣行を考慮に入れて、重要な調査、研究又は開発を含む作業に関し、自己のために次の権利を確保するものとする。

- (a) 当該作業から生ずるすべての発明及び技術情報を自己に無償で開示させる権利
- (b) インマルサット宇宙部分並びにこれに関連して運用される陸上及び船舶上の地球局との関連において(a)の発明及び技術情報を、無償で、締約国、署名当事者及び締約国の管轄内にあるその他の者に対して開示し又は開示させ並びに自らそれらを使用し又はそれらの者がそれらを使用することを認め若しくは認めさせる権利

- (3) 契約によつて行われる作業に関しては、契約の下で生ずる発明及び技術情報の所有権は、契約者が保有するものとする。
- (4) 機構は、また、自己に代わつて行われる作業の遂行に当たつて直接に利用された発明及び技術情報であつて(2)の規定が適用されないものを公正かつ妥当な条件で使用し及び使用させる権利を自己のために確保するものとする。もつとも、そのような使用は、機構による支出を伴う契約に基づき実際に納入された製品の再生産又は改修に必要な限度において、かつ、当該作業を遂行した者が当該権利を許与する資格を有する限度において行われるものとする。

- (5) 理事会は、個々の事例につき、(2)(b)及び(4)に規定する原則に従うことにより機構の利益を害することとなることが交渉の過程において理事会にとつて明らかとなる場合には、それらの原則に従わないことを承認することができる。
- (6) 理事会は、また、個々の事例につき、例外的な事情により正当とされる場合において、次のすべての条件が満たされる場合は、(3)に規定する原則に従わないことを承認することができる

(a) その原則に従う場合には機構の利益を害することとなることが理事会にとつて明らかとなること。

(b) 機構がいずれの国においても特許の保護を確保することができると理事会が認定すること。

(c) 契約者が所要の期間内に(b)にいう保護を確保することができず又は確保する意思がないこと。

(7) 機構が権利を取得した(2)の規定に従つて取得した場合を除く。発明及び技術情報に関し、機構は、要請により、その有する権利の範囲内で次のことを行う。

(a) それらの発明及び技術情報を締約国及び署名当事者に対して開示し又は開示させること。ただし機構がこの開示の権利の行使に關して行い又は要求される支払の償還を受けることを条件とする。

(b) 締約国及び署名当事者に対し、それらの発明及び技術情報を締約国の管轄内にあるその他の者に対して開示し又は開示させ並びにそれらを使用し又は当該その他の者がそれらを使用することを認め若しくは認めさせる権利を与えること。この場合において、

(i) インマルサット宇宙部分並びにこれに關連して運用される陸上及び船舶上の地球局に關しては、無償とする。

(ii) その他の目的のためには、一方において署名当事者又は締約国の管轄内にあるその他の者、他方において機構、当該発明及び技術情報の所有者又は当該発明及び技術情報に係る財産権の持分を有することを認められたその他の事業体若しくは者ととの間で定める公正かつ妥当な条件に従う。ただし、機構がそれらの権利の行使に關して行い又は要求される支払の償還を受けることを条件とする。

(8) 機構が権利を取得したすべての発明及び技術

情報の開示及び使用並びにそれらの開示及び使用の条件には、すべての署名当事者及び締約国の管轄内にあるその他の者について差別を設けない。

(9) この条のいかなる規定も、技術情報の開示に關する国内法令に服する者と機構が契約を締結することが望ましい場合には、これを妨げるものではない。

第二十二條 責任

締約国は、締約国としての資格においては、機構の行為及び義務について責任を負わない。ただし、非締約国又は非締約国によつて代表される自然人若しくは法人との關係において、締約国と非締約国との間で効力を有する条約から生ずる責任については、この限りでない。この条の規定は、また、当該条約により非締約国又は非締約国によつて代表される自然人若しくは法人に賠償することを要求される締約国が他の締約国に対し当該条約に基づいて有する権利を行使することを妨げるものではない。

第二十三條 除外される費用

署名当事者が機構から取得する所得に対する租税は、機構の費用には含まない。

第二十四條 会計検査

機構の会計は、毎年、理事会が任命する独立の会計検査専門家により検査を受ける。いずれの締約国及び署名当事者も、機構の会計を調査する権利を有する。

第二十五條 法人格

機構は、法人格を有し、その行為及び義務について責任を負う。機構は、任務を適切に遂行するため、特に、契約を行い、動産及び不動産を取得し、賃借し、保有し及び処分し、訴訟当事者となり並びに国又は国際機関と協定を締結する能力を有する。

第二十六條 特権及び免除

機構及びその財産は、この条約が認める活動の範囲内で、すべての締約国において、所得に對するすべての国税、財産に對するすべての直

接国税並びにインマルサット宇宙部分に使用するために打ち上げられる電気通信衛星並びにその構成部分及び部品に對する関税を免除される。各締約国は、機構の特殊な性格に留意して、所得に對する租税及び財産に對する直接税並びに関税を望ましい範囲内で更に免除することを關係国内手続に従つて実現するため、最善の努力を払うことを約束する。

(2) すべての署名当事者(本部が自国の領域内に所在する締約国が指定した署名当事者を除く)は、その資格において活動する限り、本部の所在する締約国の領域内において機構から取得した所得に對する本部の所在する締約国の国税を免除される。

(3) (a) 機構は、この条約の効力発生の後でできる限り速やかに、機構の本部又は他の事務所若しくは施設が自国に領域内に設置される締約国との間で、機構、その事務局長及び職員、機構のために職務を遂行する専門家並びに締約国及び署名当事者の代表につき、これらの者がその任務を遂行するため当該締約国の領域内にある間の特権及び免除に關する協定を締結する。この協定は、理事会が交渉し、総会が承認する。

(b) (a)の協定は、この条約とは別個のものとし、当該締約国の政府と機構との間で合意する場合又は機構の本部が当該締約国の領域から移転する場合に終了する。

(4) (3)の協定を締結した締約国以外のすべての締約国は、この条約の効力発生の後でできる限り速やかに、機構、その事務局長及び職員、機構のために職務を遂行する専門家並びに締約国及び署名当事者の代表につき、これらの者がその任務を遂行するため当該締約国の領域内にある間の特権及び免除に關する協定書を締結する。その協定書は、この条約とは別個のものとし、その終了の条件についても定める。

第二十七條 他の国際機関との關係

機構は、国際連合、宇宙空間及び海洋の平和的

利用を取り扱う国際連合の機関、国際連合の専門機関並びにその他の国際機関と共通の関心のある事項について協力する。機構は、特に、政府間海事協議機関の関連のある決議及び勧告を考慮する。機構は、国際電気通信条約の関連規定及び同条約に基づいて作成された規則を遵守するものとし、インマルサット宇宙部分の企画、開発、建設及び設定に当たり並びにインマルサット宇宙部分及び地球局の運用を規制するために定める手続に對して、国際電気通信連合の機関の関連のある決議、勧告及び手続に妥當な考慮を払う。

第二十八條 國際電気通信連合に對する通告

機構の本部が自国の領域内に所在する締約国は、機構の要請に基づき、國際電気通信条約に附屬する無線通信規則に従い、宇宙部分のために使用される周波数を調整し並びに、同意する各締約国に代わつて、使用される周波数及び他の情報を國際電気通信連合に通告する。

第二十九條 脱退

(1) いずれの締約国及び署名当事者も、寄託者に對する書面による通告により、いつでも機構から任意に脱退することができる。署名当事者の脱退の通告は、その脱退を認める旨の決定が關係国内法に従つて行われた後、その署名当事者を指定した締約国が書面により寄託者に対して行うものとし、その締約国は、その通告により当該脱退を受諾したものとす。締約国がその資格において脱退する場合には、その締約国が指定した署名当事者又は署名当事者としての資格におけるその締約国は、同時に脱退するものとする。

(2) 脱退の通告をした締約国及びその指定した署名当事者又は自己に對して脱退の通告が行われた署名当事者は、寄託者が脱退の通告を受領した時に、機構のすべての機関において代表される権利及び投票する権利を失ひ、その通告の受領の日の後は、いかなる義務をも負わない。もつとも、脱退する署名当事者は、理事会が運用

協定第十三条の規定に基づき別段の決定を行わない限り、その通告の受領前に機構により明示的に承認された契約上の債務及びその通告の受領前の作為又は不作為から生ずる責任を履行するために必要な資本分担保金の自己の分担保額を負担する責任を引き続き負う。脱退は、(1)に規定する書面による通告を寄託者が受領した日の後三箇月で効力を生じ、この条約及び(又は)運用協定は、同時に、当該締約国及び(又は)当該署名当事者について効力を失う。ただし、当該資本分担保に係る責任並びに第三十一条及び運用協定第十六条の規定については、この限りでない。

(3) 署名当事者が脱退する場合には、その署名当事者を指定した締約国は、(4)の規定に従い新たな署名当事者の指定を行若しくは署名当事者の資格を引き受け、又は脱退する。これらの措置は、脱退の効力発生の日以前にとられるものとし、脱退の効力発生の日に効力を生ずる。その締約国がその日までにいづれの措置をとらなかつた場合には、その締約国は、その日に脱退したものとみなす。新たな署名当事者は、資本分担保に係る前の署名当事者のすべての未払分担保につき並びに脱退の通告の受領の日の後に機構により明示的に承認された契約上の債務及び脱退の通告の受領の日の後の作為又は不作為から生ずる責任を履行するために必要な資本分担保金の自己の分担保額について責任を負う。

(4) 締約国は、何らかの理由により、自らその指定した署名当事者に代わること又は新たな署名当事者を指定することを希望する場合には、その旨を書面によつて寄託者に通告する。運用協定は、新たな署名当事者が前の署名当事者の履行してない(3)の第四文に規定するすべての義務を承継し及び運用協定に署名した時に、新たな署名当事者について効力を生じ、同時に、前の署名当事者について効力を失う。

第三十条 資格停止及び除名
締約国がこの条約に基づきいづれかの義務に

違反した疑いがある旨の書面による通知を事務局が受領した後一年を経過した場合において、総会は、その締約国の申立てを考慮した後、義務の違反が事実であり、かつ、機構の效果的な運営を害すると認めるときは、その締約国を除名することを決定することができる。この条約は、その決定の日又は総会が定めるそれよりも遅い日に、その締約国について効力を失う。このため、総会の臨時会期を招集することができる。締約国が除名される場合には、その締約国が指定した署名当事者又は署名当事者としての資格におけるその締約国は、同時に脱退するものとする。運用協定は、この条約がその締約国について効力を失う日に、当該署名当事者について効力を失う。ただし、除名前機構により明示的に承認された契約上の債務及び除名前前の作為又は不作為から生ずる責任を履行するために必要な資本分担保に係る責任並びに次条及び運用協定第十六条の規定については、この限りでない。

(2) 署名当事者がその資格においてこの条約又は運用協定に基づきいづれかの義務(運用協定第三条(1)の規定に基づく義務を除く)に違反し、かつ、義務の違反を指摘した理事会の決議について書面による通告を受けた後三箇月以内に当該義務の違反を是正しなかつた場合には、理事会は、その署名当事者又は、適当なときは、当該締約国が行うことのある申立てを考慮した後、その署名当事者の権利を停止することができる。更に三箇月を経過した後、理事会がその署名当事者又は、適当なときは、当該締約国が行うことのある申立てを考慮した後当該義務の違反が是正されていないと認められる場合には、総会は、理事会の勧告に基づきその署名当事者を除名することを決定することができる。その除名は、その決定の日効力を生じ、運用協定は、その日にその署名当事者について効力を失う。

(3) 署名当事者が運用協定第三条(1)の規定に従つ

て支払うべき額を支払期限の後四箇月以内に支払わない場合には、その署名当事者のこの条約及び運用協定に基づく権利は、自動的に停止する。その署名当事者が支払うべきすべての額とその停止の後三箇月以内に支払わず又はその署名当事者を指定した締約国がその期間内に前条(4)の規定に基づき署名当事者の交代を行わなかつた場合には、理事会は、その署名当事者又はこれを指定した締約国が行うことのある申立てを考慮した後、その署名当事者を除名することを決定することができる。運用協定は、その決定の日その署名当事者について効力を失う。

(4) 署名当事者は、その権利が(2)又は(3)の規定に従つて停止されている期間、この条約及び運用協定に基づく署名当事者のすべての義務を引き続き負う。

(5) 署名当事者は、除名の後は、いかなる義務をも負わない。ただし、除名前機構により明示的に承認された契約上の債務及び除名前前の作為又は不作為から生ずる責任を履行するために必要な資本分担保金の自己の分担保額を負担する責任並びに次条及び運用協定第十六条の規定に基づく義務については、この限りでない。

(6) 署名当事者が除名された場合には、その署名当事者を指定した締約国は、前条(4)の規定に従い新たな署名当事者の指定を行若しくは署名当事者の資格を引き受け、又は脱退する。これらの措置は、除名の日の後三箇月以内にとられるものとし、除名の日に効力を生ずる。その締約国がこの期間が満了する時までにいづれの措置をとらなかつた場合には、その締約国は、その日にその締約国について効力を失う。

(7) この条約が締約国について効力を失つた場合には、機構とその締約国が指定した署名当事者又は署名当事者としての資格におけるその締約国との間の決済は、運用協定第十三条に定めるところに従つて行ふ。

第三十一条 紛争の解決

(1) この条約に基づく権利及び義務に関し締約国相互の間又は締約国と機構との間に生ずる紛争は、当事者間の交渉によつて解決するものとする。いづれかの当事者が解決を要請した時から一年以内に解決が得られない場合において、紛争の当事者が紛争を国際司法裁判所に付託し又は紛争を解決するための他の手続に付することを含む合意がないときは、その紛争は、当事者の合意を条件として、附属書に従つて仲裁に付することができる。締約国相互の間又は締約国と機構との間の紛争に関する仲裁裁判所のいづれの決定も、この条約が締約国について効力を失う旨の前条(1)の規定に基づく総会の決定を妨げ又はこれに影響を及ぼすものではない。

(2) 機構と一又は二以上の締約国との間で締結した協定の下で両者の間に生ずる紛争は、いづれかの当事者が解決を要請した時から一年以内に交渉によつて解決が得られない場合には、別段の合意がされない限り、紛争のいづれかの当事者の要請により、附属書に従つて仲裁に付する。

(3) この条約又は運用協定に基づく権利及び義務に関し一又は二以上の締約国と一又は二以上の署名当事者との間に生ずる紛争は、当該締約国及び当該署名当事者が合意する場合には、附属書に従つて仲裁に付することができる。

(4) 締約国又は署名当事者であつたことから生ずる権利及び義務に関する紛争については、この条の規定は、締約国又は署名当事者でなくなつた締約国又は署名当事者についても引き続き適用する。

第三十二条 署名及び批准

(1) この条約は、効力発生の時までは署名のため、その後は加入のため、ロンドンにおいて開放しておく。すべての国は、次のいづれかの方法により、締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件としないで署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

(2) 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を寄託者に寄託することによつて行ふ。

(3) いずれの国も、締約国となる際に又はその後いつでも、寄託者に対する書面による通告により、自国の権限の下で運航する船舶の登録機関及び自国の管轄の下にある陸上地球局であつてこの条約の適用を受けるものを宣言することができる。

(4) いずれの国も、自ら又はその指定した事業体が運用協定に署名するまでの間、締約国となることはない。

(5) この条約及び運用協定には、留保を付すことができない。

第三十三条 効力発生

(1) この条約は、当初出資率の九十五パーセントを代表する国が締約国となつた日の後六十日で効力を生ずる。

(2) (1)の規定にかかわらず、この条約は、署名のために開放された日の後三十六箇月以内に効力を生じない場合には、効力を生ずることはない。

(3) この条約の効力発生の日後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、批准、受諾、承認又は加入は、その寄託の日に効力を生ずる。

第三十四条 改正

(1) いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、事務局に提出するものとし、事務局は、これを他の締約国及び署名当事者に通報する。理事会による改正案の審議には、三箇月の予告を必要とする。理事会は、改正案の配布の日から六箇月以内に自己の見解を総会に提出する。総会は、その後六箇月を経過した後、理事会の見解を考慮に入れて改正案を審議する。総会は、特別の場合には、実質事項に関する決定の手續により、この期間を短縮することができる。

(2) 総会が採択した改正は、その採択の時ににおける締約国の三分の二以上であつてその時における

出資率の全体の三分の二以上を代表するものによる受諾の通告を寄託者が受領した後百二十日で効力を生ずる。改正は、効力発生の際は、すべての締約国(改正を受諾していないものを含む)及び署名当事者を拘束する。

第三十五条 寄託者

(1) この条約の寄託者は、政府間海事協議機関の事務局長とする。

(2) 寄託者は、すべての署名国及び加入国並びにすべての署名当事者に対し、速やかに次の事項を通告する。

(a) この条約の署名

(b) 批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託

(c) この条約の効力発生

(d) この条約の改正の採択及び効力発生

(e) 脱退の通告

(f) 資格停止及び除名

(3) この条約に関するその他の通告及び通報
寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第百二条の規定に基づき登録及び公表のため国際連合事務局に認証謄本を送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十六年九月三日にロンドンで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成した。原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、国際海事衛星組織の設立に関する国際会議に参加するよう招請された国の政府及びこの条約に署名し又は加入するその他の国の政府にその認証謄本一通を送付する。

附屬書

条約第三十一条及び運用協定第十六条に規定する紛争の解決手續

第一条

条約第三十一条又は運用協定第十六条の規定に

基づいて仲裁に付される紛争は、三人の仲裁人から成る仲裁裁判所が取り扱う。

第二条

紛争を仲裁に付することを希望する申立人又は申立人団は、各相手方及び事務局に対し次の事項を記載した文書を提出する。

(a) 紛争についての詳細な記述、各相手方が仲裁に参加することを必要とする理由及び求める措置

(b) 紛争の対象である事項が仲裁裁判所の権限内にある理由及び仲裁裁判所が、申立人に有利に決定する場合に、求める措置を認めなければならぬ理由

(c) 申立人が交渉により又は仲裁以外の方法によつて紛争を解決することができなかった理由についての説明

(d) 当事者の合意のあることが仲裁を行うための条件となる場合には、その合意の証明

(e) 申立人が仲裁人として指名する一人の者の氏名
事務局は、各締約国及び各署名当事者に当該文書の写しを速やかに配布する。

第三条

(1) 相手方は、すべての相手方が前条の文書の写しを受領した日から六十日以内に、仲裁人として一人の者を共同して指名する。各相手方は、単独で又は共同して、その期間内に各当事者及び事務局に対し同条の文書に対する単独又は共同の答弁(紛争の対象である事項から生ずる反対請求を含む)を文書によつて提出することができる。

(2) 二人の仲裁人が指名された後三十日以内に、これらの仲裁人は、第三の仲裁人を合意によつて選定する。第三の仲裁人は、いずれの当事者とも同一の国籍を有しておらず、いずれの当事者とも同一の領域内に居住しておらず、かつ、いずれの当事者にも役務を提供していない者でなければならない。

(3) いずれか一方の当事者が所定の期間内に仲裁

人を指名しない場合又は第三の仲裁人が所定の期間内に任命されない場合には、国際司法裁判所長(所長が職務を遂行することができない場合又は、次長、次長が職務を遂行することができない場合又は、いずれかの当事者とも同一の国籍を有しない先任の裁判官)は、いずれか一方の当事者の要請により、一人又は二人の仲裁人を任命することができる。

(4) 第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。

(5) 仲裁裁判所は、その長が選定された時に構成される。

第四条

(1) 仲裁裁判所に空席が生じた場合において、その理由が仲裁手続の当事者にとつてやむを得ない事情によるもの又は仲裁手続の適正な進行に反しないものであると仲裁裁判所の長又は残りの仲裁人が認めるときは、その空席は、次の規定に従つて補充する。

(a) 空席がいずれか一方の当事者によつて任命された仲裁人が欠けた結果生じた場合には、当該一方の当事者は、空席が生じた後十日以内に後任者を選定する。

(b) 空席が仲裁裁判所の長が欠けた結果又は前条(3)の規定に従つて任命された仲裁人が欠けた結果生じた場合には、後任者は、それぞれ同条(2)又は(3)に定める方法によつて選定される。

(2) 空席がその他の理由によつて生じた場合又は(1)に規定する理由によつて生じた空席が補充されない場合には、残りの仲裁人は、第一条の規定にかかわらず、いずれか一方の当事者の要請により、仲裁手続を継続し及び仲裁裁判所の最終決定を行う権限を有する。

第五条

(1) 仲裁裁判所は、開廷の日及び場所を決定する。仲裁手続は、公開せず、仲裁裁判所に提出さ

(2) 仲裁裁判所は、開廷の日及び場所を決定する。仲裁手続は、公開せず、仲裁裁判所に提出さ

- れるすべての資料は、秘密とする。もつとも、機構及び仲裁手続の当事者である署名当事者を指定した締約国は、出席する権利を有するものとし、提出された資料について知ることができ、機構が仲裁手続の当事者である場合には、すべての締約国及び署名当事者は、出席する権利を有するものとし、提出された資料について知ることができる。
- (3) 仲裁裁判所は、その権限について争いがある場合には、最初にその問題を取り扱う。
- (4) 仲裁手続は、書面によつて行はる。各当事者は、事実及び法に係る自己の主張を裏づける証拠を書面によつて提出する権利を有する。ただし、仲裁裁判所が適当と認めるときは、口頭で陳述及び証言を行うことができる。
- (5) 仲裁手続は、申立人が自己の主張、関係事実及びその証拠並びに援用する法の原則についての申立てを行うことによつて開始される。その申立てに対して相手方の反対申立てが行われず、申立人は、相手方の反対申立てに対して答弁を行うことができるものとし、相手方は、再答弁を行うことができる。その後の陳述は、仲裁裁判所が必要であると決定した場合に限り行うことができる。
- (6) 仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求を審理し、決定する。ただし、その反対請求が条約第三十一条及び運用協定第十六条に規定する仲裁裁判所の権限内にある場合に限る。
- (7) 当事者が仲裁手続の期間中に合意に達した場合には、その合意は、当事者の合意による仲裁裁判所の決定として記録する。
- (8) 仲裁裁判所は、紛争が条約第三十一条及び運用協定第十六条に規定する自己の権限外のものであると決定する場合には、仲裁手続の期間中いつでも、仲裁手続を終了させることができる。
- (9) 仲裁裁判所の評議は、秘密とする。
- (10) 仲裁裁判所の決定は、書面によつて行はるものとし、その書面には、決定の理由を付する。その

決定は、二人以上の仲裁人によつて支持されなければならない。その決定に同意しない仲裁人は、その意見を記載した別個の書面を提出することができる。

(11) 仲裁裁判所は、その決定を事務局に送付する。事務局は、すべての締約国及び署名当事者に対し当該決定を配布する。

(12) 仲裁裁判所は、仲裁手続に必要であり、かつ、この附属書に規定する手続規則に適合する追加の手続規則を採択することができる。

第六条 一方の当事者がその立場を表明しない場合には、他方の当事者は、仲裁裁判所に対し自己の申立てに基づいて決定することを求めることができる。仲裁裁判所は、その決定に先立ち、自己が権限を有すること並びに当該他方の当事者の立場が事実及び法において十分な根拠を有することを確認する。

第七条 (1) 当事者である署名当事者を指定した締約国は、仲裁手続に参加し、追加の当事者となる権利を有する。参加は、仲裁裁判所及び他の当事者に対する書面による通告によつて行はる。

(2) 他の締約国並びに署名当事者及び機構は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続に参加しかつ追加の当事者となるための許可を申請することができる。仲裁裁判所は、申請者が当該紛争に実質的な利害関係を有すると決定する場合には、その申請を承認する。

第八条 仲裁裁判所は、いずれかの当事者の要請により又は職権により、自己を補佐する専門家を任命することができる。

第九条 各締約国、各署名当事者及び機構は、仲裁裁判所が、いずれかの当事者の要請により又は職権により、紛争の処理及び解決に必要であると決定するすべての情報を提供する。

第十条

仲裁裁判所は、最終決定までの間、各当事者の権利を保全するために必要と認める暫定措置を指示することができる。

第十一条 (1) 仲裁裁判所の決定は、国際法に従つて行われ、その決定は、(a)条約及び運用協定並びに(b)一般に認められた法の原則に基づかなければならない。

(2) 仲裁裁判所の決定（第五条(7)の規定に基づく）は、当事者の合意によるものを含むものは、すべての当事者を拘束し、すべての当事者は、決定を誠実に履行する。機構が当事者である場合において、機構のいずれかの機関の決定が条約及び運用協定によつて認められず又はそれらに適合しないという理由により無効である仲裁裁判所の決定するときは、その仲裁裁判所の決定は、すべての締約国及び署名当事者を拘束する。

(3) 仲裁裁判所の決定の意味又は範囲に関して紛争が生じた場合には、当該仲裁裁判所は、いずれかの当事者の要請により、その決定を解釈する。

第十二条 仲裁裁判所が紛争の特殊な事情により別段の決定を行わない限り、仲裁裁判所の費用（仲裁人の報酬を含む）は、双方の当事者が均等に分担する。一方の当事者が二以上の当事者から成る場合には、仲裁裁判所は、当該一方の当事者の分担額を当該二以上の当事者の間に割り当てる。機構が当事者である場合には、仲裁に係る機構の費用は、機構の事務費とみなす。

第十三条 アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求めるの件
アシア太平洋電気通信共同体憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア太平洋電気通信共同体憲章
国際連合アジア太平洋経済社会委員会(以下「エスキップ」という)の加盟国及び準加盟国であるこの憲章の締約国の政府は、
エスキップ地域(以下「地域」という)の電気通信業務の均衡のとれた発達を地域の経済的及び社会的開発に相応する歩調のものとなるように確保されることの必要性を確信し、
地域における電気通信の現在の急速な発達及びアジア電気通信網の実現に照らして、地域における現在の及び予定されている電気通信業務の詳細な計画及び運営についての協力の必要性を考慮し、
地域的に取り扱うことができる電気通信の問題を解決するための協議機関を地域に設立することの必要性を認め、
地域における国内電気通信機関の間で計画及び運用上の措置をそれぞれ相互に関連させるための常設機関の必要性を認識して、
ここに次のとおり協定する。

第一条 設立
国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリス)第三十二条の規定に合致する地域的電気通信機関として、この憲章によりアジア太平洋電気通信共同体(以下「共同体」という)を設立する。

第二条 目的
1 共同体の目的は、次のとおりとする。
(a) 当面の及び将来の需要を満たすため、地域的及び国際的電気通信網の計画及び発達を地域においてそれぞれ相互に関連させること。
(b) すべての合意された通信網の実現を促進すること。
(c) 能率的な地域的及び国際的電気通信網の国内構成部分の発達を地域において援助すること。
(d) 地域内の及び国際的な通信のための技術基盤及び経路計画の調整を地域において助長すること。

(e) 地域的電気通信業務において能率的な運用方法が採用されるように努めること。
2 共同体は、1の目的を達成するため、次のことを行うことができる。

(a) 適当な場合には、国際電気通信連合と調整の上、加盟国及び準加盟国とつて共通の利益である電気通信技術の開発に関する技術的研究その他の研究を行うこと。
(b) 加盟国及び準加盟国の電気通信機関の間で情報、技術専門家及び他の専門職員を交換することを奨励すること。

(c) 加盟国及び準加盟国の間で電気通信の分野における技術を移転することの実行可能性を研究すること。
(d) 要請がある場合には、加盟国及び準加盟国に対する短期の技術援助を提供するように取り計らうこと。

(e) 電気通信職員及び研修計画に関する必要度の決定に当たり、加盟国及び準加盟国に対して助言を行うこと。
(f) 地域における電気通信に係る適当な国際機関と協力して、地域的性格又は多数国の性格を有する電気通信研究所を地域に設立することを促進すること。

(g) 適当な国際的又は地域的機関と協力して、地域における二者又は多数者の間の電気通信計画の作成及び実施を促進し及び援助すること。

第三条 共同体の構成

1 共同体は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟国で構成する。

2 共同体の加盟国の地位は、地域にある国であつて国際連合の加盟国又はエスキヤップの加盟国であるものに開放する。当該国は、第十七条又は第十九条の規定に従つてこの憲章の締約国となることにより、共同体の加盟国となる。

3 地域にある国であつて2の規定に基づいて加盟国となる資格を有しないものは、すべての加盟国の三分の二の賛成票を得た後第十九条の規

定に従つてこの憲章の締約国となることにより、共同体の加盟国となる。

4 共同体の準加盟国の地位は、エスキヤップの準加盟国に開放する。エスキヤップの準加盟国は、第十七条又は第十九条の規定及び第二十条の規定に従つてこの憲章の締約国となることにより、共同体の準加盟国となる。

5 共同体の賛助加盟国の地位は、企業体として地域における国内電気通信業務又は国際電気通信業務を運営する事業体であつて、共同体の加盟国又は準加盟国により賛助加盟員として指名されるものに開放する。当該事業体は、指名を行う加盟国又は準加盟国を通じ、事務局長にあつた通知により又は事務局長の任命前においてはエスキヤップの事務局長にあつた通知によりこの憲章に賛同する意思を共同体に通報することによつて、その通知が受領された日から共同体の賛助加盟員となる。

第四条 権利の承認

共同体は、加盟国及び準加盟国に対しその電気通信を規律する権利を十分に承認し、また、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員が現存の国際的及び地域的電気通信機関に対して負う義務を考慮を払う。

第五条 本部

共同体の本部は、パンコックに置く。

第六条 公用語

共同体の公用語は、英語とする。

第七条 機関

1 共同体の主要機関は、次のものとする。

(a) 総会

(b) 管理委員会

(c) 事務局

2 総会又は管理委員会は、共同体の目的を遂行するために必要と認め補助機関及び専門部会を設置する。

3 2の補助機関又は専門部会を設置する場合には、同時に、付託事項、存続期間、活動を行うための他の規則及び予算案項を定める。

4 総会及び管理委員会の会合は、別段の決定が行われない限り、共同体の本部において開催する。

第八条 総会

1 総会は、共同体の最高機関とし、共同体のすべての加盟国及び準加盟国で構成する。

2 各加盟国は、総会において一個の投票権を有する。

3 準加盟国は、総会において投票権を有しない。賛助加盟員は、総会の審議にオブザーバーとして参加することができる。

4 総会は、三年ごとに通常会期として、また、必要がある場合には臨時会期として会合する。臨時会期は、共同体の加盟国の三分の二の要請により総会の議長が招集する。

5 総会は、次のことを行う。

(a) 共同体の目的を遂行するための一般方針及び一般原則を決定すること。

(b) 総会の次の通常会期までの期間について共同体の年次予算の基準及び年次経費の限度額を定めること。

(c) 共同体の活動に関する管理委員会の報告を受領し及び検討し、並びに管理委員会に対し措置を必要とする事項について指示を与えること。

(d) 共同体と政府、機関又は主管庁との間の取極を必要に応じて締結し又は改正すること。

(e) その手続規則を採択すること。

7 総会は、通常会期ごとに、共同体の加盟国の代表の中から議長一人及び副議長二人を選挙する。議長一人及び副議長二人は、総会の次の通常会期まで、それぞれその職にあるものとし、引き続き任期につき議長及び副議長のいずれの職に対しても被選挙資格を有する。ただし、いずれの者も、連続する二を越える任期については、同一の職に対する被選挙資格を有しない。

8 総会が選挙する議長は、「アジア太平洋電気

通信共同体総裁」の称号を有する。
9 総会の会期は、議長が主宰する。次の会期の会合の期日及び場所は、各会期中において決定する。

10 総会の議長が何らかの理由によりこの条の規定に基づく任務を遂行することができない場合には、副議長のいずれか一人が、議長の任務を遂行する。

11 この憲章の他の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、出席しかつ投票する加盟国の単純過半数による議決で行う。ただし、会計上の事項に関する決定には、出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

12 共同体の加盟国の代表の三分の二をもつて総会の会合の定足数とする。

第九条 管理委員会

1 管理委員会は、共同体のすべての加盟国及び準加盟国で構成する。各加盟国及び各準加盟国は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、顧問を伴うことができる。代表は、できる限り、電気通信の分野において経験がある適任者であつて、加盟国又は準加盟国の電気通信主管庁の職員であるもの又はその電気通信主管庁に対し若しくはこれに代わつて直接に責任を負うものとする。

2 各加盟国は、管理委員会において一個の投票権を有する。

3 準加盟国は、管理委員会において投票権を有しない。

4 賛助加盟員は、管理委員会の審議にオブザーバーとして参加することができる。

5 管理委員会は、総会が決定する方針及び原則並びに総会が与える特定の指示に従い、次のことを行う。

(a) 共同体の事務の運営を監督すること。

(b) 共同体の事務上、会計上その他の活動に必要なと認める規則を作成すること。

(c) 共同体の業務計画を検討し及び承認すること。

- (d) 総会が定める年次経費を基準として、かつ、その限度額の範囲内で、共同体の年次予算及び必要と認められる追加予算を検討し及び承認すること。
- (e) 共同体の会計計算書を検査するための措置をとり及びこの計算書を承認すること。
- (f) 共同体の業務に関する年次報告を検討し及び承認し並びに総会に定期報告を提出すること。
- (g) 事務局のすべての活動を審査し、指示し、管理し及び調整すること。
- (h) 共同体に代わつて、共同体と政府、機関又は主管庁との間の暫定的取極を締結すること。管理委員会は、締結した暫定的取極について、総会の承認を求め、又は総会の会期から会期までの間においては通信により加盟国の単純過半数による承認を求めるとし、必要な場合には、通信により準加盟国及び賛助加盟員と協議することができ。
- (i) この憲章に規定されていない問題を解決するために必要な措置をとることを総会の議長に要請し、総会の会期から会期までの間において必要な場合には、そのような問題を解決するためにとるべき措置について通信により加盟国の三分の二以上の多数による承認を求めること。

- 1 共同体が招請される会議又は会合において共同体を代表させる方法を決定すること。
 - (k) 10の規定に従い、共同体の事務局長及び事務局次長を任命すること。
 - (l) 事務局長、事務局次長その他の事務局の職員の職務の性質及び雇用条件を定めること。
 - (m) その手続規則を採択すること。
- 6 管理委員会は、二年ごとに、共同体の加盟国の代表の中から委員長一人及び副委員長二人を選挙する。委員長一人及び副委員長二人は、次回選挙が行われる時まで、それぞれその職にあるものとし、引き続き任期につき委員長及び副委員長は、いずれの職に対しても被選挙資格を有する。ただし、いずれの者も、連続する二を越える任期については、同一の職に対する被選挙資格を有しない。
- 7 管理委員会は、毎年一回会合する。管理委員会の委員長は、次のいずれかの場合には、追加の会合を招集する。
- (a) 加盟国の三分の二が追加の会合を要請し、かつ、出席することに同意した場合
 - (b) 委員長が追加の会合の開催が必要であると認め、かつ、加盟国の三分の二が出席することに同意した場合
- 管理委員会の委員長は、問題が総会にとつて特に関心があるものと認める場合には、総会の議長に通報する。
- 8 共同体の加盟国の代表の三分の二をもつて管理委員会の会合の定足数とする。
- 9 管理委員会の決定は、意見の一致によつて行う。
- 10 管理委員会は、そのために特に招集される加盟国の代表の会合において加盟国が指名する候補者の名簿から選定された結果に基づき、事務局長を任命する。管理委員会は、同様に事務局次長を任命する。もつとも、事務局次長は、事務局次長の選定のために開催される会合に出席し、かつ協議を受けることができる。

- 第十條 事務局
- 1 共同体の事務局は、共同体の首席の管理職員である事務局次長、管理委員会が必要と認める数の事務局次長及び管理委員会が必要と認める他の職員で構成する。
 - 2 事務局次長及び事務局次長は、三年間在任するものとし、再任されることができ。ただし、連続する二の任期を超えて在任してはならない。
 - 3 事務局次長は、管理委員会が決定する勤務条件で、管理委員会が必要と認める他の職員を任命する。
 - 4 事務局次長は、事務局次長その他の事務局の職員の補佐を受けて次のことを行う。
 - (a) 総会及び管理委員会の事務局の職務を行うこと。
 - (b) 共同体の主要機関及び補助機関に対して事務局としての事務を行い、及びこれらの機関の会合を招集することを取り計らうこと。
 - (c) 共同体のすべての記録を保管すること。
 - (d) 総会又は管理委員会が委託する職務を遂行すること。
 - (e) 共同体の運営に関し、管理委員会に対して責任を負うこと。
 - (f) 必要な場合には、総会及び管理委員会の決定を実施すること。
 - (g) 共同体の技術援助の総合計画及び事業計画を実施すること。
 - (h) 総会又は管理委員会が別に指示する場合は、除くほか、必要な場合には、共同体が招請される会議又は会合において共同体を代表すること。
 - (i) 共同体の業務計画案、予算の見積書、会計計算書、年次報告及び定期報告を作成し、並びに検討及び承認のためこれらを管理委員会に提出すること。

- 第十一條 共同体の会計
- 1 共同体の経費は、次のものに関する費用から成る。
 - (a) 総会
 - (b) 管理委員会
 - (c) 共同体が招集する会議又は会合
 - (d) 事務局
 - (e) 共同体の技術援助活動
 - (f) その他の諸活動
 - 2 1(a)から(f)までに掲げるものに関する共同体の経費は、次の二の財源によつて賄う。
 - (a) 加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の通常分担金。通常分担金は、共同体の加盟国、準加盟国及び賛助加盟員となる際に次の分担等級の単位数のうちから任意に選定した単位数に応じ決定される金額とする。
 - 六〇 五〇 四〇 三〇 二〇 一〇
 - 四 二 一 〇・五
 - (b) 現金又は他の形態による特別拠出。特別拠出は、加盟国、準加盟国、賛助加盟員及び他の者が任意に行うことができる。
 - 3 1(a)に掲げるものに関する共同体の経費は、特別拠出によつて賄う。
 - 4 加盟国、準加盟国及び賛助加盟員は、管理委員会承認した年次予算に基づいて計算した年次分担金の額を前払する。
 - 5 共同体に対する支払が延滞している加盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年度に於いてその加盟国の分担金の額以上である間は、総会、管理委員会及び補助機関における投票権を失う。
 - 6 各加盟国、各準加盟国及び各賛助加盟員は、総会、管理委員会その他の機関の会合に出席する各自の代表団の経費を負担する。
- 第十二條 法律上の能力、特権及び免除
- 1 共同体は、法人格を有し、次の能力を有する。
 - (a) 契約をすること。
 - (b) 不動産及び動産を取得し及び処分すること。
 - 2 訴えを提起すること。
 - 3 共同体は、タイ政府との間で本部協定を締結する。
 - 4 共同体及びその職員は、共同体の各加盟国及び各準加盟国の領域において、共同体の任務の遂行及びその目的の達成のために必要な特権及び免除であつて千九百四十六年の国際連合の特権及び免除に関する条約に基づいて国際連合及びその職員に与えられるもの又は、加盟国若しくは準加盟国が選択する場合には、その者と共同体との間で締結する取極において定められる特権及び免除を享有することができる。

第十三条 国際連合並びに国際的及び地域的機関との関係

共同体は、国際連合の適当な機関及び専門機関並びに他の適当な国際的及び地域的機関と緊密な関係を設定し及び維持する。

第十四条 共同体からの脱退

1 共同体の加盟国又は準加盟国は、事務局長にあてた脱退の通告により共同体から脱退することができる。この場合において、脱退する加盟国又は準加盟国が指名した賛助加盟員は、当該通告により共同体から脱退する。

2 賛助加盟員は、自己を指名した加盟国又は準加盟国を通じ、事務局長にあてた通告により共同体から脱退することができる。

3 事務局長は、他のすべての加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に対して1及び2の通告の受領を通報し、並びにその通告を第十六条にいう寄託者に送付する。

4 脱退の通告は、事務局長が会計年度の最初の六箇月の期間内に受領した場合には、当該会計年度の最後の日に効力を生ずるものとし、その期間を経過した後に受領した場合には、通告の受領の後一年で効力を生ずる。

5 共同体から脱退する加盟国、準加盟国又は賛助加盟員は、その地位にあつた期間中に負つた債務について引き続き責任を負う。

第十五条 共同体の解散

1 共同体の総会は、出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数により、共同体を解散することを決議することができる。

2 共同体の加盟国の三分の二が事務局長にあてた通告により1の決議を承認した場合には、総会は、共同体を解散するために必要な措置をとる。この措置は、共同体の資産を清算するための委員会の設置を含む。

3 総会は、適当な段階において、共同体が解散された旨の最終宣言を採択する。この宣言は、事務局長が次条にいう寄託者に通知する。

第十六条 この憲章の寄託者

この憲章は、国際連合事務総長（以下「寄託者」という。）に寄託する。

第十七条 署名、批准又は受諾

1 この憲章は、効力発生の時まで、それぞれ第三條又は4の規定に基づいて共同体の加盟国又は準加盟国となる資格を有するすべての者による署名のために開放しておく。

2 この憲章は、千九百七十六年四月一日から千九百七十六年十月三十一日まで、バンコックにあるエスキヤップ事務局において署名のために開放しておく。この憲章は、その後、国際連合事務総長に送付するものとし、効力発生の時まで、ニュー・ヨークにある国際連合本部において署名のために開放しておく。この憲章は、同本部に寄託される。

3 寄託者は、それぞれ第三條又は4の規定に基づいて共同体の加盟国又は準加盟国となる資格を有するすべての国及びエスキヤップのすべての準加盟国に対し、この憲章の認証謄本を送付する。

4 この憲章は、署名者によつて批准され又は受諾されなければならない。批准書又は受諾書は、寄託者に寄託する。寄託者は、他の署名者に批准書又は受諾書の寄託及びその日付を通告する。

5 この憲章の効力発生の日前に批准書又は受諾書を寄託する署名者は、その効力発生の日に共同体の加盟国又は準加盟国となる。他の署名者であつて4の規定に従うものは、批准書又は受諾書を寄託した日の後三十日目に共同体の加盟国又は準加盟国となる。

第十八条 効力発生

この憲章は、第三條2の規定に基づいて共同体の加盟国となる資格を有する七の署名国（共同体の本部が置かれる国であるタイを含む。）が批准書又は受諾書を寄託者に寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

第十九条 加入

1 第三條2又は3の規定に基づいて共同体の加盟国となる資格を有する国及びエスキヤップの準加盟国は、この憲章の効力発生の後は、加入書を寄託者に寄託することによりこの憲章に加入することができる。

2 加入書は、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。寄託者は、加入書を受領した場合に、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に対し、各加入を通告する。

第二十条 エスキヤップの準加盟国

エスキヤップの準加盟国がその国際関係の処理について完全な責任を有しない場合において、その国際関係の処理について責任を有する国の政府が当該準加盟国のためにこの憲章に加入せず又は加入する資格を有しないときは、当該準加盟国は、この憲章に加入する時に、その国際関係の処理について責任を有する国の政府が発給する文書であつて、当該準加盟国がこの憲章の締約国となる権限を有すること並びにこの憲章に基づく権利及び義務を有し及び負う権限を有することを確認するものを提出する。

第二十一条 共同体の総会及び管理委員会の創立会合

エスキヤップの事務局長は、この憲章の効力発生の後三箇月以内に、タイ政府と協議の上、共同体の総会及び管理委員会の創立会合を招集する。もつとも、この創立会合は、千九百七十七年八月一日前に開催してはならない。

第二十二条 この憲章の改正

1 加盟国は、この憲章の改正を提案することができる。この憲章の改正の採択には、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

3 改正は、加盟国の三分の二が改正の批准書又は受諾書を寄託者に寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの憲章に署名した。

四月一日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、核兵器完全禁止協定実現に関する請願（第一九二二号）（第一九一三三号）（第一九一四四号）（第一九一五五号）（第一九一六六号）（第一九一七七号）（第一九一八八号）（第一九一九九号）（第一九二〇〇号）（第一九二一一号）（第一九二二二号）（第一九二三三号）（第一九二四四号）（第一九二五五号）（第一九二六六号）（第一九二七七号）（第一九二八八号）（第一九二九九号）（第一九三〇〇号）（第一九三一一号）
- 一、核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願（第一九三二二号）（第一九三三三号）（第一九三四四号）（第一九三五五号）（第一九三六六号）（第一九三七七号）（第一九三八八号）（第一九三九九号）（第一九四〇〇号）（第一九四一一号）（第一九四二二号）（第一九四三三号）

第一九一二号 昭和五十二年三月十八日受理

核兵器完全禁止協定実現に関する請願

請願者 広島市舟入幸町一七ノ八 隅谷貴美枝外千八百二十一号

紹介議員 岩間 正男君

世界の平和と安全のため、核戦争阻止、核兵器完全禁止、被爆者救援を実現しなければならない立場から、次の措置を図らねばならない。核兵器の完全禁止（使用、実験、製造、貯蔵、配備、展開の禁止）の国際協定実現を、各国政府と国連に求める決議を行うこと。

第一九一三三号 昭和五十二年三月十八日受理

核兵器完全禁止協定実現に関する請願

請願者 広島市舟入本町一四ノ二六 石田静馬外四千七百四十三号

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九一四号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市舟入本町五ノ六 中野寛外
九百三十八名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九一五号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市舟入中町三ノ七 橋詰典子
外千六百八十七名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九一六号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 千葉県香取郡小見川町南原地新田
四〇四 大島良作外二千二百六十
三名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九一七号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市舟入本町一五ノ六 穂山キ
シ外九百六十六名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九一八号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市舟入幸町一七ノ一八 香川
タマ外八百四名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九一九号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 千葉市千種町三六八ノ七 内川マ
ツノ外二千五百名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二〇号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 千葉市幕張町六ノ二七五 藤本花
子外五千八百六十名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二二号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市舟入川口町一九ノ二三 唐
津博外千六百名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二二号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 千葉県成田市台方八六六ノ六 深
井和子外五千六百九十三名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二三号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 千葉県佐倉市生谷一、五六六 前

田マサ子外千三百七十名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二四号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市河原町六ノ一 渡部和太郎
外四千二百四十名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二五号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市舟入本町六ノ五 浜田久子
外二千五百二十名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二六号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市舟入本町六ノ四 片山月夫
外千五百名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二七号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市舟入中町三ノ一六 豊島民
子外千二百二名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二八号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願

請願者 広島市黄金山町五ノ五 羽山峯人
外千五百名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九二九号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市天満町一六ノ一六 中田イ
ス子外千二百二名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九三〇号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市舟入幸町二ノ四 岡田ナ
ツエ外千十五名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九三二号 昭和五十二年三月十八日受理
核兵器完全禁止協定実現に関する請願
請願者 広島市打越町一〇ノ四 下田小静
外六百六十五名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九三三号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化
に関する請願
請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町三ノ二二四
中村みつゑ外百七十四名

紹介議員 岩間 正男君
世界の平和と安全のため核戦争を阻止し、核兵器
完全禁止国際協定の締結、被爆者援護法を実現し
なければならぬ立場から、次の措置を図られた

い。
一、日本から核兵器、核部隊、核基地を撤去せ、核兵器を積載できる艦艇、航空機の寄港、発着、通過を禁止し、核戦闘訓練をやめさせること。

二、被爆国日本の責務として、「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を立法化すること。同時に、この立法措置を在日米軍にも厳格に適用するための効果的な措置を講ずること。

第一九三三号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県浜松市白羽町九、七九七ノ九 鈴木敏子外百七十八名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九三四号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県浜松市野口町三三八 下雲光弘外百七十八名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九三五号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県浜松市白羽町五、七九七ノ七 鈴木善次郎外百七十四名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九三六号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県浜松市湖東町一、八一五ノ八三 花田美奈子外百六十六名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九三七号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町六、三七一ノ三 石川富江外二百五五名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九三八号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県浜松市半田町三、六二六ノ一三 玉木かつみ外二百十三名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九三九号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県天竜市渡ヶ島二〇六 森重充男外二百十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九四〇号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県天竜市山東二、二七九ノ八 鈴木政幸外二百六十二名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九四一号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県天竜市二俣町阿蔵一二五ノ四 鈴木淳一外二百十六名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九四二号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 静岡県浜松市泉町三ノ一ノ一一 繁田綾子外二百二十四名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第一九四三号 昭和五十二年三月十八日受理
核部隊・核基地の撤去並びに非核三原則の立法化に関する請願

請願者 千葉市幕張町六ノ三〇一ノ一〇一 馬上惣一外二百五十名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。